（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
296,000	297,000	244,200	326,000	327,000	268,950	356,000	357,000	293,700	386,000	387,000	318,450
297,000	298,000	245,025	327,000	328,000	269,775	357,000	358,000	294,525	387,000	388,000	319,275
298,000	299,000	245,850	328,000	329,000	270,600	358,000	359,000	295,350	388,000	389,000	320,100
299,000	300,000	246,675	329,000	330,000	271,425	359,000	360,000	296,175	389,000	390,000	320,925
300,000	301,000	247,500	330,000	331,000	272,250	360,000	361,000	297,000	390,000	391,000	321,750
301,000	302,000	248,325	331,000	332,000	273,075	361,000	362,000	297,825	391,000	392,000	322,575
302,000	303,000	249,150	332,000	333,000	273,900	362,000	363,000	298,650	392,000	393,000	323,400
303,000	304,000	249,975	333,000	334,000	274,725	363,000	364,000	299,475	393,000	394,000	324,225
304,000	305,000	250,800	334,000	335,000	275,550	364,000	365,000	300,300	394,000	395,000	325,050
305,000	306,000	251,625	335,000	336,000	276,375	365,000	366,000	301,125	395,000	396,000	325,875
306,000	307,000	252,450	336,000	337,000	277,200	366,000	367,000	301,950	396,000	397,000	326,700
307,000	308,000	253,275	337,000	338,000	278,025	367,000	368,000	302,775	397,000	398,000	327,525
308,000	309,000	254,100	338,000	339,000	278,850	368,000	369,000	303,600	398,000	399,000	328,350
309,000	310,000	254,925	339,000	340,000	279,675	369,000	370,000	304,425	399,000	400,000	329,175
310,000	311,000	255,750	340,000	341,000	280,500	370,000	371,000	305,250	400,000円以上		給与の金額から70,000円を控除した金額
311,000	312,000	256,575	341,000	342,000	281,325	371,000	372,000	306,075			
312,000	313,000	257,400	342,000	343,000	282,150	372,000	373,000	306,900			
313,000	314,000	258,225	343,000	344,000	282,975	373,000	374,000	307,725			
314,000	315,000	259,050	344,000	345,000	283,800	374,000	375,000	308,550			
315,000	316,000	259,875	345,000	346,000	284,625	375,000	376,000	309,375			
316,000	317,000	260,700	346,000	347,000	285,450	376,000	377,000	310,200			
317,000	318,000	261,525	347,000	348,000	286,275	377,000	378,000	311,025			
318,000	319,000	262,350	348,000	349,000	287,100	378,000	379,000	311,850			
319,000	320,000	263,175	349,000	350,000	287,925	379,000	380,000	312,675			
320,000	321,000	264,000	350,000	351,000	288,750	380,000	381,000	313,500			
321,000	322,000	264,825	351,000	352,000	289,575	381,000	382,000	314,325			
322,000	323,000	265,650	352,000	353,000	290,400	382,000	383,000	315,150			
323,000	324,000	266,475	353,000	354,000	291,225	383,000	384,000	315,975			
324,000	325,000	267,300	354,000	355,000	292,050	384,000	385,000	316,800			
325,000	326,000	268,125	355,000	356,000	292,875	385,000	386,000	317,625			

（備考　給与所得控除後の給与の金額の求め方）

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

附則別表　昭和31年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表（附則第四項の規定により所得税法別表第六の附表を読み替えたもの）

（一）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
97,580	円未満	80,500円未満	146,000	147,000	120,450	196,000	197,000	161,700	246,000	247,000	202,950
97,580	98,000	80,500	147,000	148,000	121,275	197,000	198,000	162,525	247,000	248,000	203,775
98,000	99,000	80,850	148,000	149,000	122,100	198,000	199,000	163,350	248,000	249,000	204,600
99,000	100,000	81,675	149,000	150,000	122,925	199,000	200,000	164,175	249,000	250,000	205,425
100,000	101,000	82,500	150,000	151,000	123,750	200,000	201,000	165,000	250,000	251,000	206,250
101,000	102,000	83,325	151,000	152,000	124,575	201,000	202,000	165,825	251,000	252,000	207,075
102,000	103,000	84,150	152,000	153,000	125,400	202,000	203,000	166,650	252,000	253,000	207,900
103,000	104,000	84,975	153,000	154,000	126,225	203,000	204,000	167,475	253,000	254,000	208,725
104,000	105,000	85,800	154,000	155,000	127,050	204,000	205,000	168,300	254,000	255,000	209,550
105,000	106,000	86,625	155,000	156,000	127,875	205,000	206,000	169,125	255,000	256,000	210,375
106,000	107,000	87,450	156,000	157,000	128,700	206,000	207,000	169,950	256,000	257,000	211,200
107,000	108,000	88,275	157,000	158,000	129,525	207,000	208,000	170,775	257,000	258,000	212,025
108,000	109,000	89,100	158,000	159,000	130,350	208,000	209,000	171,600	258,000	259,000	212,850
109,000	110,000	89,925	159,000	160,000	131,175	209,000	210,000	172,425	259,000	260,000	213,675
110,000	111,000	90,750	160,000	161,000	132,000	210,000	211,000	173,250	260,000	261,000	214,500
111,000	112,000	91,575	161,000	162,000	132,825	211,000	212,000	174,075	261,000	262,000	215,325
112,000	113,000	92,400	162,000	163,000	133,650	212,000	213,000	174,900	262,000	263,000	216,150
113,000	114,000	93,225	163,000	164,000	134,475	213,000	214,000	175,725	263,000	264,000	216,975
114,000	115,000	94,050	164,000	165,000	135,300	214,000	215,000	176,550	264,000	265,000	217,800
115,000	116,000	94,875	165,000	166,000	136,125	215,000	216,000	177,375	265,000	266,000	218,625
116,000	117,000	95,700	166,000	167,000	136,950	216,000	217,000	178,200	266,000	267,000	219,450
117,000	118,000	96,525	167,000	168,000	137,775	217,000	218,000	179,025	267,000	268,000	220,275
118,000	119,000	97,350	168,000	169,000	138,600	218,000	219,000	179,850	268,000	269,000	221,100
119,000	120,000	98,175	169,000	170,000	139,425	219,000	220,000	180,675	269,000	270,000	221,925
120,000	121,000	99,000	170,000	171,000	140,250	220,000	221,000	181,500	270,000	271,000	222,750
121,000	122,000	99,825	171,000	172,000	141,075	221,000	222,000	182,325	271,000	272,000	223,575
122,000	123,000	100,650	172,000	173,000	141,900	222,000	223,000	183,150	272,000	273,000	224,400
123,000	124,000	101,475	173,000	174,000	142,725	223,000	224,000	183,975	273,000	274,000	225,225
124,000	125,000	102,300	174,000	175,000	143,550	224,000	225,000	184,800	274,000	275,000	226,050
125,000	126,000	103,125	175,000	176,000	144,375	225,000	226,000	185,625	275,000	276,000	226,875
126,000	127,000	103,950	176,000	177,000	145,200	226,000	227,000	186,450	276,000	277,000	227,700
127,000	128,000	104,775	177,000	178,000	146,025	227,000	228,000	187,275	277,000	278,000	228,525
128,000	129,000	105,600	178,000	179,000	146,850	228,000	229,000	188,100	278,000	279,000	229,350
129,000	130,000	106,425	179,000	180,000	147,675	229,000	230,000	188,925	279,000	280,000	230,175
130,000	131,000	107,250	180,000	181,000	148,500	230,000	231,000	189,750	280,000	281,000	231,000
131,000	132,000	108,075	181,000	182,000	149,325	231,000	232,000	190,575	281,000	282,000	231,825
132,000	133,000	108,900	182,000	183,000	150,150	232,000	233,000	191,400	282,000	283,000	232,650
133,000	134,000	109,725	183,000	184,000	150,975	233,000	234,000	192,225	283,000	284,000	233,475
134,000	135,000	110,550	184,000	185,000	151,800	234,000	235,000	193,050	284,000	285,000	234,300
135,000	136,000	111,375	185,000	186,000	152,625	235,000	236,000	193,875	285,000	286,000	235,125
136,000	137,000	112,200	186,000	187,000	153,450	236,000	237,000	194,700	286,000	287,000	235,950
137,000	138,000	113,025	187,000	188,000	154,275	237,000	238,000	195,525	287,000	288,000	236,775
138,000	139,000	113,850	188,000	189,000	155,100	238,000	239,000	196,350	288,000	289,000	237,600
139,000	140,000	114,675	189,000	190,000	155,925	239,000	240,000	197,175	289,000	290,000	238,425
140,000	141,000	115,500	190,000	191,000	156,750	240,000	241,000	198,000	290,000	291,000	239,250
141,000	142,000	116,325	191,000	192,000	157,575	241,000	242,000	198,825	291,000	292,000	240,075
142,000	143,000	117,150	192,000	193,000	158,400	242,000	243,000	199,650	292,000	293,000	240,900
143,000	144,000	117,975	193,000	194,000	159,225	243,000	244,000	200,475	293,000	294,000	241,725
144,000	145,000	118,800	194,000	195,000	160,050	244,000	245,000	201,300	294,000	295,000	242,550
145,000	146,000	119,625	195,000	196,000	160,875	245,000	246,000	202,125	295,000	296,000	243,375

法律第五十七号（昭三一・三・三一）

◎関税定率法の一部を改正する法律

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

「

三一一	砂糖		
	一	しよ糖の重量が全重量の百分の九十八をこえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものを除く。）	二割
	二	その他	三割五分
三一二	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの		三割五分
三一三	糖みつ		
	一	糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の百分の六十をこえないもの	二割
	二	その他	三割五分

」を

「

三一一	砂糖	
	一	しよ糖の重量が全重量の百分の九十八をこえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものを除く。）
		一キログラムにつき十四円
	二	その他
		一キログラムにつき二十四円
三一二	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき三十六円
三一三	糖みつ	三割五分
	一	糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の百分の六十をこえないもの
		一キログラムにつき六円
	二	その他
		一キログラムにつき十円

」に改める。

別表の第三類中

「3　この類において「アルコール分」とは、摂氏十五度において原容量中に含まれる純アルコール（摂氏十五度における比重が〇・七九四七のアルコールをいう。）の容量の原容量に対する百分比をいう。」

を

「3　この類において「アルコール分」とは、摂氏十五度において原容量中に含まれる純アルコール（摂氏十五度における比重が〇・七九四七のアルコールをいう。）の容量の原容量に対する百分比をいう。

4　この類において「糖度」とは、摂氏二十度において検糖器により測定した場合の真接偏光度をいう。」

に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭三一・三・三一）

◎関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「小学校又は」を「小学校、中学校若しくは」に、「小学部若しくは」を「小学部若しくは中学部の児童若しくは生徒又は」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十四項中「又は第八項」を、「、第八項又は第十項」に、「附則第十項又は第十一項」を「附則第十三項又は第十四項」に改め、同項を附則第十七項とし、以下三項ずつ繰り下げる。

附則第十三項中「若しくは第九項」を、「、第九項、第十一項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十二項中「附則第十項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十一項中「昭和三十一年三月三十一日（大豆にあつては、昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日）」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項の次に次の三項を加える。

10　法の別表に掲げる物品のうち、政令で定める原子力の研究の用に供されるもの（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、昭和三十二年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供されないものに限り、その関税を免除する。

11　前項の規定により関税の免除を受けた物品をその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、政令で定めるところにより同種の他の研究の用途に供した場合は、この限りでない。

12　附則第七項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。

別表甲号中

「

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラー用のエキステンダー（ピグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。）及び四エチル鉛		一割五分
七三三	染料及び顔料（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラーベース		一割

」を

「

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラーベース		一割

」に改める。

別表乙号中

「

七〇五	合成染料		
	六	建築染料	
		乙　その他	
		カーボンブラック	
七一九			

」を

「

七〇五	合成染料		
	六	建築染料	
		乙　その他	
		カーボンブラック	一割五分
七一九			一割

」に改める。

「

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラー用のエキステンダーペーストとともに輸入するものに限る。）	一割
七〇五	合成染料	
	六　建築染料	一割五分
	乙　その他	一割
七一九	カーボンブラック	七分五厘
七三三	染料及び顔料（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラーベース	

」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

法律第五十九号（昭三一・三・三一）

◎砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「移出する」を「移出した」に改める。

第五条第一項中「移出する」を「移出した」に、「その消費者が」を「その消費者を砂糖類の製造者とみなし、当該消費者が」に、「引き取る」を「移出した」に改める。

第七条を削り、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（製造者とみなす場合）

第六条　第一種甲類の砂糖を製造する者（第二種又は第三種の砂糖を製造しない者に限る。）が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、自己の製造した第一種の砂糖を他人に委託してその製造場から移出した場合には、その委託を受けた者を砂糖類の製造者とみなし、その者が当該砂糖をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第八条第一項、第十五条、第十六条及び第十九条を除く。）を適用する。

2　砂糖類が砂糖類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該砂糖類を移出した者を砂糖類の製造者とみなして、この法律を適用する。

第八条第二項第一号中「糖みつ」の下に「（氷糖みつを除く。）」を加える。

第十条第一項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

砂糖類の製造者は、毎月その製造場から移出した砂糖類（当該移出につき第十五条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定の適用を受けた砂糖類を除く。）の種別（第一種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ。）及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第十一条中「前条第一項、第二項又は第三項後段」を「前条第一項若しくは第二項」に、「又は種別ごとの重量」を「若しくは種別ごとの重量その他税率に係る事項が税務署長若しくは」に改め、「異なるとき」の下に「、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合に」を加え、「重量を決定し」に改め、「提出した」の下に「、又は提出すべき」を加える。

第十三条第一項中「移出する」を「移出した」に改め、その移出の際徴収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、」を削る。

第十四条中「三月（前条第一項ただし書の場合には、一月）」を「一月」に改める。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「（当該移出先又は引取先において国から譲渡された砂糖類については、当該譲受者）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第一項の承認を受けて移出され、又は引き取られた砂糖類で国の所有するものをその移出先又は引取先において譲り受ける者は、当該砂糖類の引渡を受ける前に、その砂糖類の種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を当該移出先又は引取先の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第十六条第一項中「納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日」を「砂糖類を保税地域から引き取つた者が第三十五条第一項第一号の規定

に該当する場合において、その砂糖消費税を徴収するときは、その引き取つた日」に、「同項」を「同条第三項」に、「第十三条第一項ただし書」を「第十三条第一項」に改める。

第三十二条第一号中「第十条第三項」を「第十条第一項」に改める。

第三十四条第三項中「第七条及び第十三条」を「第十条、第十三条及び第二十条第四項」に改める。

第三十五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項中「第十条第三項の承認を受けた者」を「砂糖類の製造者」に、「第十三条第一項ただし書」を「第十三条第一項」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条第一項第一号中「第十条第一項、第二項又は第三項後段」を「第十条第一項又は第二項」に改める。

第三十七条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一　第十五条第七項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出する砂糖類については、改正後の第十四条の規定を適用しない。

4　昭和三十一年四月中に製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類に係る砂糖消費税額については、六月以内の範囲内で、政令で定めるところにより、その徴収を猶予することができる。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（砂糖消費税については、砂糖消費税法第十条第三項の規定による申告に限る。）」を削る。

第九条中「（砂糖消費税法第十三条第一項ただし書の規定により納付すべきものに限る。）」を削る。

7　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「砂糖消費税法第七条、」を削る。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭三一・四・一）

◎高圧ガス取締法の一部を改正する法律

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　常用の温度において圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上であるもの又は圧力が二キログラム毎平方センチメートルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス

第二条第四号中「シアン化水素ガス、フレオン十一ガス、ブロムメチルガス」を「液化シアン化水素、液化ブロムメチル」に改める。

第二十四条の次に次の四条を加える。

（消費）

第二十四条の二　五百キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費する者（以下「液化酸素消費者」という。）は、事業所ごとに、消費開始の日の二十日前までに、消費のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の三　液化酸素消費者は、消費のための施設を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　液化酸素消費者は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて液化酸素の消費をしなければならない。

3　都道府県知事は、液化酸素消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて液化酸素の消費をすべきことを命ずることができる。

第二十四条の四　液化酸素消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

2　液化酸素消費者は、液化酸素の消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の五　前三条に定めるものの外、通商産業省令で定める高圧ガスの消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十五条（見出しを含む。）中「消費及び」を削る。

第二十七条中「販売業者又は」を「販売業者、」に改め、「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加える。

第二十八条の見出しを「（作業主任者及び取扱主任者）」に改め、同条第二項中「第一種製造者」の下に「、販売業者又は液化酸素消費者」を加え、「前項」を「第一項又は前項」に改め、「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　販売業者（通商産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。以下この条及び第三十四条において同じ。）又は液化酸素消費者は、販売所又は事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を選任し、高圧ガスの取扱又は液化酸素の消費に係る保安につ

いて監督を行わせなければならない。

第二十九条第三項中「高圧ガス作業主任者国家試験（以下「国家試験」という。）」を「高圧ガス作業主任者試験（以下「作業主任者試験」という。）」に改める。

第三十一条（見出しを含む。）中「国家試験」を「作業主任者試験」に改める。

第三十二条第一項中「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、同条第二項中「高圧ガスの製造」の下に「若しくは販売又は液化酸素の消費」を、「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、「又はこの法律に基く命令及び」を「若しくはこの法律に基く命令又は」に改める。

第三十四条中「若しくはその代理者」の下に「若しくは取扱主任者」を、「第一種製造者」の下に「、販売業者又は液化酸素消費者」を加え、「又はその代理者」を「若しくはその代理者又は取扱主任者」に改める。

第三十六条第一項中「、高圧ガス貯蔵所」を「若しくは貯蔵所、液化酸素の消費のための施設」に改める。

第三十七条第一項中「事業所又は高圧ガス貯蔵所」を「事業所、高圧ガス貯蔵所又は第二十四条の二の事業所」に改め、同項及び同条第二項中「第二種製造者又は」を「第二種製造者、」に改め、「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加え、「施設又は高圧ガス貯蔵所」を「施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設」に改め、同条第二号中「占有者」の下に「、液化酸素消費者」を加える。

第四十六条の見出し中「容器の」の下に「刻印及び」を加え、同条第一項を次のように改める。

容器検査に合格した容器の所有者は、前条第一項の規定により容器証明書の交付を受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印及び表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

第四十八条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第四十六条第一項の表示をしてあること。

第六十一条中「高圧ガスの輸入をした者」の下に「、液化酸素消費者」を加える。

第六十五条中「第十六条第一項」を「第十四条第一項、第十六条第一項、第十九条第一項」に改める。

第六十八条中「国家試験」を「作業主任者試験」に改める。

第七十条中「六箇月」を「二年」に改める。

第七十三条第一項の表中「七千円」を「九千円」に、「五千円」を「六千五百円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「千円」を「千三百円」に、「三千円」を「四千円」に、「国家試験」を「作業主任者試験」に、「八百円」を「千円」に、「二百円」を「三百円」に、「六十円」を「八十円」に、「五十円」を「七十円」に改め、同表第十二号の次に次の一号を加える。

十三	第五十四条第一項の規定による容器証明書の書換を受けようとする者	八十円

第七十三条第二項中「国家試験」を「通商産業大臣が行う作業主任者試験」に、「作業主任者免状」を「通商産業大臣が行う作業主任者試験」に改める。

第七十四条の見出し中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「第五条第三項若しくは」を「第五条第三項、」に改め、「第四項」の下に「、第二十四条の二若しくは第二十四条の四第二項」を加える。

第七十五条中「第二十三条から第二十五条まで」を「第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条」に改める。

第八十一条第六号中「製造」の下に「若しくは消費」を加え、同条第七号中「高圧ガス貯蔵所」の下に「若しくは液化酸素の消費のための施設」を加える。

第八十二条第一号中「第二十三条から第二十五条まで」を「第二十八条第二項」に改める。

第八十三条第一号中「第二十八条第二項」を「第二十四条の二、第二十四条の四、第二十八条第三項」に改め、同条第二号中「第十三条」の下に「、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条」を加える。

第八十四条ただし書を削る。

商産業大臣が行う作業主任者試験に係る作業主任者免状」に改める。

第七十四条の見出し中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「第五条第三項若しくは」を「第五条第三項、」に改め、「第四項」の下に「、第二十四条の二若しくは第二十四条の四第二項」を加える。

第七十五条中「第二十三条から第二十五条まで」を「第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条」に改める。

第八十一条第六号中「製造」の下に「若しくは消費」を加え、同条第七号中「高圧ガス貯蔵所」の下に「若しくは液化酸素の消費のための施設」を加える。

第八十二条第一号中「第二十三条から第二十五条まで」を「第二十八条第二項」に改める。

第八十三条第一号中「第二十八条第二項」を「第二十四条の二、第二十四条の四、第二十八条第三項」に改め、同条第二号中「第十三条」の下に「、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条」を加える。

第八十四条ただし書を削る。

第六〇号

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。ただし、第二条第三号及び第四号、第二十九条第三項、第三十一条、第六十五条、第六十八条、第七十条並びに第七十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　第二条第三号の改正規定の施行の際現に改正後の同号の規定により新たに高圧ガスとされた液化ガス（以下「追加ガス」という。）の製造をしている者のその追加ガスに関しては、同号の改正規定の施行の日から一月間は、第五条第一項又は第十四条第一項の規定は、適用しない。その期間内に第五条第一項又は第十四条第一項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3　第二条第三号の改正規定の施行の際現に追加ガスの製造をしている者のその追加ガスに関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「事業開始の日」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第六十号）による第二条第三号の改正規定の施行の日」とする。

4　この法律の施行の際現に液化酸素消費者である者に関する第二十四条の二の規定の適用については、同条中「消費開始の日の二十日前までに、」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第六十号）の施行の日から一月以内に、」とする。

5　第二十九条第三項及び第三十一条の改正規定の施行の際現に従前のこれらの規定により行われた国家試験に合格している者は、改正後のこれらの規定による作業主任者試験に合格しているものとみなす。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第六十一号（昭三一・四・一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第五条第一項に規定する事業」を「日本経済の健全な発展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「第五条第一項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣がこれを定めて公表する。

第四条第一項中「住所を有しないものの昭和二十五年から昭和三十年までの各年における」を「住所を有しないもののうち次の各号に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年における当該各号に掲げる」に改め、「又は退職所得」を削り、「同法第九条第五号又は第六号」を「当該給与所得に係る同法第九条第五号」に改め、同項に次の四号を加える。

一　日本経済の健全な発展に資するものとして大蔵大臣の指定する事業を営む法人その他の団体に勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

二　学術の研究、教育の普及その他公益を目的とする事業を行う法人その他の団体で国際文化の交流に資するものとして大蔵大臣の指定するものに勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

三　学校教育法第一条に規定する大学又は高等学校（同法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科又は専門学校を含む。）の教員がこれらの学校の教員として支払を受ける給与所得

四　牧師その他宗教の布教に従事する者がその所属する宗教上の組織から支払を受ける給与所得

第四条第二項中「同法第九条第五号に規定する収入金額から同法の施行地における支払に因る給与所得の収入金額」を「同項各号に掲げる給与所得の収入金額」に、「前項の規定の適用については、」を「同項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の」に改め、同条第三項中「所得税法の施行地における支払に因る給与所得」を「所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得」に、「その者」を「前項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含むものとし、その者」に、「第七号」を「第六号」に、「所得の金額との合計額」を「所得の金額を、その者が第一項各号に掲げる給与所得以外の給与所得を有するときは、当該給与所得の収入金額を、それぞれ加算した金額とする。」に改め、「第一項の規定にかかわらず、」を削り、「同法の施行地外における支払に因る給与所得」を「同法の施行地外における支払に因る同項各号に掲げる給与所得」に、「については、これを第一項に規定する同法の施行地における支払に因る給与所得の収入金額に加算して同項の規定を適用する。」を「は、第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。」に改め、同条第四項を次のように改める。

第一項に規定する者の昭和三十二年から昭和三十五年までの各年の所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得の収入金額（前二項の規定により同法の施行地における支払に因る収入

金額とみなされる金額を含む。）がその年中の当該各号に掲げる給与所得の収入金額の百分の六十（昭和三十三年にあつては百分の七十、昭和三十四年にあつては百分の八十、昭和三十五年にあつては百分の九十）に相当する金額に満たない場合においては、その満たない金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、当該各年における同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。

所得税法第一条第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの第一項に規定する各年における所得税については、同法第二十六条第一項第一号及び第二号の規定は、これを適用しない。

第一項各号に規定する者が所得税法第二十六条、第二十六条の二又は第二十九条第一項から第三項までの規定により提出する申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、同法の施行地外において支払を受ける給与所得の収入金額その他命令で定める事項を記載しなければならない。

第五条から第五条の三まで　削除

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正前の租税特別措置法第四条から第五条の三までの規定の適用を受けることができた者の昭和三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき同法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に同法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき改正後の租税特別措置法第四条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることができる。

4　前項の規定による更正の請求は、所得税法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、同法第三十二条第三項並びに同法第七章の規定を適用する。この場合において、同法第三十二条第三項において準用する同法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第六十一号）の施行の日」とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭三一・四・一）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三百五十億円」を「三百八十八億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭三一・四・二）

◎鉄道抵当法の一部を改正する法律

鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二　鉄道財団ハ抵当権設定ノ認可アリタリトキニ成立ス

鉄道財団ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵当権ノ登録ガ全部抹消セラレタル後又ハ抵当権ガ第十三条ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シタル後六箇月内ニ新ナル抵当権ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル登録ヲ為シタルトキ

三　第七十条ノ競売ニ付セラレタル場合ニ於テ抵当権ガ消滅シタルトキ

第三条第一項第二号中「変圧所」を「変電所」に改め、同条第二項を削る。

第八条に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ公告アリタルトキハ会社ハ直ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ公告アリタル事項ヲ公告スベシ

第九条中「公告」を「公告ノ申請」に改める。

第十条第一項中「第八条」を「第八条第一項又ハ第二項」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条ノ二　第八条第一項又ハ第二項ニ依ル公告ヲ為シタル場合ニ於テ公告シタル期間内ニ権利ノ申出アリタルトキハ監督官庁ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ会社ニ通知スベシ

公告シタル期間満了後三週間内ニ権利ノ申出ノ取消アラザルトキ又ハ其ノ申出ノ理由ナキコトノ証明アラザルトキハ監督官庁ハ抵当権ノ設定認可ノ申請ヲ却下シ又ハ第八条第二項ニ依ル公告ヲ取消スベシ

第十一条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「不動産ニ関スルモノノ登記」の下に「又ハ自動車ノ抵当権ノ登録」を、「動産ニ関スルモノ」の下に「（自動車ノ抵当権ヲ除ク）」を加え、「若ハ」を「又ハ」に

改め、同条第二項及び第四項ただし書を削る。

第十三条の次に次の六条を加える。

第十三条ノ二　会社ハ鉄道ノ他ノ部分ニ付鉄道財団ヲ拡張スルコトヲ得

第十三条ノ三　会社ハ一箇ノ鉄道財団ヲ分割シテ数箇ノ鉄道財団ト為スコトヲ得

抵当権ノ目的タル甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト為シタルトキハ其ノ抵当権ハ乙鉄道財団ニ付消滅ス

前項ノ場合ニ於ケル鉄道財団ノ分割ハ抵当権者ガ乙鉄道財団ニ付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第十三条ノ四　会社ハ数箇ノ鉄道財団ヲ合併シテ一箇ノ鉄道財団ト為スコトヲ得但シ左ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一　合併セムトスル鉄道財団ニ付競売手続開始又ハ強制管理開始ノ決定アリタルトキ

二　合併セムトスル数箇ノ鉄道財団ノ内二箇以上ノ鉄道財団ガ抵当権ノ目的タルトキ

合併セムトスル甲鉄道財団ヲ目的トスル抵当権ノ甲鉄道財団ニ於ケル順位ト同一ノ順位ヲ合併セムトスル乙鉄道財団ニ付有スル他ノ抵当権（甲鉄道財団ヲ目的トスル抵当権ト他ノ抵当権ガ合併セムトスル鉄道財団ノ内其ノ目的トスル鉄道財団ヲ共通ニスル場合ノ他ノ抵当権ヲ除ク）ガ存セザルトキハ前項第二号ノ規定ニ拘ラズ鉄道財団ヲ合併スルコトヲ得

鉄道財団ヲ合併シタルトキハ抵当権ハ合併後ノ財団ノ全部ニ及ブ

第十三条ノ五　鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ハ監督官庁ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第十三条ノ六　鉄道財団拡張ノ認可ヲ申請スルニハ拡張セムトスル鉄道ノ部分ニ関スルモノニシテ第三条ニ掲ゲタルモノノ目録ヲ差出スベシ

鉄道財団ノ拡張ニ関シテハ第四条第三項、第八条第一項、第四項及第九条乃至第十二条ノ規定ヲ準用ス

第十三条ノ七　鉄道財団分割ノ認可ヲ申請スルニハ分割後抵当権ノ消滅スル鉄道財団ヲ明ニシ且分割後ノ鉄道財団毎ノ鉄道財団目録ヲ差出スベシ

第二十条を次のように改める。

第二十条　会社ハ鉄道財団ニ属スルモノヲ鉄道財団ヨリ分離セムトスルトキハ抵当権者ノ同意ヲ求ムベシ

会社ガ抵当権者ノ為競売手続開始又ハ強制管理開始ノ決定アル前ニ於テ正当ナル事由ニ因リ前項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵当権者ハ其ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二十六条ノ二中「勅令ノ」を「別ニ」に改める。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条ノ二　鉄道財団ガ成立シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団成立ノ登録ヲ為スベシ

鉄道財団成立ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

一　鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二　鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

三　登録ノ年月日

第二十八条ノ三　監督官庁ハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ヲ認可シタルトキハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為スベシ

拡張ノ登録ハ鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且拡張ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲鉄道財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財団ト為ス場合ニ於テハ分割ノ登録ハ甲鉄道財団ノ用紙中鉄道

財団ニ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且分割ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ並乙鉄道財団ニ付鉄道抵当原簿ニ前条各号ニ掲ゲタル事項及分割ニ因リテ登録スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

甲鉄道財団ト乙鉄道財団トヲ合併スル場合ニ於テハ合併ノ登録ハ甲鉄道財団（合併セムトスル鉄道財団ノ内抵当権ノ数ノ最モ多キモノ）ノ用紙中鉄道財団ニ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且合併ニ因リテ登録スル旨及登録ノ年月日ヲ記載シ並乙鉄道財団ノ用紙中鉄道財団ニ関スル表示ヲ朱抹シ且其ノ事由及年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第二十九条　抵当権設定ノ登録申請書ニハ抵当権ノ設定ニ関スル証書ヲ添附スベシ

第三十条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一　抵当権者及債務者ノ名称及住所

二　第七条第二項第三号乃至第五号ニ掲ゲタル事項

三　前号ニ掲ゲタルモノノ外抵当権ノ設定ニ関スル証書ニ記載シタル事項ニシテ抵当権ニ関スルモノ

第三十条第二項を削る。

第三十条ノ二第一項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一　前条第一号、第四号及第五号ニ掲ゲタル事項

第三十条ノ二第一項中第五号を削り、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　抵当権ノ順位

第三十三条中「抵当権ノ設定ヲ登録シ」を「鉄道財団成立ノ登録ヲ為シ」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ鉄道財団ノ拡張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為シタルトキニ之ヲ準用ス

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条ノ二　鉄道財団ニ付抵当権ノ登録ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当権ガ第十三条ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ会社ハ鉄道財団消滅ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　抵当権設定ノ認可ガ効力ヲ失ヒタルトキ又ハ鉄道財団ガ消滅シタルトキハ監督官庁ハ鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖スベシ第二十八条ノ三第四項ノ規定ニ依リ鉄道財団ニ関スル表示ヲ朱抹シタル用紙ニ付亦同ジ

第三十六条第一項第一号を次のように改める。

一　鉄道財団成立ノ登録ヲ為シタルトキ

第三十六条第一項第四号を次のように改める。

四　鉄道財団ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ（前条後段ノ場合ヲ除ク）

第四十二条中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第四十五条第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第六十八条第三項第二号中「管轄登記所」の下に「又ハ自動車」を、「登記」の下に「又ハ登録」を加える。

第八十三条第三項中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　管理人ハ毎営業年度及其ノ業務施行ノ終了後債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当権者、監督官庁及裁判所ニ計算書ヲ差出スベシ

債務者、鉄道財団ノ所有者及抵当権者ハ計算書ノ送付アリタル日ヨリ一週間内ニ裁判所ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ期間内ニ異議ノ申立ヲ為サザリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノト看做ス

異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ管理人ヲ審訊シ且監督官庁ノ意見ヲ聴キタル後之ヲ裁判スベシ

第八十九条第一項中「裁定」を「裁判」に改める。

第九十二条中「十円以上千円以下」を「十万円以下」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　第八条第四項ノ公告ヲ為サザルトキ

第九十二条第三号を次のように改める。

三　第二十条ノ同意ヲ得ズシテ鉄道財団ニ属スルモノヲ鉄道財団ヨリ分離シタルトキ

第九十二条第七号中「計算報告書」を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計算書ヲ差出シ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による改正後の鉄道抵当法（以下「新法」という。）第八条第四項及び第十条ノ二の規定は、この法律の施行前に抵当権の設定認可の申請又はこの法律による改正前の鉄道抵当法（以下「旧法」という。）第八条第二項の規定による申請があつた場合については、適用しない。

3　この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定による催告又は旧法第二十一条第一項の規定による催告の命令があつた場合については、この法律の施行後も、なお旧法第二十条又は第二十一条の規定を適用する。

4　この法律の施行の際現に未登録の第一順位の抵当権が存する場合には、監督官庁は、ただちに鉄道財団成立の登録をしなければならない。

5　旧法第三十条第一項第二号に掲げる事項の登録は、その効力を失う。

6　この法律の施行前に抵当権の消滅によりすでに消滅した鉄道財団の用紙の閉鎖については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　第二項から前項までの規定は、軌道財団及び運河財団について、前三項の規定は、自動車交通事業財団について準用する。

（軌道の抵当に関する法律の改正）

9　軌道の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「変圧所」を「変電所」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「勅令ノ」を「別ニ」に改める。

（法務・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭三一・四・五）

◎国有財産法の一部を改正する法律

（大蔵・内閣総理大臣署名）

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「浮ドック」の下に「並びに航空機」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要があるもので大蔵大臣が指定する財産は、これを使用する各省各庁の長のうち大蔵大臣が指定する者の所管に属するものとする。

第十四条に次の一号を加える。

六　行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとするとき。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

法律第六十五号（昭三一・四・六）

◎引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

（衆法）

引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「引揚援護庁長官」を削る。

附則第七条中「八年」を「十一年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭三一・四・一一）

◎検疫法の一部を改正する法律

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び黄熱」を「、黄熱及び回帰熱」に改める。

第三条を次のように改める。

（検疫港等）

第三条　この法律において「検疫港」又は「検疫飛行場」とは、それぞれ政令で定める港又は飛行場をいう。

第四条を次のように改める。

（入港等の禁止）

第四条　次に掲げる船舶又は航空機（以下それぞれ「外国から来航した船舶」又は「外国から来航した航空機」という。）の長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内（本州、北海道、四国及び九州並びに厚生省令で定めるこれらに附属する島の区域内をいう。以下同じ。）の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させてはならない。ただし、外国から来航した船舶の長が、検疫を受けるため、当該船舶を第八条第一項に規定する検疫区域若しくは同条第三項の規定により指示された場所に入れる場合又は外国から来航した航空機の長が、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）の許可を受けて当該航空機を着陸させ、若しくは着水させる場合は、この限りでない。

一　外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機

二　航行中に、外国を発航し又は外国に寄航した他の船舶又は航空機（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶又は航空機

第五条中「当該航空機」の下に「及び検疫飛行場」を加える。

第六条中「出張所を含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条第三項中「（検疫所の支所又は出張所の長を含む。）」を削る。

第十二条中「船舶等の長その他船舶等に乗つている者」を「船舶等に乗つて来た者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者」に改める。

第十三条第一項中「船舶等に乗つている者」を「前条に規定する者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

第十四条第一項中「第四条第一項第二号の規定に基く政令で指定する地域」を「検疫伝染病が流行して

いる地域」に改め、同項第七号中「その他適当と認める者」を削る。

第十五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない場合には、当該検疫伝染病患者を収容する施設を有する病院にその収容を委託して行うことができる。

第十六条第二項に次の一号を加える。

六　回帰熱については、百九十二時間

第十九条第一項中「(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下第三項において同じ。)」を削り、同条第三項中「当該船舶等が港内又は飛行場内に停泊中であるとき」を「当該船舶が港内に停泊中であり、又は当該航空機が国内の場所(港の水面を含む。)に停止中であるとき」に、「港外若しくは飛行場外に退去させる」を「当該船舶を港外に退去させ、若しくは当該航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させる」に改める。

第二十条を次のように改める。

(証明書の交付)

第二十条　検疫所長は、第十四条第一項各号の一に掲げる措置又は同条第二項の指示をした場合において、当該船舶等の長その他の関係者から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

第二十二条及び第二十三条を削り、第二十一条第一項中「検疫飛行場以外の飛行場」を「検疫飛行場以外の国内の場所(港の水面を含む。)」に改め、「(検疫所の支所又は出張所の長を含む。)」を削り、「飛行場外に退去させなければならない。」を「その場所から離陸させ、若しくは離水させなければならない。」に改め、同条第二項中「飛行場外に退去させる」を「その場所から離陸させ、若しくは離水させる」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項中「前三項」を「前四項」に改め、「又は飛行場以外の場所」を削り、同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加え、同条を第二十三条とする。

4　第二項の船舶等については、第五条ただし書に規定する許可は、保健所長もすることができる。

第二十条の次に次の二条を加える。

(検疫港以外の港における検疫)

第二十一条　次の各号に掲げる要件を具備している船舶の長は、第四条の規定にかかわらず、検疫を受けるため、当該船舶を検疫港以外の港に入れることができる。ただし、あらかじめその港のもよりの検疫所の長の許可を受けた場合に限る。

一　検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域として厚生省令で指定する外国の地域を発航し、又はその地域に寄航して来航したものでないこと。

二　航行中に、前号に規定する外国の地域を発航し又はその地域に寄航した他の船舶又は航空機(検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。)から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだものでないこと。

三　航行中に検疫伝染病患者が発生しなかつたこと。

四　医師又は外国の法令によりこれに相当する資格を有する者が船医として乗り組んでいること。

五　ねずみ族の駆除が十分に行われた旨又はねずみ族の駆除を行う必要がない状態にあることを確認した旨を証する証明書(検疫所長又は外国のこれに相当する機関が六箇月内に発行したものに限る。)を有すること。

2　船舶の長は、前項ただし書の許可を受けようとするときは、厚生省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項その他厚生省令で定める事項を通報して申請しなければならない。

3　検疫所長は、第一項ただし書の許可の申請を受けたときは、すみやかに、許可するかどうかを決定し、これを当該船舶の長に通知しなければならない。

4　第一項の船舶の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れたときは、直ちに、当該船舶をその港の区域内の検疫所長が指示する場所に入れなければならない。

5　第九条及び第十条の規定は、第一項の船舶が前項の規定により指示された場所に入つた場合に準用する。

6　検疫所長は、第一項の船舶が検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認めるとき、又は当該船舶を検疫港に回航させた上さらに第十三条に規定する診察若しくは検査を行う必要があると認めるときは、当該船舶の長に対し、その理由を示して、その港における検疫を打ち切ることができる。

7　前項の規定により検疫港以外の港における検疫が打ち切られたときは、当該船舶の長は、直ちに、当該船舶を港外に退去させなければならない。

8　第二十条の規定は、検疫所長が第六項の規定により検疫を打ち切つた場合に準用する。

(第四条第二号に該当する船舶等に関する特例)

第二十二条　第四条第二号に該当する船舶又は航空機(同時に同条第一号にも該当する船舶又は航空機を除く。)の長は、当該船舶又は航空機の性能が長距離の航行に堪えないため、又はその他の理由により、検疫港又は検疫飛行場に至ることが困難であるときは、第四条の規定にかかわらず、検疫を受けるため、当該船舶を検疫港以外の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所(港の水面を含む。)に着陸させ、若しくは着水させることができる。

2　前項の船舶又は航空機の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所(港の水面を含む。)に着陸させ、若しくは着水させたときは、直ちに、もよりの保健所長に、検疫伝染病患者の有無、第四条第二号に該当するに至つた日時及び場所その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

3　前項の通報を受けた保健所長は、当該船舶又は航空機について、検査、消毒その他検疫伝染病の予防上必要な措置をとることができる。

4　第一項の船舶又は航空機については、第五条ただし書に規定する許可は、保健所長もすることができる。

5　第一項の船舶又は航空機であつて、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがない旨の保健所長の確認を受けたものについては、第四条及び第五条の規定を適用しない。

第二十四条中「発見したとき、」を「発見した場合」に、「認めたとき」を「認めた場合において、緊急の必要があるとき」に、「検疫官その他適当と認める者をして、診察、消毒、ねずみ族又は虫類の駆除等その予防に必要な応急措置を行わせなければならない。」を「診察、消毒等その予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれを行わせなければならない。」に改める。

第二十五条第一項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

ただし、当該船舶の長が、ねずみ族の駆除が十分に行われた旨又はねずみ族の駆除を行う必要がない状態にあることを確認した旨を証する証明書(検疫

所長又は外国のこれに相当する機関が六箇月内に発行したものに限る。）を呈示したときは、この限りでない。

第二十六条に次の一項を加える。

3　検疫所長は、貨物を輸出しようとする者が、政令の定めるところにより手数料を納めて、輸出しようとする貨物に対する検疫伝染病の病原体の有無に関する検査、消毒若しくは虫類の駆除又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

第二十七条の見出しを「（検疫所長の行う調査及び衛生措置）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項中「伝染病予防法第一条第一項に規定する伝染病又は同条第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病」を「検疫伝染病」に、「検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域」を「前項の規定に基く政令で定める区域」に改め、「検疫官その他適当と認める者をして、」を削り、「航空機又は」を「航空機若しくは」に、「消毒を行わせ、又は」を「消毒を行い、若しくは」に、「行わせる」を「行い、又は検疫官その他適当と認める者をしてこれを行わせる」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

検疫所長は、検疫伝染病の病原体を媒介する虫類の有無その他検疫伝染病に関する当該港又は飛行場の衛生状態を明らかにするため、検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、飲料水、海水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

第二十九条中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項及び第二項」に改める。

第三十二条第二項中「船舶等に乗っている者で乗組員以外のもの」を「船舶等の乗組員以外の者」に改める。

第三十二条第四項及び第三十三条中「第二十一条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第二十二条第三項又は第二十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、第三十三条後段を削る。

第三十六条第七号中「検疫官」を「検疫所長又は検疫官」に改める。

第三十七条第一号中「第一項又は第二項」を削り、同条中第四号を第七号とし、同号を次のように改める。

七　第二十三条第一項若しくは第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第七項の規定に違反した者

第三十七条中第三号の次に次の三号を加える。

四　第二十一条第一項ただし書の許可を申請するに際し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の通報をしてその許可を受けた者

五　第二十一条第七項の規定に違反した者

六　第二十二条第二項の規定に違反した者

第三十八条第一号中「第九条」の下に「（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（外国軍用艦船等に関する検疫法特例の一部改正）

2　外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭和二十七年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十一条第一項から第五項まで、」を削る。

（伝染病予防法の一部改正）

3　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条ノ二中「又ハ「フイラリア」病」を「「フイラリア」病、黄熱又ハ回帰熱」に改める。

（死体解剖保存法の一部改正）

4　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

五　検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

（罰則に関する経過規定）

5　この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生・内閣総理大臣署名）

第六七号　第六八号

法律第六十七号（昭三一・四・一一）

◎未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「三年」を「六年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十八号（昭三一・四・一三）

◎労働省設置法等の一部を改正する法律

第一条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「労働統計調査部を、」の下に「労働基準局に労災補償部を、」を加える。

第八条第六号の三を次のように改める。

六の三　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法に基く給付及び負担金その他の徴収金の徴収に関すること。

第八条第十号中「産業安全研究所」の下に「、労働衛生研究所」を加え、同条に次の一項を加える。

2　労災補償部は、前項第四号から第六号まで及び第六号の三に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうち労働者災害補償保険法の施行に関するものをつかさどる。

第十一条中「「産業安全研究所」を「「産業安全研究所」に改める。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（労働衛生研究所）

第十二条の二　労働衛生研究所は、労働衛生に関する調査研究を行う機関とする。

2　労働衛生研究所は、神奈川県に置く。

3　労働衛生研究所の内部組織は、労働省令で定める。

第十三条第一項の表中「特殊技能試験審議会」労働基準法に基く特殊技能試験の基準に関し、」を削る。

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「労働省　大臣官房　労働統計調査部」を「労働省　大臣官房　労働統計調査部　労働基準局　労災補償部」に改める。

附　則

この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。ただし、その期日は、昭和三十一年八月三十一日後であつてはならない。

（内閣総理・労働大臣署名）

法律第六十九号（昭三一・四・一三）

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

東京中野簡易裁判所	中野簡易裁判所
静岡三島簡易裁判所	三島簡易裁判所
愛知瀬戸簡易裁判所	瀬戸簡易裁判所
八屋簡易裁判所	豊前簡易裁判所
六角簡易裁判所	白石簡易裁判所
佐須奈簡易裁判所	上県簡易裁判所
石狩深川簡易裁判所	深川簡易裁判所

別表第四表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

長野県埴科郡埴科屋代町	長野県埴科郡屋代町
福岡県築上郡八屋町	豊前市
佐賀県杵島郡六角村	佐賀県杵島郡白石町
長崎県上県郡佐須奈村	長崎県上県郡上県町

別表第五表東京中野簡易裁判所の名称の欄中「東京中野」を「中野」に、同表五日市簡易裁判所の管轄区域の欄中「平井村　大久野村」を「日の出村」に改め、同表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「小出村」及び「御所見村　有馬村」を削り、「渋谷町」を「渋谷村」に改め、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「西秦野村　大根村」を「西秦野町」に改め、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「相川村」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「志木町　宗岡村」を「足立町」に、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「須賀村」を「宮代町」に改め、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「川柳村　百間村」及び「金杉村」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「亀井村　今宿村」を「鳩山村」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「星宮村　太井村　下忍村」、同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「七郷村」、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「湖北村」、「二川村　木間ヶ瀬村」及び「布佐町」並びに同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「緑海村」を削り、同表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代田村　二川村」を「芝山町」に改め、同表佐原簡易裁判所の項を次のように改める。

佐原	千葉県の内 佐原市 香取郡の内 栗源町　下総町　神崎町　大栄町 干潟町　小見川町　山田町　東庄町

同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「部戸村　久米村　金郷村　金砂村」を「金砂郷村」に改め、「塩田村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤沢村　斗利出村　栄村　九重村　栗原村　山ノ荘村」を「新治村　桜村」に改め、「舟島村」及び「板橋村」を削り、同表龍ケ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「生板村　長竿村　源清田村」を「河内村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「上都賀郡の内　南押原村　南摩村」、同表栃木今市簡易裁判所の管轄区域の欄中「三依村」、同表大田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐久山町」、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「真名子村」及び「南犬飼村」並びに同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「生井村」を削り、同表静岡三島簡易裁判所の名称の欄中「静岡三島」を「三島」に改め、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩田村」及び「池田村」を削り、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「大嵐村」を「足和田村」に改め、「西浜村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「埴科屋代町」を「屋代町」に改め、「五加村」及び「力石村」を削り、同表新津簡易裁判所の管轄区域の欄中「須田村」を削り、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「里五十公野村」を「三和村」に、「名香山村」を「妙高々原村」に改め、「上杉村」を削り、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「美守村」、同表阿賀野簡易裁判所の管轄区域の欄中「中河内部の内　加美村　巽町」、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田村」、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「福井村」「石河村　見山村　清溪村」及び「三箇牧村」並びに同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「中河内部の内　高安村　南高安町　曙川村」を削り、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「松原市」を「松原市　中河内郡の内　長吉村　瓜破村　矢田村」を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京都	京都府の内 京都市の内 中京区　北区　上京区 東山区　下京区　南区　左京区

同表舞鶴簡易裁判所の管轄区域の欄中「神崎村　岡田下村　岡田上村　岡田中村　八雲村」を「加佐町」に改め、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

神戸	兵庫県の内 神戸市の内 生田区、長田区、須磨区、兵庫区（道場町、八多町、大沢町及び長尾町を除く）、垂水区東垂水町、舞子町、西垂水町、多聞町、名谷町、塩屋町及び下畑町 三木市　美嚢郡

同表三田簡易裁判所の項及び明石簡易裁判所の項を次のように改める。

三田	兵庫県の内 神戸市の内 兵庫区道場町、八多町、大沢町及び長尾町 有馬郡

明石	兵庫県の内 明石市 神戸市の内 垂水区（東垂水町、舞子町、西垂水町、多聞町、名谷町、塩屋町及び下畑町を除く）

同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「三輪町」を「大三輪町」に改め、「織田村　纐向村」を削り、同表吉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「秋野村」を削り、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「苗村　鏡山村」を「龍王町」に改め、同表海南簡易裁判所の項を次のように改める。

海南	和歌山県の内 海南市 海草郡の内 安原村　初島町　下津町　野上町 美里町　細野村

同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「信太村」及び「応其村」を削り、「麻生津村　玉子村　上名手村　名手町　狩宿村」を「那賀町」に改め、同表串本簡易裁判所の管轄区域の欄中「潮岬村　田並村　有田村　和深村」、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛知郡の内　猪高村」及び同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「天白村」を削り、同表愛知瀬戸簡易裁判所の名称の欄中「愛知瀬戸」を「瀬戸」に、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「明星村　斎宮村」を「斎明村」に、「丹生村　五ヶ谷村」を「勢和村」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「田丸町」を「玉城町」に改め、「有田村」及び「東外城田村」を削り、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「志津村　三方村　天津村」を「清水町」に改め、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸坂村」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「東志和村　志和堀村　西志和村」を「志和町」に、「久芳村　竹仁村」を「福富町」に改め、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「周防村及び同表鹿野簡易裁判所の管轄区域の欄中「向道村　須金村」を削り、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑根村」を「美川村」に改め、「河山村」を削り、同表美作簡易裁判所の管轄区域の欄中「公文村」に、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「来見村」及び同表倉吉簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘手村」を削り、同表八橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「大誠村　栄村」を「大栄町」に、同表黒坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「坊津村」を「坊津町」に改め、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「日野上村」を「伯南町」に、「山上村　大宮村　阿毘縁村」を「高宮村」に改め、同表久留米簡易裁判所の項を次のように改める。

久留米	福岡県の内 久留米市　三井郡 三潴郡の内 城島町　三潴町　筑邦町　大善寺町

同表八屋簡易裁判所の名称の欄中「八屋」を「豊前」に、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「築上郡」を「豊前市　築上郡」に、同表六角簡易裁判所の名称の欄中「六角」を「白石」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「六角村」を「白石町」に改め、「須古村　白石町」及び「南有明村」を削り、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「今福町」を削り、同表佐須奈簡易裁判所の名称の欄中「佐須奈」を「上県」に改め、同表荒尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「清里村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「御領村　鬼池村　手野村　城河原村」を「五和町」に、「宮田村　浦村　棚底村」を「倉岳村」に改め、「二江町」を削り、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「坊津村」を「坊津町」に改め、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「桃生郡の内　宮戸村」を削り、同表石巻簡易裁判所の項を次のように改める。

石巻	宮城県の内 石巻市　桃生郡　牡鹿郡

同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「巌江村」及び同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「長瀬村」を削り、同表平簡易裁判所の管轄区域の欄中「内郷市」を「内郷市　勿来市」に改め、同表赤湯簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川村」、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「田部村」、同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「門馬村　小国村」、同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「館合村」及び同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「平鹿郡の内　川西村」」村を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「北川村」を「名川町」に、「向村　名久井村　平良崎村」を「南部村」に、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸来村　野沢村　浅田村　川内村　豊崎村」を「新郷村」に、同表石狩深川簡易裁判所の名称の欄中「石狩深川」を「深川」に、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「石田村　神前村　富田村　松尾村」を「寒川村　大川村」に改め、同表大内簡易裁判所の管轄区域の欄中「白鳥本町」を「白鳥町」に改め、「福栄村　五名村　白鳥村」を削り、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯野村」及び同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「高篠村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「生吉村」を「藍住町」に改め、「藍園村」を削り、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉野村」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。

2　この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第七十号（昭三一・四・一三）

◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律

（衆法）

罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五条の二の災害を次の表の上欄に記載するとおり、同欄に記載する災害につき同条の規定を適用する地区を同表の下欄に記載するとおり定める。

災害	地区
昭和三十一年三月二十日秋田県能代市におこつた火災	秋田県のうち 能代市

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭三一・四・一四）

◎官庁営繕法の一部を改正する法律（衆法）

官庁営繕法（昭和二十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

官公庁施設の建設等に関する法律

第一条中「営繕計画等」を「営繕及び保全並びに一団地の官公庁施設等」に改める。

第二条を次のように改める。

（用語の定義）

第二条 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物及び当該建築物に係る建築設備をいう。

2 この法律において「営繕」とは、建築物の建築、修繕又は模様替をいう。

3 この法律において「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

4 この法律において「合同庁舎」とは、二以上の各省各庁の長が使用する庁舎をいう。

5 この法律において「一団地の官公庁施設」とは、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の規定により決定された一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設（以下「附帯施設」という。）をいう。

6 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

7 この法律において「建築設備」、「主要構造部」、「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」、「建築」及び「特定行政庁」の意義は、それぞれ建築基準法第二条に定めるところによる。

第五条の次に次の二条を加える。

（一団地の官公庁施設）

第五条の二 一団地の官公庁施設に属する国家機関又は地方公共団体の建築物（建築設備を除く。以下この条及び次の条において同じ。）の建築及びこれらの附帯施設の建設は、当該一団地の官公庁施設に係る都市計画に基いて行わなければならない。

2 前項に規定する建築物を建築するときは、第七条第一項の規定の適用がある場合のほか、当該建築物の主要構造部を耐火構造とするように努めなければならない。

（一団地の官公庁施設の境域内の建築制限等）

第五条の三 一団地の官公庁施設の境域内において、当該一団地の官公庁施設以外の建築物を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が次の各号に掲げる要件を具備すると認めるときは、これを許可しなければならない。

一 容易に移転し、又は除却することができる構造のものであること。

二 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

3 都道府県知事は、第一項の規定によつてする許可に、当該一団地の官公庁施設に係る都市計画上必要な条件を附することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、その者又はその者から違反に係る建築物についての権利を承継した者に対し、あらかじめ聴聞を行つた上、相当の期限を定めて、当該建築物の移転又は除却を命ずることができる。

第六条の見出しを「（庁舎の合同建築）」に改める。

第九条第一項中「営繕計画書」を「営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「営繕計画書」という。）」に改め、同条第二項中「建築物」の下に「及びその附帯施設」を加え、「建築設備、」を削る。

第九条の次に次の二条を加える。

（建設大臣の行う営繕等）

第九条の二 国費の支弁に属する次の各号に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、建設大臣が行うものとする。

一 一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びヘに掲げるものを除く。）

二 合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びヘに掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げるもの並びに建設大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設

イ 衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設

ロ 特別会計に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設

ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設

ニ 復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設

ホ 防衛庁の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設

ヘ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円をこえないもの

四 第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びに建設大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により建設大臣以外の各省各庁の長が行うことを適当とする建築物の営繕若しくは附帯施設の建設又は土地若しくは借地権の取得については、当該各省各庁の長が建設大臣と協議してこれを行うことができる。

（国家機関の建築物等の保全）

第九条の三 各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を、政令で定める技術的基準に従い、適正に保全しなければならない。

第十条の見出し中「官庁営繕審議会」を「官公庁施設審議会」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条中「官庁営繕」を「この法律の施行」に、「官庁営繕審議会」を「官公庁施設審議会」に改める。

第十一条第二項中「関係国家機関」の下に「及び地方公共団体」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十二条を次のように改める。

（国家機関の建築物に関する勧告等）

第十二条 建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

2 建設大臣は、関係国家機関に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設

の保全の適正を図るため、必要があると認めるときは、部下の職員をして、実地について指導させることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　昭和三十一年度以前の予算に係る国家機関の建築物の営繕又はその附帯施設の建設で、この法律の施行の際現に各省各庁の長がこれらの工事を行つているものについては、第九条の二第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号を次のように改める。

二十六　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の施行に関する事務を行うこと。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

第四条第七項中「及び第二十七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十条第一項の表中官庁営繕審議会の項を次のように改める。

官公庁施設審議会	建設大臣の諮問に応じて官公庁施設の建設等に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に意見を述べること。

第十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　国費の支弁に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行うこと、関係国家機関に対して官公庁施設の建設等に関する法律の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めること並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する実地についての指導に関すること。

第十二条第二号中「国費の支弁に属する建物の営繕並びに」を削る。

（北海道開発法の一部改正）

4　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号を次のように改める。

一の二　国費の支弁に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得で建設省の所掌するものを行うこと、関係国家機関に対して官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めること並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する実地についての指導に関すること。

二　公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の委託に基く建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事用機械の修理及び運転を行うこと。

（地方自治法の一部改正）

5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号百二十三の次に次のように加える。

百二十三の二　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の定めるところにより、一団地の官公庁施設の境域内における建築物の新築、改築又は増築の許可に関する事務を行い、及び違反建築物に対してその移転又は除却を命ずること。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第七十二号（昭三一・四・一四）

◎積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通を確保するため、当該地域内の道路につき、除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め、もつてこれらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2　この法律で「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

（路線の指定）

第三条　建設大臣は、第一条の目的を達成するため、あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上、同条に規定する地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定しなければならない。

2　前項の指定は、積雪又は寒冷の度、道路の重要性その他の事情を勘案して政令で定める基準に従つて行うものとする。

3　建設大臣は、第一項の指定をした場合には、当該道路の路線名及び区間を官報で公示しなければならない。

（積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画）

第四条　建設大臣は、昭和三十二年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の前条の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画（以下「道路交通確保五箇年計画」という。）の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路交通確保五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3　前二項の規定は、道路交通確保五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

第五条　道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。

一　除雪（除雪機械の整備を含む。以下第六条において同じ。）に関する事項
二　防雪に関する事項
三　凍雪害の防止に関する事項

（費用の補助）

第六条　国は、道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用については、道路法（第八十八条を除く。）及び道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者（一級国道及び二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県）に対して補助するものとする。

（道路法の適用）

第七条　道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業については、この法律に定めるものを除くほか、道路法の規定の適用があるものとする。この場合において、当該除雪又は防雪に係る事業に関しては、道路法第六十一条第一項中「道路に関する工事」とあるのは「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第四条第一項に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基いて実施される除雪又は防雪に係る事業」と、「当該工事」とあるのは「当該除雪又は防雪に係る事業」と読み替えて、同条の規定及び同条に係る道路法のその他の規定を適用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭三一・四・一六）

◎輸出保険法の一部を改正する法律

輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　海外広告保険（第十一条―第十四条）」を「第五章　海外広告保険（第十一条―第十四条）　第五章の二　海外投資保険（第十四条の二―第十四条の五）」に改める。

第一条中「輸出貿易において」を「輸出貿易その他の対外取引において」に、「輸出貿易の振興」を「輸出貿易その他の対外取引の健全な発達」に改める。

第一条の二第一項中「及びその貨物の輸出に伴い技術を提供する契約」を削り、同条第二項中「及び技術を提供するもの」を削り、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　この法律において「技術提供契約」とは、外国において技術の提供又はこれに伴う労務の提供をし、その対価の全部又は一部を本邦へ向けた支払により受領する契約であつて、政令で定める事項について の定があるものをいう。

6　この法律において「技術提供者」とは、技術提供契約の当事者であつて、技術の提供又はこれに伴う労務の提供をするものをいう。

第一条の二に次の一項を加える。

8　この法律において「海外投資」とは、外国法人の株式その他の持分の取得をいう。

第一条の三中「及び海外広告保険」を「、海外広告保険及び海外投資保険」に改める。

第一条の七に次の一号を加える。

七　一会計年度内に引き受ける海外投資保険の保険金額の総額

第五条の二第二項中「輸出者が、輸出契約に基いて、政令で定める貨物を輸出し、又は政令で定める貨物の輸出に伴い技術を提供した場合において、」を「輸出者が輸出契約に基いて政令で定める貨物を輸出した場合に」に、「又は技術の対価」を「若しくは賃貸料」に改め、「（輸出貨物について生じた損失を除く。）」の下に「又は技術提供者が技術提供契約に基いて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に左の各号の一に該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失」を加える。

第五条の二第二項第三号及び第四号中「輸出契約」の下に「又は技術提供契約」を加え、同項第五号中「輸出契約」の下に「又は技術提供者」を加える。

第五条の三第一項中「又は技術」を「若しくは賃貸料又は技術提供契約に基く技術若しくは労務の提供」に改める。

第五条の四中「輸出者」の下に「又は技術提供者」を、「代金」の下に「若しくは賃貸料」を加える。

第五条の五の見出し中「代金又は対価」を「代金等」に改め、同条中「輸出者」の下に「又は技術提供者」を加え、「又は技術」を「若しくは賃貸料又は当該技術提供契約に基く技術若しくは労務の提供」に改める。

第五条の六中「輸出者」の下に「又は技術提供者」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　海外投資保険

（保険契約）

第十四条の二　政府は、海外投資保険を引き受けることができる。

2　海外投資保険は、国際収支の改善に著しく寄与すると認められる海外投資を行つた者が左の各号の一に該当する事由により受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一　海外投資の目的たる株式その他の持分（以下「株式等」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと。

二　当該外国法人が戦争、革命又は内乱により損害を受けて解散した場合において、海外投資を行つた者が当該株式等を処分したこと又は清算が結了したこと。

三　当該外国法人が戦争、革命又は内乱により損害を受けて政令で定める期間以上の期間事業を休止した場合において、海外投資を行つた者がその事業の再開前に当該株式等を処分したこと。

（保険金）

第十四条の三　海外投資保険において政府がてん補すべき額は、前条第二項第一号の事由又は同項第二号若しくは第三号の損害が生じた事業年度（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の直前の事業年度の終に当該外国法人が解散したものとした場合において同項各号の事由に係る株式等（以下「事故株式等」

という。）に係る残余財産の分配として受けるべき金額と当該事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少い金額から、左の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の六十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一　当該事故株式等に対する配当として取得した金額と当該株式等に対する配当として取得すべき金額として保険契約で定めた額のうち当該事由の発生するまでの期間及び当該事故株式等に対応する部分の額とのいずれか多い金額

二　当該事由の発生により取得した金額又は取得し得るべき金額

三　損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

2　前項の規定により算定した政府がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額をこえるときは、政府がてん補すべき額は、同項の規定にかかわらず、その残額とする。

一　当該事由の発生前に当該株式等に対する配当として取得した金額と当該株式等に対する配当として取得すべき金額とのうち当該事由の発生するまでの期間に対応する部分の額とのいずれか多い金額

二　当該事由の発生前における当該株式等の喪失（前条第二項各号の事由に該当するものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額とその喪失した株式等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額

三　当該事由の発生前における前条第二項各号の事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

四　前項第二号及び第三号の金額

（回収）

第十四条の四　保険金の支払を受けた者は、事故株式等の取得のための対価の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第十四条の五　保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた保険金の額の第十四条の三第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額（支払を受けた保険金の額をこえるときは、その額）を政府に納付しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十四号（昭三一・四・一八）

◎計量法の一部を改正する法律

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「、基準器検査及び容量検査」を「及び基準器検査」に、「（第百六条―第百十四条）」を「（第百六条―第百二十二条）」に改め、「第四節　容量検査（第百十五条―第百二十二条）」を削り、「第八章　事業場の指定（第百七十三条―第百八十一条）」を「第八章　事業場等の指定
第一節　計量器使用事業場（第百七十三条―第百八十一条の二）
第二節　特殊容器製造事業（第百八十一条の三―第百八十一条の十）」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2　製造事業者は、前項に定める場合のほか、第三十五条第一項の規定にかかわらず、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、その者が製造をした通商産業省令で定める計量器であつて通商産業省令で定める用途に供されるものの修理を行うことを妨げない。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（附帯事業）

第五十四条の二　第四十八条第四号に掲げる計量器の販売等の事業の登録を受けた者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、秤はかりその他通商産業省令で定めるはかり及びおもりの検査のため基準器検査に合格した基準器その他の設備であつて通商産業省令で定めるものを備えているときは、その登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、通商産業省令で定めるところにより、当該計量器の修理の事業を行おうとする者は、その旨をその登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

2　前項の修理の事業を行おうとする者は、第六十四条第一項第四号中「又は修理事業者」を「、修理事業者又は第五十四条の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改め、同条第四項中「若しくは修理事業者若しくは第五十四条の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改める。

第六十五条中「又は修理事業者」を「、修理事業者又は第五十四条の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改め、同条第二項中「表記をするには」を「正味量

の表記をする場合において、その商品が政令で定めるものであり、その表記が長さ、質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項に定める場合のほか、第一項の規定による正味量の表記をするには、正確にその正味量を計るように努めなければならない。

第七十六条第一項中「粘度により商品」を「粘度により政令で定める商品」に、「表記するときは」を「表記する場合において、その表記が濃度、密度又は粘度のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に定める場合のほか、法定計量単位による濃度、密度又は粘度により商品を販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装してその容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しなければその商品の濃度、密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、その容器又は包装にその品質を表記するには、正確にその品質を計るように努めなければならない。

第七十七条第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

「第四章　検定、比較検査、基準器検査及び容量検査」を「第四章　検定、比較検査及び基準器検査」に改める。

「第四節　容量検査」を削る。

第百十五条から第百二十二条までを次のように改める。

第百十五条から第百二十二条まで　削除

第百四十九条中「その計量器」を「あらかじめ、その計量器」に、「長の検査を受けて」を「長にその旨を届け出て」に、「検査を受けた」を「届け出た」に改める。

第百五十条を次のように改める。

第百五十条　前条の規定による届出をした者は、その計量器について都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

2　前項の検査は、前条の規定による届出があつた日から一月をこえない範囲内で都道府県知事又は市町村の長が指定する期日に行う。

第百五十一条中「第百四十九条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百五十二条中「第百四十条」の下に「、第百四十二条」を加え、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改める。

第百五十四条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「若しくは帳簿書類」を「、帳簿書類その他の物件」に改める。

「第八章　事業場の指定」を「第八章　事業場等の指定」に改める。

第一節　計量器使用事業場

第百七十三条の見出し中「事業場の」を削る。

第百七十九条から第百八十一条までの規定中「被指定者」を「指定使用者」に改める。

第八章中第百八十一条の次に次の一節を加える。

第二節　特殊容器製造事業

（指定）

第百八十一条の二　商品を入れて法定計量単位による体積により販売するのに用いる透明又は半透明のガラス製の容器であつて通商産業省令で定める型式に属するもの（以下「特殊容器」という。）の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けることができる。

（指定の申請書）

第百八十一条の三　前条の指定を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二　工場又は事業場の名称及び所在地

三　特殊容器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものの名称及び数

四　主任の技術者の氏名及び経歴

五　その者が製造をした特殊容器であることを表示するための記号

（指定の基準）

第百八十一条の四　通商産業大臣は、前条の指定の申請が左の各号に適合すると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一　製造をする特殊容器の容量の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備えること。

二　前号に定めるもののほか、製造をする特殊容器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。

三　特殊容器の製造のための設備であつて、前条第三号の通商産業省令で定めるものが通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（製造管理）

第百八十一条の五　第百八十一条の二の指定を受けた者（以下「指定製造者」という。）は、指定を受けた工場又は事業場において製造をする特殊容器が前条第一項各号に適合することを確保するため、その製造及び検査の方法に関し製造管理規程を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（表示）

第百八十一条の六　指定製造者は、指定を受けた工場又は事業場において製造をした特殊容器にその特殊容器が左の各号に適合する旨を表示するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

一　第百八十一条の二の通商産業省令で定める容量公差をこえないこと。

二　その器差が通商産業省令で定める器差をこえないこと。

2　指定製造者は、前項の規定による表示をするときは、その特殊容器に、通商産業省令で定める方法により、第百八十一条の三第五号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第百八十一条の二の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

第百八十一条の七　指定製造者は、指定を受けた工場又は事業場において製造をした特殊容器が前条第一項各号に適合するものでないときは、同項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしてこれを譲渡し、又は貸し渡してはならない。

2　前項の場合において、殊特容器が前条第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めなければならない。

3　第百八十一条の二の指定を受けた工場又は事業場において製造をしたものでなければ、特殊容器に前条第一項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしてはならない。

（有効期間）

第百八十一条の八　第百八十一条の二の指定の有効期間は、指定の日から起算して一年とする。但し、再指定を妨げない。

（指定の取消）

第百八十一条の九　通商産業大臣は、指定製造者が左

の各号の一に該当するときは、第百八十一条の二の指定を取り消すことができる。

一　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき。

二　不正な手段により指定を受けたとき。

三　第百八十一条の四各号の一に適合しなくなつたとき。

四　第百八十一条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。

（準用）

第百八十一条の十　第百七十六条及び第百七十八条の規定は、第百八十一条の二の指定に準用する。

2　第百八十条の規定は、指定製造者に準用する。

第百八十二条第一項中「、容量検査」を削り、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改め、同条第二項中「、基準器又は容器」を「又は基準器」に改める。

第百八十三条第二項中「、第百十七条但書」を削り、「第百五十条第二項」を「第百五十二条」に改める。

第百九十三条中「、第百十九条」を削る。

第二百十六条中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、「、第百十九条第一項第二号及び第三号」及び「第百十九条第一項第二号及び第二項」を削り、「並びに第百七十七条第二号及び第三号」を「、第百七十七条の四、第百八十一条の二、第百八十一条の六第一項第二号並びに第百八十一条の七第一項若しくは第三項」に改める。

第二百十七条第一項に次の一号を加える。

六　第百八十一条の九の規定による第百八十一条の二の指定の取消

第二百二十一条中「、容量検査」を削り、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改める。

第二百二十二条第二項中「計量士国家試験」の下に「、第百八十一条の八但書の再指定」を加え、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改める。

別表中

十一　計量器使用事業場の指定を受けようとする者	一件につき　一、〇〇〇円
十二　第百八十一条の二の指定を受けようとする者	一件につき　一、〇〇〇円
十二の二　第百八十一条の八但書の再指定を受けようとする者	一件につき　三〇、〇〇〇円
十二の三　第百八十一条の六第一項第二号の容量検査を受けようとする者	一件につき　一五、〇〇〇円
十八　容量が二立方デシメートル未満の容器	一箇につき　二〇〇円
容器が二立方デシメートル以上の容器	一箇につき　二〇〇円
十九(2)(1)　第百三十二条第一項又は第百四十九条の検査を受けようとする者	
十八　第百三十二条第一項又は第百五十条第一項の検査を受けようとする者	

を

に

一四〇

一項」に改める。

第二百三十一条中「又は第六十八条」を「、第六十八条又は第百八十一条の七第一項若しくは第三項」に改める。

第二百三十四条中「又は第百三十九条第一項」を「、第百三十九条第一項又は第百五十条第一項」に改める。

第二百三十五条中「第七十二条、第七十三条第二項」を「第五十四条の二第二項、第七十二条第一項」に、「又は第百六十八条」を「、第百六十八条又は第百八十一条の六第二項」に改める。

第二百三十六条第二号中「又は第百八十条」を「、第百八十条（第百八十一条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第百八十一条の五」に改める。

第二百三十九条ただし書を削る。

改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭三一・四・一九）

◎地代家賃統制令の一部を改正する法律

地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一　借地について改良工事がなされたとき、又は借家について改良工事若しくは大修繕と認められる工事がなされたとき。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号に規定する大修繕と認められる工事の範囲は、建設省令で定める。

第八条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十五条第一項中「第七条及び第八条の規定による認可をする場合」を「第八条第一項の規定により職権で地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額を減額する場合」に改める。

第二十三条第二項中「第三号乃至第六号に規定する建物のうち居住の用に供する部分」を「第三号乃至第七号に規定する建物のうち当該建物の一部を賃借している者がこれを居住の用に供し、かつ、その床面積が三十坪以下である場合における当該部分（以下この条において「賃借部分」という。）に、「第三号乃至第六号の用に供する部分」を「第四号乃至第七号の用に供する部分」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　延べ面積が三十坪をこえる建物（当該建物の延べ面積から賃借部分の床面積（当該賃借部分の一部を転貸している場合においても当該賃借部分の床面積とする。以下この号において同じ。）又は賃借部分の床面積の合計を差引いた部分の床面積が三十坪以下である建物を除く。）及びその敷地

第二十三条第三項中「第三号乃至第六号」を「第三号乃至第七号」に、「居住の用に供する部分」を「賃借部分」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭三一・四・一九）

◎公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

第十五条　保証事業会社は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、左の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

一　当該保証契約の保証期間のうちまだ経過していない期間に対応する保証料の総額に相当する金額

二　当該事業年度において受け取った保証料（当該保証料に係る保証契約の解約により返還した保証料を除く。）の総額から当該保証料に係る保証契約に基いて支払った保証金（当該保証金の支払に基く保証契約者からの収入金を除く。）及び保証金以外の支払金、当該保証料に係る保証契約のために積み立てるべき支払備金並びに当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額

第十六条第一号及び第二号中「当該事業年度において締結された」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭三一・四・二〇）

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「十九万五千八百十人」を「二十一万五千三人」に改め、同条第二項中「十五万人」を「十六万人」に、「一万九千三百九十一人」を「二万二千七百十六人」に、「一万三百四十六人」を「一万四千四百三十四人」に、「十七万九千七百六十九人」を「十九万七千百八十二人」に改める。

附則中第十六項を第二十項とし、第五項から第十五項まで四項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の四項を加える。

5　防衛庁は、当分の間、第四条の任務のほか、調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第三条第四号の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定附属書G第二項の規定によりアメリカ合衆国政府の使用に供せられる不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。以下同じ。）の調達、提供及び管理に関する事務を行う。

6　前項の事務は、経理局においてつかさどる。

7　建設本部は、第五項の不動産の取得及び建設工事の実施を行う。

8　調達実施本部は、第五項の備品、需品及び役務で長官の定めるものの調達を行う。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭三一・四・二〇）

◎自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「管区隊」の下に「、混成団」を加える。

第十二条の二第二項中「方面総監」を「長官（方面隊に属する混成団の混成団長にあつては、方面総監）」に改める。

第二十九条第二項中「自衛官」の下に「又は事務官」を加える。

第百十六条の次に次の一条を加える。

（需品の貸付）

第百十六条の二　内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において他から入手するみちがないと認めるときは、次の飛行に必要な限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度

において、総理府令で定めるところにより、これに対し液体燃料その他総理府令で定める需品を無償で貸し付けることができる。

2　前項の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議するものとする。

附則中第二十六項を第二十八項とし、第十二項から第二十五項まで二項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の二項を加える。

12　内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、総理府令で定めるところにより、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他総理府令で定める役務を適正な対価で提供することができる。

13　前項の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議するものとする。

別表第一中「第八混成団　第八混成団本部　熊本市」を「第八混成団　第八混成団本部　熊本市　第九混成団　第九混成団本部　青森市」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

航空団の名称	航空団司令部	
	名称	所在地
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市
第二航空団	第二航空団司令部	浜松市

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項及び第十二条の二第二項並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十九号（昭三一・四・二〇）

◎都市公園法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　都市公園の設置及び管理（第三条―第十八条）
第三章　雑則（第十九条―第二十四条）
第四章　罰則（第二十五条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「都市公園」とは、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は同法第三条の規定により決定された都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するものをいい、それらの地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2　この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一　園路及び広場

二　植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三　休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四　ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五　野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六　植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七　売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八　門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九　前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3　国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第三条の規定により決定された国立公園計画又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定された国立公園に準ずる区域に係る国立公園計画に準じて決定された計画（以下これらを「国立公園計画等」という。）に基いて設けられる同法第二条に規定する施設で第一項に規定する公園若しくは緑地又は前項各号に掲げる施設に該当するものは、前二項の規定にかかわらず、都市公園又は公園施設に含まれないものとする。

第二章　都市公園の設置及び管理

（都市公園の設置基準）

第三条　地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

（公園施設の設置基準）

第四条　一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。

2　前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条　都市公園を設置する地方公共団体（以下「公園管理者」という。）は、当該都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。

2　公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3　公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（都市公園の占用の許可）

第三項の許可を与えることができる。

一　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

二　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

三　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

四　郵便差出箱又は公衆電話所

五　非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物

六　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七　前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

（許可の条件）

第八条　公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

（国等の行う都市公園の占用の特例）

第九条　郵便その他国の行う事業又は日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社若しくは原子燃料公社の行う事業のため、第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用するときは、

場合においては、これらの事業を行う者と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

（原状回復）

第十条　第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2　公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（監督処分）

第十一条　公園管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定に基く処分に違反している者

二　この法律の規定による許可に附した条件に違反している者

三　偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者

2　公園管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一　都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二　都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3　公園管理者は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4　第一項又は第二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（監督処分に伴う損失の補償）

第十二条　公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。

3　前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4　公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（原因者負担金）

第十三条　公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当

該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（附帯工事に要する費用）

第十四条　都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2　公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。

（義務履行のために要する費用）

第十五条　この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定によつてする処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該義務者が負担しなければならない。

（都市公園の保存）

第十六条　公園管理者は、都市公園の区域内において都市計画法第五条の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が執行される場合その他公益上特別の必要がある場合又は廃止される都市公園に代るべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

（都市公園台帳）

第十七条　公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下この条において「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

2　都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、建設省令で定める。

3　公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

（条例で規定する事項）

第十八条　この法律及びこの法律に基く命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、公園管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章　雑則

（補助金）

第十九条　国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

（報告及び資料の提出）

第二十条　地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2　建設大臣は、地方公共団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（都市公園の行政又は技術に関する勧告等）

第二十一条　建設大臣は、都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（私権の制限）

第二十二条　都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

（公園予定地等）

第二十三条　地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その旨を公告した後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、地方公共団体が当該区域内にある土地について権原を取得した後においては、第四条から第十四条まで及び前条の規定は、当該土地（以下「公園予定地」という。）又は当該公園予定地に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

2　地方公共団体は、前項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（異議の申立及び訴願）

第二十四条　公園管理者（前条の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

一　第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二　第十条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指示

三　第十一条第一項又は第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの規定による必要な措置の命令

四　第十二条第四項、第十三条又は第十四条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの規定を準用する場合の決定

2　前項の規定による異議の申立があつたときは、公園管理者である地方公共団体の長は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3　前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4　訴願法（明治二十三年法律第百五号）第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立について準用する。

第四章　罰則

第二十五条　第十一条第一項又は第二項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第二十三条の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。）の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第五条第二項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公園施設（予定公園施設を含む。）を設け、又は管理した者

二　第六条第一項又は第三項（第二十三条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公園予定地を含む。）を占用した者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（既設公園の取扱）

2　この法律の施行の際現に都市計画区域内において地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理している公園若しくは緑地又は都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理しているもの（国立公園計画等に基いて設けられている国立公園法第二条に規定する施設で公園又は緑地に該当するものを除く。以下「既設公園」という。）は、この法律の施行の日において、当該地方公共団体又は当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体が設置する都市公園となるものとする。

（既設公園施設に関する経過措置）

3　この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園の施設（第二条第二項各号に掲げる施設に該当する既設公園の施設をいい、当該既設公園を管理する地方公共団体の長がこの法律の施行の際当該既設公園の効用を全うするものでないものとして指定する施設及び国立公園計画等に基いて設けられている国立公園法第二条に規定する施設を除く。以下「既設公園施設」という。）として設けられている建築物の建築面積及びこの法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設として新設又は増設の工事が行われている建築物の建築予定面積の総計が、第四条第一項に規定する公園施設の設置基準に適合していない場合においても、これらの建築物は、同条同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日以後においてもなお存置することができる。

4　この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設を設け、又は管理している者で公園管理者となるべき者以外のものは、その権原に基いてなお当該既設公園施設を設け、又は管理することができる期間（当該期間が十年をこえるとき、又は当該期間について期間の定のないときは、この法律の施行の日から起算して十年とする。）、従前と同様の条件により、当該公園施設を設け、又は管理することができる。

5　この法律の施行の際現に権原に基いて第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて既設公園を占用している者は、その権原に基いてなお当該既設公園を占用することができるものとされている期間（当該期間が第六条第四項前段に規定する政令で定める期間をこえるとき、又は当該期間について期間の定のないときは、この法律の施行の日から起算して当該政令で定める期間とする。）、従前と同様の条件により、当該工作物その他の物件又は施設を設けて当該都市公園を占用することについて第六条第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けるため既設公園を占用して当該工作物その他の物件又は施設の新設、増設又は移転の工事を行つている者についても、同様

とする。

6　この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設及び第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下この項において「工作物等」という。）を設けて既設公園を占用している者がある場合においては、その者がその権原に基いてなお当該既設公園を占用することができるものとされている期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定のないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占用することについて第六条第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つている者がある場合においても、同様とする。

（損失の補償）

7　公園管理者は、附則第四項から前項までに規定する者が、これらの規定によつて、従前の権原によりなお公園施設を設け、若しくは管理し、又は都市公園を占用することができるものとされていた期間を短縮されたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償するものとする。

8　第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（地盤国有公園に関する経過措置）

9　国は、明治六年太政官布告第十六号に基いて設置された公園又は旧東京市区改正条例（明治二十一年勅令第六十二号）により議定された事業、旧特別都市計画法（大正十二年法律第五十三号）による特別都市計画事業、旧神宮関係特別都市計画法（昭和十五年法律第七十五号）による都市計画事業若しくは旧特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）による特別都市計画事業によつて生じた公園でこの法律の施行の際都市公園となるものを構成する国有に属する土地物件については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十一条の規定にかかわらず、当該土地物件に係る都市公園が設置されている間、当該都市公園を管理すべきものとなつた地方公共団体に無償で貸し付けるものとする。ただし、当該都市公園を構成する国有の土地のうち附則第六項に規定する工作物等の敷地であるものについては、当該工作物等の敷地である期間中は有償とする。

（建設省設置法の改正）

10　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関する事務を管理すること。

（内閣総理・大蔵・厚生・建設大臣署名）

法律第八十号（昭三一・四・二〇）

◎空港整備法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、空港の整備を図るため、その設置、管理、費用の負担等に関する事項を定め、もつて航空の発達に寄与することを目的とする。

（空港の定義及び種類）

第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。

一　第一種空港　国際航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

二　第二種空港　主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

三　第三種空港　地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

2　前項各号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにしなければならない。

（第一種空港の設置及び管理）

第三条 第一種空港は、運輸大臣が設置し、及び管理する。

（第二種空港の設置及び管理）

第四条 第二種空港は、運輸大臣が設置し、及び管理する。

2　運輸大臣は、当該空港の管理上適切であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、申請により地方公共団体に第二種空港を管理させることができる。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

3　地方公共団体は、前項前段の申請をしようとするとき、又は同項後段の規定により意見を述べようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4　第二項の規定により第二種空港を管理する地方公共団体は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定の適用については、飛行場の設置者とみなす。

（第三種空港の設置及び管理）

第五条 第三種空港は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

（第二種空港における工事費用の負担等）

第六条 運輸大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の七十五を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十五をそれぞれ負担する。

2　前項の場合において、当該空港の設置により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、運輸大臣は、その利益を受ける限度において、当該空港の存する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3　運輸大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定により費用を負担すべき都道府県と協議しなければならない。

第七条 都道府県は、その区域内の市町村で当該空港の設置により利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において、当該都道府県が前条第一項又は第二項の規定により負担すべき負担金の一部を負担させることができる。

2　前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第八条 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の七十五を、当該地方公共団体がその百分の二十五をそれぞれ負担する。

2　地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の承認を受けなければならない。

3　運輸大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

4　地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で次に掲げる工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

（災害復旧工事の費用の負担等）

第十条 運輸大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2　第六条第二項及び第七条の規定は、前項の場合について準用する。

3　運輸大臣は、第一項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を同項及び前項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担すべき都道府県に通知しなければならない。

第十一条 地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該地方公共団体がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2　地方公共団体は、前項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認定を受けなければならない。

3　地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は第八条第四項第二号の政令で定める空港用地の災害復旧工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内において、その工事に要する費用の百分の八十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

（兼用工作物の工事の施行等）

第十二条　空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、又は管理する運輸大臣又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（土地等の帰属）

第十三条　第六条第一項、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は第八条第四項若しくは第九条第三項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

（国有財産の管理の委託）

第十四条　第四条第二項の規定により地方公共団体に第二種空港を管理させる場合は、運輸大臣は、当該地方公共団体に当該空港の範囲内にある国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以上同じ。）の管理を委託するものとする。ただし、国において必要なものは、この限りでない。

2　前項の規定により国有財産の管理を委託された地方公共団体は、当該国有財産を他人に使用又は収益をさせようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

3　第一項の規定により地方公共団体が管理を委託された国有財産については、当該地方公共団体において管理の費用を負担する。この場合において、当該国有財産の使用料及び賃貸料は、当該地方公共団体の収入とする。

（国有財産の無償貸付）

第十五条　普通財産である国有財産で第三種空港の範囲内にあるものは、国有財産法二十二条の規定にかかわらず、当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

（不用となつた国有財産の譲与）

第十六条　第二種空港又は第三種空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定により費用を負担し、又は第八条第四項若しくは第九条第三項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

（北海道の特例）

第十七条　国は、北海道の区域内の第二種空港又は第三種空港の設置又は管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第十一条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項、第九条第三項若しくは第十一条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

（政令への委任）

第十八条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（運輸省設置法の一部改正）

2　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の七の次に次の一号を加える。

四十四の七の二　空港の設置及び管理に関し、地方公共団体を助成すること。

第二十八条の二第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　空港の設置及び管理に関する地方公共団体の助成に関すること。

（離島振興法の一部改正）

3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「道路」の下に「、空港」を加える。

第九条第二項中「並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条」を「、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条、空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第六条第一項、同法第八条第一項及び第三項並びに同法第九条第一項及び第三項」に改める。

別表に次のように加える。

空港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
第二種空港 第三種空港	滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場若しくは橋の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備	国又は地方公共団体	百分の百

（奄美群島復興特別措置法の一部改正）

4　奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項第二号の第二種空港について準用する。

別表第一中「

都市計画	都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
空港	空港整備法第二条第一項の空港（第一種空港を除く。）の新設又は改良で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

」を「

都市計画	都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

」に改める。

（内閣総理・大蔵・運輸大臣署名）

法律第八十一号（昭三一・四・二四）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　徴収（第八十六条―第九十八条）」を「第二款　賦課及び徴収（第八十六条―第九十八条）」に、「第九節　市町村法定外普通税（第六百六十九条―第六百七十一条）」を「第九節　市町村法定外普通税（第六百六十九条―第六百七十九条の三）」に、「第四章　目的税（第七百二条―第七百三十三条）」を「第四章　目的税（第七百二条―第七百三十三条の二）」に、

「第四章　目的税
　第一節　軽油引取税
　第一款　通則（第七百条―第七百条の九）
　第二款　徴収（第七百条の十―第七百条の三十四）
　第三款　更正、決定等に関する救済（第七百条の三十五）
　第四款　督促及び滞納処分（第七百条の三十六―第七百条の四十二）
　第五款　犯則取締（第七百条の四十三―第七百条の五十）
　第六款　使途等（第七百一条―第七百一条の七）
　第二節　都市計画税（第七百二条―第七百三十三条）
　水利地益税等（第七百二条―第七百三十三条）」

を

「第四章　目的税
　第一節　軽油引取税
　第一款　通則（第七百条―第七百条の九）
　第二款　徴収（第七百条の十―第七百条の三十四）
　第三款　更正、決定等に関する救済（第七百条の三十五）
　第四款　督促及び滞納処分（第七百条の三十六―第七百条の四十二）
　第五款　犯則取締（第七百条の四十三―第七百条の五十）
　第六款　使途等（第七百一条―第七百一条の七）
　第二節　都市計画税（第七百二条―第七百三十三条）
　水利地益税等（第七百二条―第七百三十三条）」

に改める。

第四条第四項中「道府県は、」の下に「前項に規定するものを除くほか、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県は、目的税として、軽油引取税を課するものとする。

第五条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

一　都市計画税

第七十七条に次の一項を加える。

2　道府県が第四十八条第三項の規定により当該道府県の個人の道府県民税とあわせて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係るものがあるときは、道府県又は市町村は、当該過納又は誤納に係る地方団体の徴収金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の未納に係る道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当することができる。

第二十四条第一項第四号を次のように改める。

四　道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」という。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの及び道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

第二十九条中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第四十一条第一項中「充当加算金」の下に「第三百二十一条第二項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金、」を加える。

第四十七条第一項第三号中「還付」を「還付し、又は充当」に改め、同項第四号中「還付した」を「還付し、又は充当した」に改め、「還付加算金」の下に「又は充当加算金」を加える。

第五十二条第三項並びに第五十三条第一項、第二項及び第六項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の十三第五項」を「第七十二条の十三第四項」に改める。

第七十三条第四号を次のように改める。

四　住宅　人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。

第七十二条の二十九第一項ただし書及び第七十二条の二十二第六項第三号中「第七十二条第六項」を「第七十二条第五項」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書及び第七十二条の二十二第六項第三号中「第二項若しくは第三項」を「次項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第七十二条の十四第六項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第三章に規定する保険をいう。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の十を乗じて得た金額

第七十二条の十七第一項ただし書及び第七十二条の二十二第六項第三号中「第七十二条第六項」を「第七十二条第五項」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の十三第五項」を「第七十二条の十三第四項」に改める。

第七十三条第四号を次のように改める。

四　住宅　人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。

第七十八条を削り、第七十七条第三項中「前条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同条を第七十八条とし、第七十六条の次に次の一条を加える。

（娯楽施設利用税の非課税）

第七十七条　道府県は、学校教育法第一条に規定する学校の学生、生徒、児童又は幼児がスケート場の施設を利用する場合においては、当該利用に対しては、娯楽施設利用税を課することができない。

2　前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収される娯楽施設利用税を納付すべき納税者（「納税者」という。以下娯楽施設利用税について同じ。）に交付すべき徴税令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（娯楽施設利用税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第九十一条の三　娯楽施設利用税の納税者は、当該道府県の条例の定めるところにより、娯楽施設利用税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

（娯楽施設利用税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第九十一条の四　前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産

に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（娯楽施設利用税に係る不申告等に関する過料）

第九十一条の五　道府県は、娯楽施設利用税の納税者が第九十一条の三の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　前二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第九十二条第二項中「前条」を「第九十一条又は第九十一条の二」に、「納税者」を「申告納税者又は納税者」に改める。

第九十三条中「又は納税者」を「、申告納税者又は納税者」に改める。

第九十四条第二項から第四項まで及び第九十五条第三項中「納税者」を「申告納税者」に改める。

第九十六条の見出し中「又は申告納付」を「申告納税者又は納税者」に改め、同条中「又は納付」を「、申告納税者又は納税者」に、「又は第九十一条」を「、第九十一条又は第九十一条の二第一項」に改める。

第九十七条第三項及び第四項並びに第九十八条第一項、第二項及び第四項中「納税者」を「申告納税者又は納税者」に改める。

第九十九条の見出しを「（違法又は錯誤に係る娯楽施設利用税の更正、決定等の救済）」に改め、同条第八項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の通知」の下に「又は第二項の徴税令書」を加え、「同項の通知」を「第一項の通知又は第二項の徴税令書の交付」に、「又は納税者」を「、申告納税者又は納税者」に、「通知を受けた日とする。」を「通知又は徴税令書の交付を受けた日とする。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　娯楽施設利用税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

第百条第一項並びに第百三条第一項及び第二項中

「又は納税者」を「、申告納税者又は納税者」に改め、同条第三項中「又は納税者」を「、申告納税者又は納税者若しくは納税者」に、「若しくは納税者」を「、申告納税者若しくは納税者」に改める。

第百五条中「又は納税者」を「、申告納税者又は納税者」に改める。

第百十四条の二中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

第百二十二条の次に次の二条を加える。

（遊興飲食税に係る徴収猶予）

第百二十二条の二　道府県知事は、第十六条の二の規定による場合のほか、遊興飲食税の特別徴収義務者が料金及び遊興飲食税の全部又は一部を当該道府県の条例で定める納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、三月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

2　第十六条の三（第二項を除く。）及び第十六条の四の規定は、道府県知事が前項の規定によつて徴収猶予をする場合について準用する。この場合において、第十六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「第百二十二条の二第一項」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第百二十二条の二第一項」と、第十六条の四第一項各号列記以外の部分中「第十六条の二又は第十六条の六」とあるのは「第百二十二条の二第一項」と、同条第二項、第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「第百二十二条の二第一項」とするのとする。

3　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（遊興飲食税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第百二十二条の三　道府県知事は、遊興飲食税の特別徴収義務者が料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについては正当な理由があると認める場合又は徴収した遊興飲食税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その遊興飲食税額がすでに納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その遊興飲食税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2　道府県知事は、前項の規定による申請を受理した場合においては、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

3　特別徴収義務者は、前項の規定による通知に係る措置に不服がある場合にあつては当該通知を受けた日から、同項の規定による通知が同項に規定する期間内にない場合にあつては当該期間が経過した日から、それぞれ三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

4　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

5　第三項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

6　異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異

主として観光　　年額　三万円
貸切用のもの
その他　　年額　一万四千円

第百五十条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3　第一項の賦課期日後に自動車の用途等の変更により適用すべき自動車税の税率に異動があつた場合においては、当該自動車に対する自動車税の納税義務者には、その異動があつた月までは異動前の自動車税の税率により、その異動があつた月の翌月からは異動後の自動車税の税率により、それぞれ月割をもつて算定した額の合計額により自動車税を課する。

第二百九十四条第四号を次のように改める。

四　市町村内に寮等を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

第三百条中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第三百三条第一項中「事務所若しくは事業所」を「事務所、事業所若しくは寮等」に改める。

第三百四条中「第四十六条第七項」を「第四十四条第七項」に改める。

第三百十二条第四項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第三百二十一条の三第一項中「（以下本条において「給与所得者」という。）」を「（支給期間が一月をこえる期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条において「給与所得者」という。）」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改め、同条第二項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に、「法人税割額について」を「市町村民税額について」に改め、同条第三項中「法人税割」を「法人の市町村民税」に改め、同条第六項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「第三百二十一条の八第一項又は第二項」を「第三百二十一条の八第一項若しくは第二項又は第六項」に改める。

第三百二十一条の十三第一項中「法人税割」を「法

議の申立をした者に交付しなければならない。

7　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便遥送の日数は、第三項の期間に算入しない。

8　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

第百二十四条第三項中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

第百四十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　自動車の売買があつた場合において売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、当該自動車は、売主及び買主の共有物とみなす。

第百四十七条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　トラック
　営業用　　年額　一万四千円
　自家用　　年額　一万五千円
三　バス

人の市町村民税」に改める。

第三百二十七条第一項中「第三百二十一条の八第一項若しくは第二項」を「第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第六項」に改める。

第三百四十三条第五項中「農地法第九条の規定によつて国が買収した農地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第五条第一項の規定によつて農地法第九条の規定により国が買収したものとみなされる農地を含む。）」を「農地法第七十八条第一項の規定によつて農林大臣が管理する土地」に、「当該農地」を「当該土地又は農地」に改め、「使用者」の下に「（農地法第六十八条第一項及び第二項本文の規定によつて土地を使用する使用者を除く。）」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「日本放送協会」を削り、同条同項第十七号を削る。

第三百四十九条の三の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条に次の一項を加える。

8　日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。この場合において、

当該固定資産税に係る償却資産は、第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、同号の償却資産で放送法第四十条第一項の財産目録に登録されるべきものとする。

第三百六十四条に次の一項を加える。

4　市町村は、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び徴収することができる。

第三百八十九条第一項第二号中「鉄道若しくは軌道又は発電、送電若しくは配電用施設その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で」を「鉄道、軌道、発電、送電若しくは配電の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で、」に改める。

第四百十八条中「価格等を決定した場合」の下に「又は第三百八十九条第二項の規定によつて固定資産の価格等を登録した場合」を加える。

第四百八十九条第五項中「地方鉄道法又は軌道法若しくは」を「日本国有鉄道又は地方鉄道法若しくは」に、「地方鉄道業者又は」を「地方鉄道業者若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

6　電気又はガスを使用する者が前各項の規定によつて電気ガス税を課することのできない電気又はガスと電気ガス税を課することのできる電気又はガスとをあわせて使用する場合において、当該電気ガス税を課することのできない電気又はガスと電気ガス税を課することのできる電気又はガスとを区分することができないときは、製品又は鉱物の数量等を基準として、政令で定めるところにより、電気ガス税を課することができる部分の電気又はガスの料金を算出するものとする。

第七百条を第六百九十九条の二とし、第七百一条を第六百九十九条の三とする。

第四章中第七百二条の前に次の二節及び節名を加える。

第一節　軽油引取税

第一款　通則

（軽油引取税）

第七百条　道府県は、道路に関する費用に充てるため、及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、軽油引取税を課するものとする。

（用語の意義）

第七百条の二　軽油引取税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　軽油　摂氏十五度において〇・八〇一七をこえ、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をいい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

二　元売業者　軽油その他の石油製品の精製業者又は輸入業者その他これらに準ずる者のうち軽油その他の石油製品を販売することを業とするもので自治庁長官が指定するものをいう。

三　特約業者　元売業者との間に締結された販売契約に基いて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者をいう。

四　営業所　特約業者又は元売業者の事務所又は事業所で当該特約業者又は元売業者が販売契約に基いて引渡を行う軽油その他の石油製品を直接管理する場所をいう。

2　軽油引取税が課される引取が行われる前に軽油に炭化水素油以外のものを混和した場合においては、その混和により生じたものを前項第一号の軽油とみなす。

（軽油引取税の納税義務者等）

第七百条の三　軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取（特約業者の元売業者からの引取及び元売業者の他の元売業者又は特約業者からの引取を除く。）に対し、容量を課税標準として、当該特約業者又は元売業者の営業所所在の道府県において、その引取を行う者に課する。

（軽油引取税のみなす課税）

第七百条の四　軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費又は譲渡に対し、当該消費又は譲渡をする者を同条の引取者とみなし、容量を課税標準として、第一号又は第二号の場合にあつては当該消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所。以下同じ。）所在の道府県において、第三号又は第四号の場合にあつては当該軽油に係る免税証を交付した道府県において、第五号の場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、それぞれ当該消費又は譲渡をする者に課する。

一　特約業者が元売業者からの引取に係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二　元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三　第七百条の六各号に掲げる軽油の引取を行つた者が他の者に当該引取に係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四　第七百条の六各号に掲げる軽油の引取を行つた者が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため当該引取に係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五　特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入して当該輸入に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

2　特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3　第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

4　何人も、譲渡について前項の承認のなかつた軽油を譲り受けてはならない。

（軽油引取税の課税免除）

第七百条の五　道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第七百条の十一第四項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一　軽油の引取で本邦からの輸出として行われたもの

二　特約業者からの引取で当該特約業者が他の特約業者から引取を行つた軽油に係るもの

三　前号に掲げるもののほか、すでに引取について軽油引取税を課された軽油に係る引取

第七百条の六　道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第七百条の十五第一項の規定による免税証の交付があつた場合及び第七百条の二十二第四項又は第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一　船舶の使用者が当該船舶の主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

二　海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の光源用に供する軽油の引取

三　日本国有鉄道、地方鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるものの主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

四　農業又は林業を営む者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取

五　陶磁器製造業その他の政令で定める事業を営む者が陶磁器の製造工程における焼成の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取

（軽油引取税の税率）

第七百条の七　軽油引取税の税率は、軽油一キロリットルにつき、六千円とする。

（軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権）

第七百条の八　道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　特別徴収義務者

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者

三　前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四　前三号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の容量を見本品として採取することができる。

3　前二項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　軽油引取税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の三十八第一項の定めるところによる。

5　第一項又は第二項に規定する当該徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪）

第七百条の九　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件

の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三　前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款　徴収

（軽油引取税の徴収の方法）

第七百条の十　軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。ただし、第七百条の四の規定によって軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法によるものとする。

（軽油引取税の特別徴収の手続）

第七百条の十一　軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、特約業者又は元売業者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2　軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月十五日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下「課税標準量」という。）及び税額並びに第七百条の五又は第七百条の六の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取に係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を当該特別徴収義務者の営業所所在地の道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。納入申告書の様式は、総理府令で定める。

3　前項の課税標準量は、引取に係る軽油の数量から当該引取の際減少すべき軽油の数量として政令で定める数量を控除した数量とする。

4　第二項の場合において、第七百条の五又は第七百条の六の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取に係る軽油の数量については、第七百条の十七の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者が受け取った免税証その他当該数量を証する書面を添付して、道府県知事の承認を受けなければならない。

5　第一項の軽油引取税の特別徴収義務者は、第二項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、第二項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

6　第二項の規定によって納入した納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

7　軽油引取税の特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第七百条の十二　前条第一項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、当該道府県の条例の定めるところによって、その特別徴収すべき軽油引取税に係る営業所ごとに、当該営業所における軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を道府県知事に申請しなければならない。

2　道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合

においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによって、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

3　前項の証票の交付を受けた者は、これを営業所の公衆の見易い箇所に掲示しなければならない。

4　第二項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

5　第二項の証票の交付を受けた者は、営業所における軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪）

第七百条の十三　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による登録の申請をしなかつた者

二　前条第三項から第五項までの規定の一に違反した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（軽油引取税の申告納付の手続）

第七百条の十四　第七百条の十ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者（「納税者」という。）は、次の各号に掲げる者にあつては、毎月十五日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該納税者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

一　第七百条の四第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から十五日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定めた事項を記載した申告書を当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に提出すること。

二　第七百条の四第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月十五日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出すること。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第七百条の十五　第七百条の六各号に掲げる用途に供するため、同条の規定によってその引取について軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取を行おうとする同条各号に掲げる者（以下「免税軽油使用者」という。）は、政令で定めるところにより、免税軽油の数量、免税軽油の引取を行おうとする販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を当該免税軽油使用者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出して免税証の交付を受け、その免税証を軽油引取税の特別徴収義務者に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者は、特別の事情によりこれにより難い場合にあつては、政令で定めるところにより、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請することができる。

2　道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取を行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当なものであると認めるときは、免税証を交付しなければならない。免税証には、免税軽油の数量、有効期間並び

に免税軽油使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものとし、その様式は、総理府令で定める。

3　免税軽油の引取は、免税証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取を行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、免税軽油使用者は、引取を行う販売業者の事務所又は事業所所在の道府県の条例の定めるところにより、他の販売業者から免税軽油の引取を行うことができる。

4　免税軽油使用者が免税証を軽油引取税の特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取を求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税軽油使用者に代つて、当該免税証を軽油引取税の特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取を行うものとする。

5　免税軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所が所在する販売業者から当該免税軽油の引取を行うため免税証の交付を申請したときは、当該道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところにより、当該免税証に記載された数量その他必要な事項を当該道府県知事以外の道府県知事に通知しなければならない。

（免税証の不正受給による免税軽油の引取に関する罪等）

第七百条の十六　詐偽その他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取を行つた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　第一項の場合においては、道府県は、当該軽油の引取を軽油引取税の特別徴収義務者からの軽油の引取とみなし、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。この場合における軽油引取税の課税標準量は、第七百条の十一第三項の規定にかかわらず、当該犯罪に係る軽油の数量のうち、軽油引取税の特別徴収義務者が徴収すべき軽油引取税に係る軽油の数量とする。

（免税証の受取義務）

第七百条の十七　軽油引取税の特別徴収義務者は、免税証を提出して免税軽油の引取を行おうとする者に対して免税軽油の引渡をする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

（免税証の譲渡の禁止）

第七百条の十八　免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

（免税証の譲渡の禁止に関する罪等）

第七百条の十九　前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取を行つた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

4　第七百条の十六第三項の規定は、第二項の場合について準用する。

（道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲

渡に関する罪）

第七百条の二十　第七百条の四第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行つた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　第七百条の四第四項の規定に違反して軽油を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（軽油引取税の徴収猶予）

第七百条の二十一　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第七百条の十一第二項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合において、当該特別徴収義務者が政令で定めるところにより担保を提供したときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限つてその徴収を猶予するものとする。

2　第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた特別徴収義務者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納入しない場合について準用する。この場合において、第十六条の四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「第七百条の二十一第一項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納入しない場合」と、同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「第七百条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

3　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（軽油を返還した場合及び引取後において免税用途に供した場合における措置）

第七百条の二十二　軽油引取税の特別徴収義務者から軽油の引取が行われた後販売契約の解除により、その引取に係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取に係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油の引取は行われなかつたものとみなし、すでに軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、道府県知事は、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の金額を、当該特別徴収義務者の申請により、還付するものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の場合において、軽油の引取を行つた者がすでに当該引取に係る軽油の代金及び軽油引取税額を支払つているときは、当該軽油の引取を行つた者は、当該返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額について当該特別徴収義務者に対して求償権を有する。

3　軽油の引取を行つた者が前項の求償権に基いて訴

たため、軽油引取税の特別徴収義務者以外の販売業者から免税軽油以外の軽油の引取を行つてこれを同条各号に掲げる用途に供したことについてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得たときは、当該特別徴収義務者の営業所在地の道府県知事は、政令で定めるところにより、当該特別徴収義務者の申請により、当該軽油に係る軽油引取税額がまだ納入されていない場合にあつてはその納入を免除し、すでに軽油引取税の全部又は一部が納入されている場合にあつては当該納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の金額を当該特別徴収義務者に還付するものとする。

5　第七百条の六各号に掲げる者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要が生じたため、軽油引取税の特別徴収義務者以外の販売業者から免税軽油以外の軽油の引取を行つてこれを同条各号に掲げる用途に供したことについてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得たときも、また、前項と同様とする。

6　第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

（帳簿記載義務）

第七百条の二十三　軽油引取税の特別徴収義務者は、その営業所ごとに帳簿を備え、次の各号に掲げる事項をこれに記載しなければならない。

一　引渡を受けた軽油の数量及び引渡の日並びに引渡を受けた相手方の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

二　貯蔵している軽油の数量

三　引渡を行つた軽油の数量及び引渡の日

四　前各号に掲げるもののほか、当該道府県の条例で定める事項

（帳簿記載の義務違反に関する罰）

第七百条の二十四　前条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（軽油引取税に係る自治庁職員の質問検査権等）

第七百条の二十五　自治庁長官は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一　元売業者又は元売業者として指定することが必要であると認められる者

二　前号の者から軽油その他の石油製品の引取を行う者

2　前項の場合においては、当該職員は、軽油その他の石油製品について必要最少限度の容量を見本品として採取することができる。

3　前二項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（軽油引取税に係る自治庁職員の検査拒否等に関する罪）

第七百条の二十六　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三　前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（軽油引取税に係る脱税に関する罪）

第七百条の二十七　第七百条の十一第二項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2　詐偽その他不正の行為によつて第七百条の十四の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免かれた納税者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

3　第一項の納入しなかつた金額又は前項の免かれた税額が百万円をこえる場合においては、情状により当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその納入しなかつた金額又は免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

4　第一項又は第二項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（軽油引取税に係る納期限の延長）

第七百条の二十八　道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。ただし、軽油引取税の特別徴収義務者に対する納期限の延長の期間は、三十日をこえることができない。

（軽油引取税の減免）

第七百条の二十九　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、軽油引取税を減免することができる。

（軽油引取税に係る更正及び決定）

第七百条の三十　道府県知事は、第七百条の十一第二項の規定による納入申告書又は第七百条の十四の規定による申告書（以下軽油引取税について「申告書」

額をいう。以下軽油引取税について同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足金額に第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限（第七百条の二十八の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下軽油引取税について同じ。）の翌日から納入又は納付の日までの期間に応じ、当該不足金額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、前項の延滞金額を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

3　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が前条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入し、又は申告納付する軽油引取税に係る延滞金）

第七百条の三十二　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限後にその納入金を納入し、又はその税金を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、これらの規定の納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間に応じ、当該金額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限までに納入金を納入しなかつたこと又は税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（軽油引取税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百条の三十三　申告書の提出期限までにその提出があつた場合において、第七百条の三十第一項又は

と総称する。）の提出があつた場合において、当該納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2　道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告し、又は申告すべき課税標準量及び税額を決定することができる。

3　道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準量又は税額について、調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正することができる。

4　道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

（軽油引取税に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第七百条の三十一　道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税

第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤があつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額が二千円以上であるときは、その金額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2　次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、第一号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤があつたことについて、第三号又は第四号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由がないと認めるときは、当該各号に掲げる税額が千円以上であるときは、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二月以内の場合においては百分の十五の割合、二月をこえ三月以内の場合においては百分の二十の割合、三月をこえる場合においては百分の二十五の割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において第七百条の三十第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足金額について、同号に規定する期間

三　第七百条の三十第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定による不足金額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による決定の通知をした日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において第七百条の三十第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足金額について、申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による更正の通知をした日までの期間

3　道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に係る軽油引取税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該納入申告又は申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4　道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

（軽油引取税に係る重加算金）

第七百条の三十四　前条第一項の規定に該当する場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺい、又は仮装した事実に基いて申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額が百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2　前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額のほか、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一　前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて申告書を提出したこと。

二　前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

三　前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3　道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告又は申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4　道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

第三款　更正、決定等に関する救済

（違法又は錯誤に係る軽油引取税に関する更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の救済）

第七百条の三十五　第七百条の三十第四項又は第七百条の三十三第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が到達した日を立証し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4　第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便遥送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その全部又は一部を猶予することができる。

第四款　督促及び滞納処分

（軽油引取税に係る督促）

第七百条の三十六　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下軽油引取税について同じ。）までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促による納入又は納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（軽油引取税に係る督促手数料）

第七百条の三十七　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収しなければならない。

（軽油引取税に係る滞納処分）

第七百条の三十八　第七百条の三十六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納入金若しくは税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

よる出訴があつても、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四款　督促及び滞納処分

（軽油引取税に係る督促）

第七百条の三十六　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下軽油引取税について同じ。）までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促による納入又は納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3　特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（軽油引取税に係る督促手数料）

第七百条の三十七　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収しなければならない。

（軽油引取税に係る滞納処分）

第七百条の三十八　第七百条の三十六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納入金若しくは税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便遥送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（軽油引取税に係る滞納処分に関する罪）

第七百条の三十九　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免れる目的で財産を隠匿し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受

けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が当該特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、当該特別徴収義務者又は納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて、懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について当該特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について、当該特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪）

第七百条の四十　第七百条の三十八第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（軽油引取税に係る交付要求）

第七百条の四十一　軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が次の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。ただし、他の差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

六　当該特別徴収義務者又は納税者についての相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

（軽油引取税に係る延滞加算金）

第七百条の四十二　道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、軽油引取税に係る納入金額又は税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日三銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から納入金又は税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに納入金又は税金を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない理由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、納入金額又は税額の百分の五をこえることができない。

第五款　犯則取締

（軽油引取税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第七百条の四十三　軽油引取税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第七百条の四十四　前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、軽油引取税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七百条の四十五　第七百条の四十三の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても、軽油引取税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七百条の四十六　第七百条の四十三の場合において、軽油引取税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第七百条の四十七　第七百条の四十三の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。

（国税犯則取締法を準用する軽油引取税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪）

第七百条の四十八　第七百条の四十三の場合において、第七百条の四十六の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされる軽油引取税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第七百条の四十三の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第六款　使途等

（軽油引取税の指定市に対する交付）

第七百条の四十九　指定市を包括する道府県（以下「指定府県」という。）は、総理府令で定めるところにより、当該指定府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額に当該指定市の区域内に存する道路（一級国道及び二級国道並びに都道府県道をいう。以下本条において同じ。）の面積を当該指定府県の区域内に存する道路の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

2　前項の道路の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、幅員による道路の種別、自動車一台当りの道路の延長その他の事情を参酌して、総理府令で定めるところにより、補正する

ことができる。

（軽油引取税等の使途）

第七百条の五十　道府県は当該道府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額（指定府県にあつては、当該指定府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額から前条の規定によつて指定市に交付した額に相当する額を控除して得た額）から軽油引取税の徴収に要する費用として総理府令で定める額を控除して得た額を、指定市は当該指定市が同条の規定によつて交付を受けた金額をそれぞれ道路に関する費用に充てなければならない。

第二節　都市計画税

（都市計画税の課税客体等）

第七百一条　市町村は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）に基いて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基いて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第二条の規定により都市計画区域として決定されたものの全部又は一部の区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。

2　前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三第一項又は第八項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第三百四十三条（第三項を除く。）において所有者とみなされる者をいう。

3　第一項の規定により土地及び家屋に対して都市計画税を課すべき区域は、当該市町村の条例で定める。

（都市計画税の非課税の範囲）

第七百一条の二　市町村は、国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合及び財産区に対しては、都市計画税を課することができない。

2　前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第四項まで又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

（都市計画税の税率）

第七百一条の三　都市計画税の税率は、百分の〇・二をこえることができない。

（都市計画税の納税管理人）

第七百一条の四　第三百五十五条の規定により市町村長に申告された固定資産税の納税管理人は、当該納税義務者に係る都市計画税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

（都市計画税の賦課期日）

第七百一条の五　都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（都市計画税の納期）

第七百一条の六　都市計画税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

（都市計画税の賦課徴収等）

第七百一条の七　都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第十八条の規定に基く還付加算金若しくは充当加算金、第三百六十五条第二項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金、第三百六十八条若しくは第三百六十九条の規定に基く延滞金又は第三百七十七条の規定に基く延滞金額の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2　都市計画税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴の例によるものとする。

3　都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

4　第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとする。

5　前二項の規定により都市計画税に係る地方団体の徴収金をあわせて収納する場合における国庫出納金等端数計算法第六条の規定の適用については、都市計画税及び固定資産税は、一の地方税とみなす。

6　第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、都市計画税の賦課徴収に用いる徴税令書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。

7　第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第三百六十六条の規定によつて当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

8　第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第三百六十七条、第三百六十八条第三項又は第三百六十九条第二項の規定によつて固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

9　第三百五十八条、第三百七十四条及び第三百七十五条の規定は、第一項の規定によつて固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。

第三節　水利地益税等

第七百二条第一項中「（大正八年法律第三十六号）」を削り、同条に次の一項を加える。

3　市町村は、第七百一条第一項の規定によつて都市計画税を課する場合においては、第一項の都市計画法に基いて行う事業の実施に要する費用に充てるための水利地益税を課することができない。

第七百三条の二第五項中「三万円」を「五万円」に改める。

第七百四条の見出し中「目的税」を「水利地益税等」に改め、同条中「目的税」を「水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税（以下「水利地益税等」という。）」に改める。

第七百五条から第七百三十三条まで中「目的税」を「水利地益税等」に、「目的税額」を「水利地益税等の税額」に改める。

第七百三十六条第六項中「第三百十一条」を「第三

百十条及び第三百十二条」に改める。

第七百四十三条に次の一項を加える。

3　道府県知事は、第一項の規定によつて償却資産の価格等を決定した場合においては、総理府令の定めるところによつてその結果の概要調書を作成し、毎年四月中にこれを自治庁長官に送付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、軽油引取税に関する部分（附則第十一条を除く。）は、昭和三十一年六月一日までの期間内で政令で定める日から施行する。

（新法の適用区分）

第二条　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の道府県民税及び市町村民税の均等割に関する部分にあつては昭和三十一年四月一日の属する事業年度分から、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの道府県民税及び市町村民税の均等割に関する部分にあつては昭和三十一年度分から、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの行う事業に対する事業税に関する部分にあつては昭和三十一年三月三十一日までに終了する事業年度から後の分から、自動車税、個人の市町村民税の特別徴収及び固定資産税に関する部分にあつては昭和三十一年度分から適用する。

（過誤納に係る地方団体の徴収金の充当の規定の適用）

第三条　新法第十七条第二項及び第四十七条第一項の規定は、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下附則第五条において同じ。）の施行の日前の過納又は誤納に係る地方団体の徴収金についても適用する。

（事業税に関する規定の適用）

第四条　新法第七十二条の十四第六項第三号の規定は、昭和三十一年三月三十一日の属する事業年度分の事業税から適用する。

（遊興飲食税の徴収猶予等に関する規定の適用）

第五条　新法第百二十二条の二及び第百二十二条の三の規定は、この法律の施行の日以後における遊興飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（地方税法第百十三条第一項に規定する遊興飲食税に対して課すべき遊興飲食税から適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第六条　昭和三十一年度分の市町村民税に限り、新法第三百十条第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十一年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第三項本文の規定にかかわらず、当該公示に係る人口によるものとする。

（固定資産税に関する規定の適用）

第七条　昭和三十一年度分の固定資産税に限り、日本放送協会の所有する固定資産で新法第三百四十九条の三第八項の規定の適用を受けるもの（以下「日本放送協会の固定資産」という。）に対して課する固定資産税については、同項中「二分の一」とあるのは「四分の一」と、日本放送協会の固定資産及び日本中央競馬会の所有する固定資産のうちこの法律による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第十七号に掲げるもの（以下「日本中央競馬会の固定資産」という。）に対して課する固定資産税については、新法第三百六十二条中「四月、七月、十二月及び二月中」とあるのは「昭和三十一年十二月及び昭和三十二年二月中」と、新法第三百八十三条中「一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、新法第三百八十九条第一項第一号中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、新法第四百十四条中「一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、新法第四百十条中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、新法第四百十八条中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十二年一月中」と、新法第七百四十三条第三項中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十二年一月中」と読み替えるものとする。

第八条　昭和三十一年度分の固定資産税に限り、日本放送協会の固定資産及び日本中央競馬会の固定資産に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第四百十条の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えて、遅滞なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。この場合においては、新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、」とあるのは「当該固定資産の価格等の通知を受けた日」と読み替えるものとする。

第九条　昭和三十一年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十一年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第五項本文の規定にかかわらず、当該公示に係る人口によるものとする。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十条　新法第四百八十九条第五項及び第六項の規定は、昭和三十一年四月一日以後において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税から適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第十一条　新法第七百条の二第一項第二号の規定による元売業者の指定、新法第七百条の十一第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の指定、新法第七百条の十二第一項及び第二項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録及び証票の交付、新法第七百条の十五第一項の規定による免税証の交付並びに新法第七百条の二十五の規定による自治庁職員の質問、検査又は採取は、軽油引取税に関する部分の施行の日前においても行うことができる。この場合においては、新法第七百条の十三第一項第一号及び第二項、第七百条の十八、第七百条の十九第一項及び第三項並びに第七百条の二十六の規定の適用があるものとする。

第十二条　この法律中軽油引取税に関する部分の施行の際、新法第七百条の十一第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者でない販売業者が一キロリットル以上の軽油を所持している場合においては、当該販売業者が、当該部分の施行の日に、特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定を適用する。

第十三条　前条の場合においては、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律中軽油引取税に関する部分の施行の日から起算して十五日以内に、前条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油の所持に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該販売業者

とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、新法第三百八十九条第一項各号列記以外の部分中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、新法第三百九十四条中「一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、新法第四百十条中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、新法第四百十八条中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十二年一月中」と、新法第七百四十三条第三項中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十二年一月中」と読み替えるものとする。

第八条　昭和三十一年度分の固定資産税に限り、日本放送協会の固定資産及び日本中央競馬会の固定資産に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第四百十条の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えて、遅滞なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。この場合においては、新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、」とあるのは「当該固定資産の価格等の通知を受けた日」と読み替えるものとする。

第九条　昭和三十一年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十一年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第五項本文の規定にかかわらず、当該公示に係る人口によるものとする。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十条　新法第四百八十九条第五項及び第六項の規定は、昭和三十一年四月一日以後において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税から適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第十一条　新法第七百条の二第一項第二号の規定による元売業者の指定、新法第七百条の十一第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の指定、新法第七百条の十二第一項及び第二項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録及び証票の交付、新法第七百条の十五第一項の規定による免税証の交付並びに新法第七百条の二十五の規定による自治庁職員の質問、検査又は採取は、軽油引取税に関する部分の施行の日前においても行うことができる。この場合においては、新法第七百条の十三第一項第一号及び第二項、第七百条の十八、第七百条の十九第一項及び第三項並びに第七百条の二十六の規定の適用があるものとする。

第十二条　この法律中軽油引取税に関する部分の施行の際、新法第七百条の十一第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者でない販売業者が一キロリットル以上の軽油を所持している場合においては、当該販売業者が、当該部分の施行の日に、特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定を適用する。

第十三条　前条の場合においては、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律中軽油引取税に関する部分の施行の日から起算して十五日以内に、前条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油の所持に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該販売業者

の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

3 新法第十六条の三第三項から第六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納税者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八十一号）附則第十三条第二項と、同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項」と、同法第十六条の四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項」と読み替えるものとする。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金及び延滞加算金中当該徴収猶予をした期間内に対応する部分の金額を免除するものとする。

（改正前の地方税法の規定に基いて課し、又に課すべきであつた地方税の取扱）

第十四条 改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお、従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（住宅組合法の一部改正）

第十六条 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第六条」を「第六条、第六条ノ二」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十七条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及産業組合法第十条ノ五」を「並ニ産業組合法第六条ノ二及第十条ノ五」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為（地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。）」を加え、「又は宿泊する者」を「宿泊し、又はその他の利用行為をする者」に、「固定資産税」を「固定資産税及び都市計画税」に、

「

合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転	合衆国軍隊	法定外普通税
合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用に因り受ける所得 合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又はこれらの者相互の間における当該動産の移転	合衆国軍隊の構成員等	
契約者が契約者として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又は当該動産の契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等若しくは軍人用販売機関等への移転で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等又は軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	軍人用販売機関等	

」

を

「

合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転	合衆国軍隊	法定外普通税
合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用に因り受ける所得 合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又はこれらの者相互の間における当該動産の移転	合衆国軍隊の構成員等	
契約者が契約者として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又は当該動産の契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等若しくは軍人用販売機関等への移転で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等又は軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	軽油引取税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基いて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみの事業をするために消費する軽油の引取	契約者	

」

に

改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第五十三項を第五十五項とし、第三十八項から第五十二項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十七項中「第七百四十条第二項の規定」の下に「及びこの附則に特別の定があるもの」を加え、同項を附則第三十九項とし、附則第十七項から第三十六項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十六項を附則第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度分の事業税については、当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税について、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八十一号。附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日以後において法人税法第二十九条若しくは第三十一条の規定による更正又は同法第二十四条の規定による修正申告があつたことにより、当該法人の法人税の課税標準が増加し、又は減少したときは、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百

十六号）附則第二項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百二号）附則第二項の規定にかかわらず、当該増加し、又は減少した法人税の課税標準を基準として、当該事業税に係る所得及び事業税額を更正することができる。

附則第十五項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十項の次に次の一項を加える。

11　昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前において新法第三百四十九条の三第六項に規定する船舶による運送業を行つていた法人の事業税については、従前から法人税の課税標準である所得の計算の例によつて所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

（外航船舶による運送業に対する法人の事業税の特例の適用）

第二十条　前条の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第十一項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度以降の事業年度分の事業税から適用する。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第二十一条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第四百八条第二項（固定資産評価員による評価）、第四百十条第一項及び第二項（市町村長による価格の決定）」を「第四百九条（固定資産評価員による評価）、第四百十条（市町村長による価格等の決定）」に、「並びに」を「及び」に改める。

第三十四条中「第三百八十三条第一項」を「第三百八十三条」に改める。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第二十二条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「百分の十一」を「百分の十」に改める。

（日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十三条　日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭和三十年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の十一」を「百分の十」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林大臣臨時代理署名）

法律第八十二号（昭三一・四・二四）

◎国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

（用語の意義）

第一条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　地方公共団体　都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。

二　公社　日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。

三　固定資産　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第一号に規定する固定資産に該当するものをいう。

四　土地　地方税法第三百四十一条第二号に規定する土地に該当するものをいう。

五　家屋　地方税法第三百四十一条第三号に規定する家屋に該当するものをいう。

六　償却資産　地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産に該当するものをいう。ただし、公社にあつては、当該償却資産に該当するもので、日本専売公社については日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十条第一項の財産目録に、日本電信電話公社については日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第五十八条第一項の財産目録に登録されるべきものをいう。

（市町村に対する交付金の交付又は納付金の納付）

第二条　国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。

一　当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（次号に掲げるものを除く。）

二　国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条の国有林野に係る土地

三　発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第一号に掲げるものを除く。）

2　公社は、毎年度、前年の三月三十一日現在において所有する固定資産（地方税法第五条第二項第二号及び第七百四十条の固定資産税（以下「固定資産税」という。）を課されるべきものを除く。）につき、当該固定資産所在の市町村に対して、公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）を納付する。

3　国又は地方公共団体は、第一項第一号及び第二号に掲げる固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

一　皇室の用に供する固定資産

二　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舎の用に供する固定資産

三　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条に規定する行政財産又は普通財産で同法第二十二条第一項第二号（同法第十九条又は第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により地

方公共団体が保護を要する生活困窮者の収容の用に供する固定資産

四　地方税法第三百四十三条第五項の土地又は農地で、国が買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡の相手方に移転する日までの間において国が所有するもの

五　国有林野法第十条第一号の部分林で地方公共団体が造林者であるものに係る土地

六　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産

七　前各号に掲げるもののほか、地方税法第三百四十八条第二項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十二号に掲げる固定資産（第一号に掲げるものを除き、住宅（もつぱら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）及び住宅の用に供する土地を除く。）

八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する固定資産で政令で定めるもの

4　公社は、その所有する固定資産のうち、病院及び診療所の用に供するもの、直接職員の教育の用に供するもの並びに前項第一号に掲げるもの及び同項第六号に掲げる固定資産に類するもので、政令で定めるものについては、第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

（交付金額又は納付金額の算定）

第三条　市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）又は市町村納付金として納付すべき金額（以下「納付金額」という。）は、交付金算定標準額又は納付金算定標準額にそれぞれ百分の一・四を乗じて得た額とする。

2　前項の交付金算定標準額又は納付金算定標準額は、固定資産の価格とする。

3　国又は地方公共団体が所有する固定資産の価格は、それぞれ国有財産台帳等（以下「国有財産台帳」という。）又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳（以下「台帳」という。）に記載された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四条第二項の規定（以下「各省各庁の長」という。）の長が第八条又は第九条第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産（第十条第一項に規定する固定資産を除く。）については、当該通知に係る固定資産の価格とし、第十条第一項に規定する固定資産については、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同条同項、第二項又は第四項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

4　公社が所有する固定資産に係る第二項の固定資産の価格は、自治庁長官が第十一条第一項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

（交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例）

第四条　第二条第一項第一号に掲げる固定資産のうち住宅及び住宅の用に供する土地に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の、政令で定める住宅に係るものにあつては十分の二、その他の住宅に係るものにあつては十分の四の額とする。

2　発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産を地方税法第三百四十九条の三第一項の固定資産と、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度を同条同項の当該固定資産に対して新たに固定資産税が課

されることとなつた年度と、前条第二項の固定資産の価格を同法同条第一項の固定資産税の課税標準となるべき価格とみなした場合において同条同項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額の十分の五の額とする。

3　公社が所有する固定資産に係る納付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。

（大規模の償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例等）

第五条　国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので一の市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市を除く。以下本条において同じ。）町村内に所在するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。）の合計額（一の公社が所有する償却資産にあつては、当該合計額と当該一の公社が所有する固定資産税を課される償却資産で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額（地方税法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）の合計額（以下「固定資産税の課税標準額」という。）との合算額とする。）が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるもの（以下「大規模の償却資産」という。）については、前二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。ただし、公社にあつては、次の表の下欄に掲げる金額から固定資産税の課税標準額を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	一億円
人口五千人以上一万人未満の町村	一億二千万円に人口千人を増すごとに二千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	二億一千万円に人口千人を増すごとに千万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	四億円（当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額が四億円をこえるときは当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額とし、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と固定資産税の課税標準額との合算額の十分の二の額が四億円をこえるときは当該合算額の十分の二の額とする。）

2　地方税法第三百四十九条の四第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法同条第二項中「固定資産税の税収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。）」とあるのは「市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第

おいて、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産についてその交付金算定標準額となるべき価格の合計額が第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額（第二項において準用する地方税法第三百四十九条の四第二項の規定によって当該金額を増額したときは、当該増額された後の金額）をこえるものがあるときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に通知するものとする。

（価格の修正通知）

第八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第十七条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第十八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第十九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第二十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第二十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第二十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第二十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第二十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第二十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第二十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第二十七条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第二十八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第二十九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第三十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第三十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第三十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第三十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第三十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第三十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第三十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第三十七条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第三十八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第三十九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第四十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第四十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第四十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第四十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第四十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第四十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第四十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第四十七条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第四十八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第四十九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第五十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第五十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第五十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第五十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第五十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第五十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第五十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第五十七条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第五十八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第五十九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第六十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第六十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第六十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第六十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第六十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第六十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第六十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第六十七条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第六十八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第六十九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第七十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第七十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第七十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第七十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第七十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第七十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第七十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第七十七条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第七十八条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第七十九条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第八十条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第八十一条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第八十二条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第八十三条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第八十四条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

（公社の価格の申告）

第八十五条　公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

（価格の修正通知）

第八十六条　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては

ないときは、」と読み替えるものとする。

（公社の固定資産の価格の配分）

第十一条 自治庁長官は、公社が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、地方税法第三百八十八条第二項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続に準じて評価を行つた後、総理府令で定めるところにより、当該固定資産の価格及び当該価格に第四条第三項に定める率を乗じて得た額（以下「価格等」という。）を決定し、決定した価格等を当該固定資産所在の市町村（船舶、車両その他二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は鉄道若しくは電気通信の用に供する固定資産にあつて以上の市町村にわたつて所在する固定資産にあつては、当該償却資産又は固定資産が所在するものとして自治庁長官が決定した市町村とする。）に配分し、これを毎年一月三十一日までに当該市町村の市町村長に通知するものとする。

2 自治庁長官は、前項の規定によつて固定資産の価格等を市町村に配分した場合において、当該市町村内に所在する一の公社が所有する固定資産のうちに大規模の償却資産があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格その他必要な事項を、当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項の規定によつてした自治庁長官の価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、自治庁長官に対して、理由をつけて、その配分の調整を申し出ることができる。

（公社に対する価格等の通知等）

第十二条 自治庁長官は、前条第一項の規定によつて、公社が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべき固定資産について価格等を決定した場合においては、遅滞なく、当該価格等を当該固定資産を所有する公社に通知しなければならない。

2 公社は、前条第一項の規定による価格等の決定について不服がある場合においては、前項の通知を受けた日から起算して三十日以内に自治庁長官に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立に対する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から起算して二月

及び通知した価格を修正し、これを当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定によつて固定資産の価格の配分を受けるべきであると認められるのにかかわらず配分を受けなかつた市町村の市町村長又は同項の規定による固定資産の価格の配分に錯誤があると認める市町村長は、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正すべきことを申し出ることができる。

4 前条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正して市町村長」と、同条第三項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分せず、又は当該市町村に配分した固定資産の価格を修正し以内にしなければならない。

4 自治庁長官は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（交付金の請求又は納付金の納額告知）

第十三条 市町村長は、総理府令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。

2 市町村長は、総理府令で定めるところにより、公社が所有する固定資産について、当該公社に対して、毎年四月三十日までに、納付金納額告知書を送付するものとする。

3 第一項の交付金交付請求書又は前項の納付金納額告知書には、総理府令で定める様式により、それぞれ固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

（交付金の交付又は納付金の納付）

第十四条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前条第一項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年六月三十日までに、当該交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする。

2 公社は、前条第二項の納付金納額告知書の送付を受けた場合においては、毎年五月三十一日及び十月三十一日までに、それぞれ当該納付金納額告知書に記載された納付金額の二分の一に相当する額を固定資産所在の市町村に納付するものとする。

（違法又は錯誤に係る交付金額又は納付金額の修正）

第十五条 各省各庁の長若しくは地方公共団体の長又は公社は、交付金額又は納付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、それぞれ第十三条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金納額告知書の送付を受けた日から起算して三十日以内に、市町村長に対して当該交付金交付金額又は当該納付金納額告知書に記載された交付金額又は当該納付金額の修正を求めることができる。

（都道府県に対する交付金の交付又は納付金の納付）

第十六条 国又は地方公共団体は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村交付金の交付金算定標準額となるべき額をこえる部分の額を交付金算定標準額として国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）を交付するものとする。

の申立をしている場合にあつては、当該異議の申立について自治庁長官の決定があつた後において、市町村長に対して当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めなければならない。

2 市町村長は、前項の求めがあつた場合において交付金額又は納付金額の算定について違法若しくは錯誤があると認めるとき、又は固定資産の価格等の決定の異議の申立について自治庁長官が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、交付金交付請求書に記載された交付金額又は納付金納額告知書に記載された納付金額を修正しなければならない。

2 公社は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村納付金の納付金算定標準額となるべき額をこえる部分の額（固定資産税の課税標準額が第五条第一項の表の下欄に掲げる金額をこえるため、同項ただし書の規定により市町村に市町村納付金を納付しない場合にあつては、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格とする。）を納付金算定標準額として公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）を納付するものとする。

3 自治庁長官は、国又は地方公共団体が所有する償却資産で第一項の規定によつて都道府県に対して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合においては、前年の十月三十一日までに、これを指定し、その旨を当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長並びに当該償却資産の所在地の市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項の規定によつて都道府県交付金を交付するものとされる償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格及び都道府県交付金に係る交付金算定標準額を、毎年一月三十一日までに、当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に、第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、毎年二月末日までに、当該償却資産を所有する公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

5 第三条第一項、第六条、第八条、第九条、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項、前条並びに第二十条の規定は第一項の都道府県交付金の交付について、第三条第一項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第二項、前条並びに第二十条の規定は第二項の都道府県納付金の納付について準用する。

（都の特例）

第十七条 都の特別区の存する区域内に所在する国若しくは地方公共団体又は公社の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金又は納付すべき市町村納付金は、都に対して交付し、又は納付するものとする。この場合においては、第六条若しくは第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十一条の規定による固定資産の価格の配分の通知及び配分の調整の申出、第十三条の規定による市町村交付金の請求若しくは市町村納付金の納額告知又は第十五条の規定による交付金額若しくは納付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。

2 前項の規定によつて都に対して市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付する場合においては、第五条の規定は、適用しない。

3 都の特別区の存する区域に対する第十条第一項又は第十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「二以上の市町村」とあるのは、「二以上の市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区の存する区域を合して一の市の区域とみなす。）」とする。

（使用料等の限度額の特例）

第十八条 地方公共団体が所有する第二条第一項第一号に掲げる固定資産の使用料等（使用料、貸付料その他何らの名義をもつてするを問わず、当該固定資産を使用する者がその使用について支払うべき金額をいう。以下同じ。）の限度額について法律の定がある場合において、当該限度額の算定の基礎に固定資産税に相当する額が加算されていないときは、地方公共団体は、当該固定資産については、当該法律の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額をこえない範囲内の額を当該法律に規定する使用料等の限度額に加算した額をもつて当該法律に規定する使用料等の限度額とすることができる。

（交付金の交付の特例等）

第十九条 市町村が所有する第二条第一項第一号若しくは第三号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合若しくは都が所有する同条同項第一号若しくは第三号に掲げる固定資産が都の特別区の存する区域内に所在する場合又は都道府県が所有する大規模の償却資産が当該都道府県の区域内に所在する場合において、当該固定資産又は大規模の償却資産がそれぞれ当該市町村又は都道府県の特別会計に所属するものであるときは、当該市町村又は都道府県は、当該固定資産又は大規模の償却資産につき、第三条から第五条まで又は第十六条第一項の規定の例によつて算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の場合においては、当該一般会計に繰り入れた額は、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額とみなして前条の規定を適用する。

（国有財産台帳等の閲覧の請求等）

第二十条 市町村長は、交付金額の算定のため必要があると認める場合においては、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長に対して国有財産台帳等の閲覧を求め、又は国有財産台帳等に記載された事項を記録することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 市町村長は、納付金額の算定のため必要があると認める場合においては、自治庁長官に対して公社が第七条の規定によつて自治庁長官に申告した事項を記載した書類の閲覧を求め、又は当該書類に記載された事項を記録することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

（自治庁職員の質問等）

第二十一条 自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、第十一条第一項の規定による固定資産の価格等の決定又は第十二条第三項の規定による固定資産の価格等の決定に対する異議の中立の決定のため必要がある場合においては、公社に質問し、又は公社の帳簿書類の閲覧を求め、若しくは当該帳簿書類に記載された事項を記録することができる。前条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、公社の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（政令への委任）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、交付金額又は納付金額の算定、市町村交付金及び都道府県交付金の交付手続又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手続その他市町村交付金及び都道府県交付金の交付又は市町村納付金及び都道府県納付金の納

付に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

（昭和三十一年度分及び昭和三十二年度分の市町村交付金及び都道府県交付金の特例）

2　昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金については、第五条第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和三十一年五月三十一日」と、第六条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和三十一年七月三十一日」と、第九条第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、第十条第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和三十一年七月三十一日」と、同条第三項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和三十一年十二月三十一日」と、第十六条第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和三十一年六月三十日」と、同条第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年九月三十日」と読み替えるものとする。

3　国が所有する固定資産で第二条第一項第一号に掲げるものに係る昭和三十一年度分及び昭和三十二年度分の市町村交付金に限り、第三条から第十条までの規定及び第十三条から第十六条までの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、各省各庁の長が管理する当該固定資産の使用料等の総額に政令で定める率を乗じて得た額（当該額のうち第四条第一項の規定の適用を受けるものに係る部分にあつては、当該部分の額にさらに同項に規定する率を乗じて得た額とする。）を当該固定資産の価格の総額とし、これに百分の一・四を乗じて得た額をそれぞれ当該年度において交付すべき市町村交付金の総額とし、各省各庁の長は、毎年十二月三十一日までに、これを当該固定資産所在の市町村ごとの使用料等の合算額にあん分して得た額を当該市町村に対して交付するものとする。

4　前項の規定によつて市町村交付金の総額を当該固定資産所在の市町村ごとの使用料等の合算額にあん分する場合においては、当該使用料等のうち住宅及び住宅の用に供する土地に係る部分の額は、当該住宅及び住宅の用に供する土地に係る使用料等の額の十分の四の額によるものとする。

5　地方公共団体が所有する固定資産で第二条第一項第一号に掲げるものに係る昭和三十一年度分及び昭和三十二年度分の市町村交付金については、本則の規定によるほか、地方公共団体の長は、規則で、附則第三項の規定の例によつて当該年度において交付すべき市町村交付金の総額を定め、毎年十二月三十一日までに、これを当該固定資産所在の市町村ごとの使用料等の合算額にあん分して得た額を当該市町村に対して交付することができる。

6　附則第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、附則第四項中「十分の四」とあるのは、「政令で定める住宅に係るものにあつては十分の二、その他の住宅に係るものにあつては十分の四」と読み替えるものとする。

7　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、附則第三項又は第五項の規定によつて市町村交付金を交付する場合においては、総理府令で定めるところにより、当該年度分として交付すべき市町村交付金の総額及びその算定の基礎となつた使用料等の総額並びに当該市町村に係る交付金額及びその算定の基礎となつた使用料等の合算額その他必要な事項をあわせて通知するものとする。

8　市町村長は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、この理由をつけて、当該通知を受けた日から起算して三十日以内に、各省各庁の長又は地方公共団体の長に対して審査を申し出ることができる。

9　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の審査の申出があつた場合においては、その申出を受けた日から起算して三十日以内に、これを審査して、その結果を当該市町村長に通知しなければならない。

10　各省各庁の長又は地方公共団体の長は、附則第七項の規定による通知をした後において、当該通知に係る交付金額の算定に違法若しくは錯誤があることを発見したとき、又は前項の規定による審査の結果交付金額の算定に違法若しくは錯誤があることを発見したときは、すでに交付した交付金額に増額し、又はこれから減額すべき額に相当する額を翌年度において交付すべき交付金額に加え、又はこれから減額するものとする。

11　附則第三項から前項までに規定するもののほか、国又は地方公共団体が所有する固定資産で第二条第一項第一号に掲げるものに係る昭和三十一年度分及び昭和三十二年度分の市町村交付金の交付並びに前項の規定により違法又は錯誤に係る金額を昭和三十三年度において交付すべき交付金額に加え、又はこれから減額する場合における昭和三十三年度分の市町村交付金の交付に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和三十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金の特例）

12　昭和三十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金については、第四条第三項中「十分の五」とあるのは「十分の二・五」と、第七条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、第十一条第一項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、第十三条第二項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和三十一年十二月三十一日」と、第十四条第二項中「毎年五月三十一日及び十月三十一日」とあるのは「昭和三十二年二月末日」と、第十六条第四項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十二月三十一日」と読み替えるものとする。

（国有林野に係る特例）

13　当分の間、国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の規定による国有林野事業特別会計において、第二条第一項第二号の土地につき第三条第二項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。

（市町村法定外普通税の経過措置）

14　この法律の施行の際、国若しくは地方公共団体又は公社が所有する固定資産の使用について市町村が地方税法第五条第三項の規定による普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）を課している場合において、この法律の施行により当該市町村に対して当該国若しくは地方公共団体又は公社が所有する固定資産につき市町村交付金若しくは都道府県交付金が交付され、又は市町村納付金若しくは都道府県納付金が納付されることとなつたことに基いて、当該固定資産の使用者の負担が過重となり、又は物の流通に重大な障害を与えると認められるときは、自

治庁長官は、当該市町村法定外普通税の許可を取り消し、又は税率その他の事項について必要な変更を加えた上改めて地方税法第六百六十九条の許可を受けるべきことを求めることができる。

（自治庁設置法の一部改正）

15　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「及び地方道路譲与税」を「、地方道路譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資産所在市町村納付金及び公社有資産所在都道府県納付金」に改める。

第十三条第一号中「地方税」の下に「、入場譲与税、地方道路譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資産所在都道府県納付金及び公社有資産所在市町村納付金及び公社有資産所在都道府県納付金」を加え、同条第十一号中「及びその他の法律」を「、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）その他の法律」に、「及び地方道路譲与税」を「、地方道路譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資産所在市町村納付金及び公社有資産所在都道府県納付金」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林大臣臨時代理・運輸・郵政大臣署名）

法律第八十三号（昭三一・四・二六）

◎首都圏整備法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　首都圏整備委員会（第三条―第二十条）
第三章　首都圏整備計画（第二十一条―第二十三条）
第四章　首都圏整備計画に基く事業の実施（第二十四条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。

2　この法律で「首都圏整備計画」とは、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な首都圏の整備に関する計画をいう。

3　この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと連接する枢要な都市を含む区域のうち政令で定める市街地の区域をいう。

4　この法律で「近郊地帯」とは、既成市街地の秩序ある発展を図るため緑地地帯を設定する必要がある既成市街地の近郊で政令で定める区域をいう。

5　この法律で「市街地開発区域」とは、既成市街地の周辺地域内の区域で第二十四条第一項の規定により指定されたものをいう。

第二章　首都圏整備委員会

（設置）

第三条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、首都圏整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務及び権限）

第四条　委員会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一　首都圏整備計画の作成及びその作成のため必要な調査を行うこと。

二　首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。

三　その他法律（これに基く命令を含む。）の定めるところにより委員会の権限に属させられた事項を実施すること。

（組織）

第五条　委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

2　委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

（委員長）

第六条　委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長は、あらかじめ、常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（常勤の委員）

第七条　常勤の委員は、委員会の定めるところにより、首都圏整備計画の作成のため必要な調査その他の事務に従事する。

（委員の任命）

第八条　委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員を罷免しなければならない。

4　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の任期）

第九条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の失職及び罷免）

第十条　委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失うものとする。

2　内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の給与）

第十一条　委員の給与は、別に法律で定める。

（特定行為の制限）

第十二条　常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2　非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（会議）

第十三条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長に故障があるときは、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

（首都圏整備委員会規則）

第十四条　委員会は、法律又はこれに基く政令の定めるところにより、その権限に属する事項を執行するため必要な手続その他の事項について、首都圏整備委員会規則（以下「委員会規則」という。）を定めることができる。

（国会に対する報告等）

第十五条　委員会は、毎年度、内閣総理大臣を経由して国会に対し首都圏整備計画の作成及びその実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（事務局）

第十六条　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2　委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第十七条　委員会の事務局に、次の二部を置く。

計画第一部

計画第二部

2　計画第一部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　基本計画の調査及び立案に関すること。

二　整備計画及び事業計画に係る局内事務の総合調整に関すること。

三　整備計画及び事業計画のうち第二十一条第三項第一号イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リに掲げる事項で政令で定めるものについての調査及び立案並びにその実施に関する事務の調整及びその実施の推進に関すること。

四　市街地開発区域の指定その他市街地開発区域に関すること。

五　第三十条の規定による整備計画に関する総合的な施策の立案及びこれに基く勧告に関すること。

3　計画第二部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　整備計画及び事業計画のうち第二十一条第三項第一号ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び同項第二号に掲げる事項についての調査及び立案並びにその実施に関する事務の調整及びその実施の推進に関すること。

二　工業等制限区域の指定その他工業等制限区域に関すること。

（審議会）

第十八条　委員会に、首都圏整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、委員会の諮問に応じ、審議会の権限に属させられた事項その他委員会の所掌事務に関する重要事項について調査審議する。

3　審議会は、委員会の所掌事務に関する重要事項について委員会に建議することができる。

第十九条　審議会は、次に掲げる者につき、委員会が任命する委員四十五人以内で組織する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名した者　四人

二　参議院議員のうちから参議院が指名した者　二人

三　関係行政機関の職員　十人以内

四　関係都県の知事及び議会の議長　十六人以内

五　学識経験のある者　十三人以内

2　審議会の委員は、非常勤とする。

3　学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

4　前項の審議会の委員は、再任されることができる。

第二十条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　首都圏整備計画

（首都圏整備計画の内容）

第二十一条　首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする。

2　基本計画には、首都圏内の人口規模、土地利用その他整備計画の基本となるべき事項について定めるものとする。

3　整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを定めるものとする。ただし、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められるときは、首都圏の地域外にわたり定めることができる。

一　既成市街地、近郊地帯及び市街地開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもの

イ　宅地の整備に関する事項

ロ　道路の整備に関する事項

ハ　鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項

ニ　公園、緑地等の空地の整備に関する事項

ホ　水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項

ヘ　河川、水路及び海岸の整備に関する事項

ト　住宅等の建築物の整備に関する事項

チ　学校等の教育文化施設の整備に関する事項

リ　その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの

二　既成市街地と市街地開発区域間及び市街地開発区域相互間の前号ロ及びハに掲げる事項

4　事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

（首都圏整備計画の決定）

が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見をきいてこれを変更することができる。

2　前条第二項から第五項までの規定は、首都圏整備計画の変更について準用する。

第四章　首都圏整備計画に基く事業の実施

（市街地開発区域の指定）

第二十四条　委員会は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、工業都市又は住居都市として発展させることを適当とする既成市街地の周辺地域内の区域を市街地開発区域として指定することができる。

2　委員会は、市街地開発区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　市街地開発区域の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより委員会に意見を申し出ることによつて、その効力を生ずる。

（国の補助）

第二十五条　国は、市街地開発区域内において事業計画の実施にあたり必要な小学校又は中学校の施設の建設を行う地方公共団体に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、小学校の施設にあつてはその建設に要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあつてはその建設に要する経費の二分の一以内を補助することができる。

（市街地開発区域の整備に関する法律）

第二十六条　前二条に定めるもののほか、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（工業等制限区域）

第二十七条　既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するため、大規模な工場その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該施設の新設又は増設を制限する必要がある既成市街地内の区域を工業等制限区域として指定することができる。

2　工業等制限区域内における施設の新設又は増設の制限に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（事業の実施）

第二十八条　事業計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力及び勧告）

第二十九条　関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、整備計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2　委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、整備計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他整備計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

（整備計画に関する施策の立案及び勧告）

第三十条　委員会は、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基いて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

（国の普通財産の譲渡）

第三十一条　国は、事業計画に基く事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

（資金の融通等）

第三十二条　国は、整備計画又は事業計画に基く事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

（企業債）

第三十三条　地方公共団体が事業計画に基き行う地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で委員会と自治庁長官とが協議して定めるものについては、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方自治体の財政状況が許す限り、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条に規定する許可を与えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。

2　第八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第十九条第一項中衆議院又は参議院が指名することに係る部分は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。

（委員会の委員の任命手続の特例）

3　第八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員の任命について準用する。

（首都建設法の廃止）

4　首都建設法（昭和二十五年法律第二百十九号）は、廃止する。

（経過規定）

5　この法律の施行の際現に首都建設委員会の事務局の職員に兼ねて任命されている建設省計画局の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもつて、首都圏整備委員会の事務局の職員となるものとする。

（関係法律の改正）

6　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「土地調整委員会」を「土地調整委員会　首都圏整備委員会」に改め、同表の建設省の項中

「首都建設委員会」を削る。

7　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「土地調整委員会」を「土地調整委員会
首都圏整備委員会」に改める。

第十八条中「土地調整委員会　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）」を「土地調整委員会　土地調整委員会設置法「昭和二十五年法律第二百九十二号」
首都圏整備委員会　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）」に改める。

8　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五章を次のように改める。

第五章　削除

第十六条及び第十七条　削除

9　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　首都圏整備委員会の常勤の委員

11　運輸省本省及び建設省本省の定員に関しては、行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十八号）附則第二条中「新法第二条第一項」とあるのは「首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）附則第十項の規定による改正後の行政機関職員定員法第二条第一項」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

12　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「北海道総合開発計画等」に、同条中「北海道総合開発計画」を「北海道総合開発計画又は首都圏整備計画」に、「北海道開発庁長官及び」を「北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会と」に改める。

（内閣総理時代理・大蔵・文部・厚生・農林大臣臨・通商産業・運輸・建設大臣署名）

第一条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　首都圏整備委員会の非常勤の委員

第一条第二十八号を次のように改める。

二十八　削除

別表第一中「土地調整委員会委員」を「土地調整委員会委員
首都圏整備委員会の常勤の委員」に改める。

10　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「土地調整委員会　一八人」を「土地調整委員会　一八人
首都圏整備委員会　一二人」に、「計　一九、五五六人」を「計　一九、五七八人」に、同表の運輸省の項中「本省　一四、三五二人」を「本省　一四、三五〇人」に、「計　二五、三七〇人」を「計　二五、三六八人」に、同表の建設省の項中「本省
首都建設委員会
計　九、九二八人」を「本省　九、九〇八人」に改める。

法律第八十四号（昭三一・四・二六）

◎飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項に掲げる者は、同項の届出事項」を「前二項の規定による届出をした者は、その届出事項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　新たに第二条第一項の農林大臣の指定があつたため製造業者又は輸入業者となつた者は、その指定があつた日から一箇月以内に、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

第三条の次に次の三条を加える。

（公定規格の設定）

第三条の二　農林大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、飼料の種類を指定して、その種類ごとに成分量の最小量又は最大量その他必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。

2　製造業者、輸入業者、販売業者又は飼料の消費者（以下「利害関係人」という。）は、省令で定める手続により、飼料の種類を定め、その種類につき、公定規格案を具して公定規格を定めるべきことを農林大臣に申し出ることができる。

3　農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の飼料について公定規格を定める必要がないと認めるときは、その理由を記載した書面をもつて、その旨を当該申出人に通知しなければならない。

4　農林大臣は、必要があると認めるときは、公定規格を定めるべきかどうか又は定めるべき公定規格の案について、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。

5　前項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。

（公定規格の改正及び廃止）

第三条の三　前条の規定は、公定規格の改正又は廃止について準用する。

（公示）

第三条の四　公定規格の設定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の三十日前までに告示してしなければならない。

第四条第一項中「前条第一項の規定により届出をした者」を「公定規格が定められている種類の飼料の製造業者又は輸入業者であつて第三条第一項又は第二項の規定による届出をしたもの」に、「輸入に係る飼料」を「輸入に係る飼料で公定規格が定められている種類のもの」に改め、同条第二項中「成分量」を「保証成分量」に改める。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　申請に係る飼料が公定規格に適合しないとき。

二　申請に係る飼料の名称が第十六条第二項の規定に違反するとき。

第五条第二項中「第二十二条」を「第二十二条第二項」に改める。

第六条中「当該飼料につき、前条第一項各号の規定に違反していないと認めるときは」を「前条第一項又は第二項の規定により登録を行わない場合を除き」に改める。

第七条第一項中「三年とし、申請により更新するこ

とができる」を「三年とする」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の改正により公定規格に適合しなくなつた飼料及び公定規格の廃止により当該種類につき公定規格の定がなくなつた飼料については、この限りでない。

第八条第三号を削る。

第九条中「又は前条の規定により登録が失効したとき」を「、前条の規定により登録が失効したとき、又は第二十二条第二項の規定により登録を取り消したとき」に改める。

第十条第五項中「又は第八条の規定により登録がその効力を失つたとき」を「第八条の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十二条第二項の規定により登録が取り消されたとき」に、「登録証を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない」を「登録証を農林大臣に返納しなければならない」に改める。

第十一条の見出しを「（登録飼料保証票）」に改め、同条第一項中「保証票」を「登録飼料保証票」に改める。

第十二条第一項、第十三条第二項及び第十四条（見出しを含む。）中「保証票」を「登録飼料保証票」に改め、第十五条の次に次の一条を加える。

（成分等の表示義務）

第十五条の二　製造業者又は輸入業者は、その製造又は輸入に係る飼料で左の表の上欄に掲げるものについては、その容器又は包装の外部に、省令で定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる事項並びに当該製造業者又は輸入業者の氏名及び住所を表示したものでなければ、これを譲り渡してはならない。但し、登録飼料の製造業者又は輸入業者が当該登録に係る名称を用いて飼料を譲り渡す場合は、この限りでない。

一　石灰石粉末、貝がら粉末、骨粉その他カルシウム又は燐酸の含有量が多く、家畜の栄養上これらの物質の補給の用に供される物で省令で定めるものを混入した飼料	粗灰分の成分量並びに混入した上欄に掲げる物の名称及びその混入の割合
二　わら粉末、乾草粉末その他粗繊維の含有量が多く、家畜の栄養にも供される物で省令で定めるものを混入した飼料	粗繊維の成分量並びに混入した上欄に掲げる物の名称及びその混入の割合
三　尿素を混入した飼料	尿素の混入の割合

第十八条中「登録飼料」の下に「又は第十五条の二の規定による表示の附された飼料」を加え、「保証票」を「登録飼料保証票又は第十五条の二の規定による表示」に改める。

第二十二条を次のように改める。

（違反の場合の行政処分）

第二十二条　農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

2　農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、飼料の譲渡又は引渡を制限し、又は禁止することができる。

第二十三条中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第二十二条の規定による飼料の譲渡若しくは」を「第二十二条第一項の規定による飼料の譲渡若しくは」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（権限の委任）

第二十五条　この法律の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第二十七条第二号中「保証票」を「登録飼料保証票」に改め、第二十九条中「第二十二条の規定による飼料の譲渡若しくは」を「第二十二条第一項の規定による飼料の譲渡又は」に改め、第三十二条中「第十一条」の下に「又は第十五条の二」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律の規定によつてした登録は、当該登録の有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いてしたものとみなす。

（農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第八十五号（昭三一・四・二七）

◎森林開発公団法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十七条）
第三章　業務（第十八条―第二十八条）
第四章　財務及び会計（第二十九条―第四十条）
第五章　監督（第四十一条・第四十二条）
第六章　雑則（第四十三条―第四十六条）
第七章　罰則（第四十七条―第四十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　森林開発公団は、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない特定の地域内の森林を急速かつ計画的に開発して、林業生産の増大と林業経営の改善に資するため、余剰農産物資金融通特別会計等から資金の融通を受け、林道の開設、改良、復旧及び管理、森林の造成等の事業を行うことを目的とする。

（法人格）

第二条　森林開発公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第四条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条　公団でない者は、森林開発公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　公団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条　理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、公団を代表し、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第九条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十条　役員の任期は、三年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十二条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十四条　公団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十五条　理事長及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十六条　公団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十七条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十八条　公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　農林大臣の定める基本計画に基き、三重県、奈良県及び和歌山県並びに徳島県の区域のうち政令で定める区域内における林道の開設又は改良の事業を施行すること。

二　前号の事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

三　前二号の事業の施行により開設され、改良され、又は復旧された林道の維持、修繕その他の管理を行うこと。

四　第一号の事業の施行により森林の造成の事業を行うことが経済的かつ技術的に可能となつた地域内における森林の造成の事業を当該土地の所有者の委託により行うこと。

五　前四号の事業に附帯する事業を行うこと。

2　公団は、前項に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、地方公共団体又は森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、同項第一号の政令で定める区域内における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行することができる。

3　農林大臣は、第一項第一号の基本計画を定めようとするときは、大蔵大臣、自治庁長官及び経済企画庁長官の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（実施計画）

第十九条　公団は、前条第一項第一号又は第二号の事業を施行しようとするときは、その路線ごとに、実施計画を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の実施計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　事業の施行区域に関する事項

二　事業の施行によつて利益を受けるべき土地（以下「受益地」という。）の所在及び面積

三　受益地の現況

四　主要工事計画及び附帯工事計画

五　工事の着手及び完了の予定時期

六　所要事業費及びその負担割合

七　事業の効果

八　その他農林省令で定める事項

3　公団は、第一項の実施計画を定めようとするときは、関係県知事に協議しなければならない。

（意見書の提出）

第二十条　公団は、前条第一項の実施計画を定めるには、農林省令で定める手続により、実施計画案を公表して、これにつき意見を有する利害関係人（当該事業につき利害関係を有する市町村の長及び当該事業の施行区域内の土地若しくは当該事業に係る受益地又はこれらの土地に定着する物件につき所有権その他の権利を有する者をいう。）に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十八条第一項第二号の事業で災害のため急速に行う必要があるものに係る実施計画については、実施計画案を公表すれば足りる。

（管理規程）

第二十一条　公団は、第十八条第一項第三号の事業を行おうとするときは、管理規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の管理規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　林道の維持、修繕その他保全に関する事項

二　林道の占用及び通行の規制に関する事項

三　林道の管理の事業の一部を地方公共団体又は森林組合若しくは森林組合連合会に委託する場合にあつては、その委託に関する準則

四　林道の利用につき利用料その他の料金を徴収する場合にあつては、その料金の種類、金額、徴収方法等に関する事項

五　その他農林省令で定める事項

3　第十九条第三項及び前条本文の規定は、第一項の管理規程の設定について準用する。

（受託準則）

第二十二条　公団は、第十八条第一項第四号の事業を行おうとするときは、受託準則を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の受託準則に定めるべき事項は、農林省令で定める。

（実施計画等の変更）

第二十三条　公団は、第十九条第一項の実施計画、第二十一条第一項の管理規程又は前条第一項の受託準則を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　第十九条第三項及び第二十条の規定は、第十九条第一項の実施計画又は第二十一条第一項の管理規程の変更について準用する。

（実施計画等の公告）

第二十四条　公団は、第十九条第一項の実施計画、第二十一条第一項の管理規程又は第二十二条第一項の受託準則の設定又は変更につき第十九条第一項、第二十一条第一項又は前条第一項の規定による農林大臣の認可があつたときは、遅滞なく、農林省令で定める手続により、当該実施計画、管理規程若しくは受託準則又はこれらの変更に係る部分を公告しなければならない。

（賦課金）

第二十五条　公団は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号又は第二号の事業によつて利益を受ける者で、当該事業に係る受益地又はその上に存する立木竹につき権原に基き使用又は収益を行うものその他農林大臣の指定するものに対し、その事業に要する費用の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を賦課徴収することができる。

2　前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納付期限（分割して納付させる場合にあつては、最初に納付させる賦課金についての納期限）前九十日までに、しなければならない。

3　前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

4　公団は、前項の規定による不服の申立があつたときは、同項ただし書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

（強制徴収）

第二十六条　公団は、前条第一項の規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　公団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3　賦課金の納付義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第六項の延滞金を納付しないときは、市町村は、公団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公団は、その徴収金額

の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4　市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5　前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとし、その時効については、地方税の例による。

6　公団は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

（県の費用負担）

第二十七条　第十八条第一項第一号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

（立入調査等）

第二十八条　公団は、その業務の遂行に必要の限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量、実地調査若しくは標識の建設をさせ、又は測竹を伐採させることができる。

2　公団は、その職員に前項の規定による立入又は伐採をさせる場合には、あらかじめその旨をその土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により公団の職員が立ち入り、又は伐採をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4　公団は、第一項の規定による立入又は伐採によつて損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十九条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第三十条　公団は、毎事業年度、予算、業務計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第三十一条　公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十二条　公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（借入金）

第三十三条　公団は、農林大臣の認可を受けて、政府又は金融機関から長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（政府からの貸付）

第三十四条　政府は、公団に対して長期又は短期の資金の貸付をすることができる。

（償還計画）

第三十五条　公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第三十六条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八条第一項第一号及び第二号の事業に係る事業費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第三十七条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

二　農林中央金庫若しくは農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

（規程）

第三十八条　公団は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

一　会計に関する事項

二　役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

2　公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（大蔵大臣に対する協議）

第三十九条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第三十条、第三十三条第一項若しくは第二項ただし書、第三十五条又は前条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二　第三十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三　第三十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四　次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

（農林省令への委任）

第四十条　この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第四十一条　公団は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十二条　農林大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第四十三条　公団の解散については、別に法律で定める。

（恩給）

第四十四条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下この条において「公務員」という。）又は同法同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）（以下「法律第七十七号」という。）附則第十条又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）（以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は森林開発公団の役員若しくは職員として在職し」と、法律第百五十五号附則第四十条第一項中「引き続いて地方事務官又は地方技官として在職し」とあるのは「引き続いて地方事務官若しくは地方技官又は森林開発公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　公団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員とみなされる者としての在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数を公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定により読み替えられた場合を含む。）及び前項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十五条　公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（他の法令の準用）

第四十六条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第四十七条　公団が第四十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第四十八条　次の場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第四条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三　第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十九条　第五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

（公団の設立）

第二条　農林大臣は、第九条第一項の例により、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長となるべき者は、第九条第二項の例により公団の理事となるべき者を指名する。

3　前二項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七条　公団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

第八条　公団の最初の事業年度の予算、業務計画及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（債務負担）

第九条　政府は、昭和三十一年度において、公団に対し、公団が同年度に実施する事業に係る第三十六条の規定による補助金を昭和三十二年度以降四年度以内に交付すべき債務を負担することができる。

2　前項の規定により債務を負担することができる額の限度は、四億九千四百万円とする。

（登録税法の改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ八の次に次の一号を加える。

一ノ九　森林開発公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ六　森林開発公団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七　森林開発公団

（法人税法の改正）

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「農地開発機械公団」の下に「、森林開発公団」を加える。

（行政管理庁設置法の改正）

第十四条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八六号

第二条第十二号中「及び日本道路公団」を「、日本道路公団及び森林開発公団」に改める。

（農林省設置法の改正）

第十五条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条の次に次の一条を加える。

（特別な職）

第六十条の二　林野庁に森林開発公団監理官一人を置く。

2　森林開発公団監理官は、命を受けて、森林開発公団の指導監督に関する事務を掌理する。

第六十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　森林開発公団の指導監督を行うこと。

（地方税法の改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「農地開発機械公団」の下に「、森林開発公団」を加える。

（内閣総理・大蔵大臣・農林大臣臨時代理署名）

法律第八十六号　（昭三一・四・二八）

◎万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、万国著作権条約の実施に伴い、著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「万国条約」とは、万国著作権条約をいう。

2　この法律において「発行」とは、万国条約第六条に規定する発行をいう。

（著作物の保護期間の特例）

第三条　万国条約の締約国の国民の発行されていない著作物又は万国条約の締約国で最初に発行された著作物で、万国条約第二条の規定に基いて著作権法による保護を受けているものが、その締約国の法令により保護期間の満了によつて保護を受けなくなつた

ときは、その著作物の保護期間は、著作権法の規定にかかわらず、その締約国の法令による保護期間の満了の日までとする。

2　万国条約の締約国の国民の発行されていない著作物又は万国条約の締約国で最初に発行された著作物で、その締約国の法令により保護を受ける著作物の種類に属しないものは、万国条約第二条の規定に基く著作権法による保護を受けないものとする。

第四条　万国条約の締約国の国民の著作物で非締約国で最初に発行されたものは、前条の規定の適用については、その締約国で最初に発行されたものとみなす。

2　二以上の万国条約の締約国で同時に発行された著作物は、前条の規定の適用については、最も短い保護期間を許与する締約国で最初に発行されたものとみなす。最初の発行の日から三十日以内に二以上の締約国で発行された著作物は、これらの締約国で同時に発行されたものとみなす。

（翻訳権に関する特例）

第五条　万国条約に基いて著作権法による保護を受けている文書の最初の発行の日の属する年の翌年から起算して七年を経過した時までに、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、日本語で、その文書の翻訳物が発行されず、又は発行されたが絶版になつている場合において、次の各号の一に該当するときは、日本国民は、政令の定めるところにより、文部大臣の許可を受けて、日本語でその文書の翻訳物を発行することができる。ただし、その発行前に、政令の定めるところにより、文部大臣の認可を受けた公正なかつ国際慣行に合致した補償額の全部又は一部を、翻訳権を有する者に支払い、又はその者のために供託しなければならない。

一　翻訳権を有する者に対し翻訳し、かつ、その翻訳物を発行することの許諾を求めたが拒否されたとき。

二　相当な努力を払つたが翻訳権を有する者と連絡することができなかつたとき。

2　前項第二号の場合においては、同項の許可を申請した者は、原著作物に発行者の氏名が掲げられているときはその発行者に対し、及び翻訳権を有する者の国籍が判明しているときはその翻訳権を有する者が国籍を有する国の外交代表若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対して、申請書の写を送付し、かつ、これを送付した旨を文部大臣に届け出なければならない。

3　文部大臣は、前項の規定による申請書の写の発送の日から二箇月の期間が経過するまでは、第一項の許可をすることができない。

4　文部大臣は、第一項ただし書の認可をするには、著作権審議会に諮問しなければならない。

第六条　前条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る翻訳物を発行する権利を譲渡することができない。

第七条　第五条第一項の許可に係る翻訳物には、政令の定めるところにより、原著作物の題号、原著作者の氏名及びその他の事項を掲げなければならない。

第八条　第五条第一項の許可に係る翻訳物は、政令で定める万国条約の締約国以外の国へは、輸出することができない。

（無国籍者及び亡命者）

第九条　無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者は、第三条から第五条までの規定の適用については、その締約国の国民とみなす。

（ベルヌ条約の保護を受ける著作物）

第十条　この法律は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国の一を同条約の規定に基いて本国とする著作物については、適用しない。

（日本国との平和条約第十二条の保護を受けている著作物）

第十一条　日本国との平和条約第二十五条に規定する連合国でこの法律の施行の際万国条約の締約国であるもの及びその国民は、この法律の施行の際日本国との平和条約第十二条の規定に基く著作権法による保護を受けている著作物については、この法律の施行後も引き続き、その保護と同一の保護を受けるものとする。

（政令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、万国条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過規定）

2　この法律（第十一条を除く。）は、発行されていない著作物でこの法律の施行前に著作されたもの及び発行された著作物でこの法律の施行前に発行されたものについては、適用しない。

（著作権法の改正）

3　著作権法の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。●

著作権者其ノ著作物ヲ始メテ発行シタルトキハ著作権者又ハ著作物ノ発行者ハ一年内ニ限リ第一発行年月日ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第三十五条に次の一項を加える。●

第十五条第四項ノ規定ニ依リ第一発行年月日ノ登録ヲ受ケタル著作物ニ在リテハ其ノ年月日ヲ以テ始メテ発行シタル年月日ト推定ス

（登録税法の改正）

4　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中第四号ノ六を第四号ノ七とし、第四号ノ五を第四号ノ六とし、第四号ノ四の次に次の一号を加える。

四ノ五　第一発行年月日ノ登録　毎一件　金百二十円

（文部省設置法の改正）

5　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表の目的の欄中「著作物使用料規程の認可」の下に「及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項ただし書の認可」を加える。

（外務・文部・内閣総理大臣署名）

法律第八十七号（昭三一・五・一）

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「並びに商船管理委員会がその職員に対し支給する旅費」を削る。

第二条第一項第一号中「、人事院総裁及び商船管理委員会理事長」を「及び人事院総裁」に改める。

第十六条第一項中「及び急行料金」を「、急行料金及び特別二等車料金」に改め、同項第一号イ中「十一級」を「七級」に、「一等」を「二等」に改め、同号ロ中「十級以下四級以上」を「六級以下」に、「二等」を「三等」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「四級」を「七級」に、「三級」を「六級」に改め、同項に次の二号を加える。

五　内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が第一号に規定する線路による旅行において一等船室を利用する場合には、第一号の規定にかかわらず、一等の運賃

六　内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者が特別二等車を運行する線路による旅行をする場合には、前号に該当する場合を除き、第一号又は第二号に規定する運賃及び第四号に規定する急行料金のほか、特別二等車料金

第十六条第二項中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同項第一号中「五百キロメートル」を「三百キロメートル」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項第六号に規定する特別二等車料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道三百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第十七条第一項第一号イ中「十一級」を「七級」に、「一等」を「二等」に改め、同号ロ中「十級以下四級以上」を「六級以下」に、「二等」を「三等」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「四級」を「七級」に、「三級」を「六級」に改め、同項に次の一号を加える。

五　内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者

一　運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ　内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者については、最上級の運賃

ロ　十二級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

二　運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

三　内閣総理大臣等又は十四級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用し

た場合には、前二号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払つた運賃

第四十二条中「第二十八条第一項各号の一」を「第二十八条第一項第二号又は第三号」に改める。

区分		車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	九円	五二〇円	五二〇円	二、六九〇円	二、一五〇円	五二〇円
	その他の者	八円	四七〇円	四七〇円	二、四四〇円	一、九五〇円	四七〇円
十五級の職務にある者		八円	四二〇円	四二〇円	二、二〇〇円	一、七六〇円	四二〇円
十三級及び十四級の職務にある者		七円	三八〇円	三八〇円	一、九五〇円	一、五六〇円	三八〇円
十一級及び十二級の職務にある者		六円	三三〇円	三三〇円	一、七二〇円	一、三七〇円	三三〇円
九級及び十級の職務にある者		五円	二九〇円	二九〇円	一、四七〇円	一、一七〇円	二九〇円
八級の職務にある者		五円	二六〇円	二六〇円	一、三四〇円	一、〇八〇円	二六〇円
七級以下の職務にある者		四円	二三〇円	二三〇円	一、二二〇円	九八〇円	二三〇円

第四十六条第二項を次のように改める。

2　各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、大蔵大臣に協議して定める旅費を支給することができる。

別表第一　内国旅行の旅費のうち一　車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表の部分を次のように改める。

区分		車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	九円	五二〇円	五二〇円	二、六九〇円	二、一五〇円	五二〇円
	その他の者	八円	四七〇円	四七〇円	二、四四〇円	一、九五〇円	四七〇円
十五級の職務にある者		八円	四二〇円	四二〇円	二、二〇〇円	一、七六〇円	四二〇円
十三級及び十四級の職務にある者		七円	三八〇円	三八〇円	一、九五〇円	一、五六〇円	三八〇円
十一級及び十二級の職務にある者		六円	三三〇円	三三〇円	一、七二〇円	一、三七〇円	三三〇円
九級及び十級の職務にある者		五円	二九〇円	二九〇円	一、四七〇円	一、一七〇円	二九〇円
八級の職務にある者		五円	二六〇円	二六〇円	一、三四〇円	一、〇八〇円	二六〇円
七級以下の職務にある者		四円	二三〇円	二三〇円	一、二二〇円	九八〇円	二三〇円

「

鉄道二千キロメートル以上
一二九、八〇〇円
一一八、〇〇〇円
九四、四〇〇円
七六、七〇〇円
六七、八五〇円
五九、〇〇〇円

」を

「

鉄道二千キロメートル以上五千キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上一万キロメートル未満	鉄道一万キロメートル以上一万五千キロメートル未満	鉄道一万五千キロメートル以上
一二九、八〇〇円	一四三、〇〇〇円	一五六、二〇〇円	一六九、四〇〇円
一一八、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一五四、〇〇〇円
九四、四〇〇円	一〇四、〇〇〇円	一一三、六〇〇円	一二三、二〇〇円
七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円	一〇〇、一〇〇円
六七、八五〇円	七四、七五〇円	八一、六五〇円	八八、五五〇円
五九、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	七一、〇〇〇円	七七、〇〇〇円

」に

改める。

法律第八十八号（昭三一・五・一）

◎関税法等の一部を改正する法律

（関税法の一部改正）

第一条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは第百十八条第三項（犯罪貨物についての関税の徴収）を「、第百十八条第三項（犯罪貨物についての関税の徴収）若しくは第百三十四条第五項（領置物件の公売代金等についての関税の徴収）」に改める。

第十八条第一項中「その船用品」を「乗組員の携帯品、郵便物及び船用品」に、同条第二項中「その機用品」を「乗組員の携帯品、郵便物及び機用品」に改める。

第十九条中「外国貨物を積んでいる船舶」を「外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶」に改める。

第七十四条中「又は第百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの」を「、第百三十八条第一項（通告処分）の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの」に改める。

第八十四条第五項中「収容された貨物で」を「収容された貨物のうち」に、「又は財産」を「若しくは財産」に改め、「危険を生ずる虞があるもの」の下に「又は著しく腐敗し、若しくは変質したもので買受人がないもの」を加える。

第八十五条第一項中「所有者のために、これを供託する。」を「所有者にこれを交付する。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の残金がある場合において、公売に付し、又は随意契約により売却した貨物について、その収容の際質権又は留置権を有していた者があるときは、同項の規定によりその残金を所有者に交付するに先だつて、当該質権又は留置権により担保されていた債権の額に達するまでの金額を、当該質権又は留置権を有していた者に交付する。

3 前二項の規定により交付すべき金額は、政令で定めるところにより供託することができる。

第百三十四条に次の一項を加える。

5 税関長は、前条第二項の規定により公売に付した

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二項及び第二条第一項第一号の改正規定は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

領置物件若しくは差押物件の代金で第百四十条（検察官への引継）の規定により検察官に引き継がれたもの又は刑事訴訟法の規定により売却された外国貨物の代金が同法の規定によりその返還を受けるべき者に還付される場合において、これらの物件又は貨物につき関税が納付されていないときは、これを公売に付し、又は売却した時において当該貨物を輸入したものとみなして計算した額の関税を、その返還を受けるべき者から徴収する。

別表第一中「山　形　酒　田」を「山　形　酒　田　福　島　小名浜」に、「熊　本　三　角」を「熊　本　水　俣　本　三　角」に改める。

別表第二中「山　口　岩　国」を「山　口　岩　国　福　岡　板　付」に改める。

（関税定率法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

9 前項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクは、同項に規定する用途以外の用途に供し、又は同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡し、若しくは譲り受けてはならない。ただし、変質その他やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

附則第十七項中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削り、「第十項」を「第十二項」に、「附則第十三項又は第十四項」を「附則第十五項又は第十六項」に改め、同項を附則第十九項とし、以下二項ずつ繰り下げる。

附則第十六項中「第九項、第十一項」を「第十項若しくは第十三項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の二項を加える。

10 前項ただし書の場合においては、附則第八項の規定により免除を受けた関税を、その承認を受けた者から直ちに徴収する。この場合において、変質又は損傷によりその承認を受けたものであるときは、法第十条の規定を準用する。

11 附則第九項の規定に違反した者は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十章（罰則）の規定の適用については、同法第百十条第一項各号（関税を免かれる等の罪）の一に該当する者とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の関税法第八十五条第一項に規定する残金でこの法律の施行の際同項の規定により供託されているものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の関税定率法の一部を改正する法律（以下「旧法」という。）附則第八項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクについては、関税法第五条（適用法令）の規定は、適用しない。ただし、この法律の施行前に旧法附則第九項の規定により課した、又は課すべきであつた関税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭三一・五・一）

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百八十円」を「二百三十円」に、「五百四十円」を「七百円」に、「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改める。

第四条第四項中「九十円」を「百二十円」に、「二百十円」を「二百七十円」に、「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十号（昭三一・五・一）

◎旅行あつ旋業法の一部を改正する法律

旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号を次のように改める。

七　当該事業を遂行するに必要な旅行あつ旋に関する経験又は能力を有しない者

第六条第一項に次の一号を加える。

八　当該事業を遂行するに足る資力信用を有しない者

第六条の次に次の二条を加える。

（登録の有効期間）

第六条の二　旅行あつ旋業の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

（有効期間の更新の登録）

第六条の三　旅行あつ旋業の登録の有効期間満了の後引き続き当該登録に係る旅行あつ旋業を営もうとする者は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2　第五条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「有効期間の更新の旨」と読み替える。

第七条第四項中「四十日以内」を「十四日以内」に、「当該旅行あつ旋業の登録を取り消すことができる。」を「その定める七日以上の期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。」に改め、同条に次の一項を加える。

5　運輸大臣は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定めた期間内に旅行あつ旋業者が第二項の届出をしないときは、当該旅行あつ旋業の登録を取り消すことができる。

第八条第二項中「及び第六条」を削る。

第十条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十一条中「前二条」の下に「、第十二条の四」を加える。

第十二条第一項中「旅行あつ旋業を営む者」を「旅行あつ旋業者及び第三条但書に規定する者で、登録を受けないで日本人を対象として第二条第一項第二号の行為を行う事業を営むもの（以下「旅行あつ旋業を営む者」という。）」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（旅行あつ旋約款）

第十二条の二　旅行あつ旋業を営む者は、運輸省令で定めるところにより、旅行あつ旋約款を定め、その実施前に運輸大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　運輸大臣は、前項の旅行あつ旋約款が旅客の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、旅行あつ旋業を営む者に対し、その変更を命ずることができる。

（旅行あつ旋約款の提示）

第十二条の三　旅行あつ旋業を営む者は、旅行あつ旋に関し旅客と取引をするときは、あらかじめ旅行あつ旋約款を提示しなければならない。

（標識の掲示）

第十二条の四　旅行あつ旋業者は、営業所において、運輸省令で定める様式の標識を、公衆に見易いように掲示しなければならない。

第十三条中「前条」を「第十二条」に改める。

第十五条第四項中「旅行あつ旋業の登録は、」の下に「被相続人の死亡の日に」を加える。

第十六条第三項中「第七条第三項及び第四項」を「第七条第三項から第五項まで」に改める。

第十八条第一項中「、省令で定める日から三十日以内に」を削り、同条第二項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に、「四十日以内」を「十四日以内」に改め、「第十八条第一項の」を削り、「三十日以内」を「十四日以内」に改める。

第十九条第一項第二号中「第七号」を「第六号」に改め、同条同項第三号中「第五条」の下に「（第六条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十条中「第七条第四項」を「登録の有効期間が満了したとき、第七条第五項」に改める。

第二十二条を次のように改める。

（登録の手数料）

第二十二条　第四条第一項の規定による登録の申請、第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請又は第八条第一項の規定による変更の登録の申請をする者は、二千円以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第二十三条中「第七条第四項（第十条第二項又は第十八条第二項において準用する場合を含む。）」を「第六条第一項（第六条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第十二条第二項」の下に「、第十二条の二第二項」を加える。

第二十六条の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条中「必要があると認めるときは」を「必要な限度において」に改め、同条に次の三項を加える。

2　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行あつ旋業を営む者の営業所、事務所又は代理店に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八条中「十万円以下」を「二十万円以下」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第二十九条中「五万円以下」を「十万円以下」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改

め、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項の規定による料金の届出をしないで料金を収受し、又は届け出た料金をこえて料金を収受した者

二　第十二条第二項の規定による命令に違反した者

第三十条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項の規定に違反して変更の登録を申請しなかつた者

二　第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第三十一条中「従業員」を「従業者」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　左の各号の一に該当する者（法人である場合はその代表者）は、一万円以下の過料に処する。

一　第十二条の二第一項の規定による旅行あつ旋約款の届出をしないで旅行あつ旋を行つた者

二　第十二条の二第二項の規定による命令に違反した者

三　第十二条の四の規定に違反して標識を掲示しなかつた者

四　第十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に旅行あつ旋業者である者の登録の有効期間は、改正後の第六条の二の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して六月とする。

3　この法律の施行前に営業保証金を供託すべき原因が生じた場合の供託の届出の期間及びその届出をしなかつた場合の登録の取消の手続に関しては、なお従前の例による。

4　改正後の第十二条の二及び第十二条の三に規定は、この法律の施行の際現に旅行あつ旋業を営む者については、この法律の施行後三十日間は、適用しない。

5　改正後の第十二条の四の規定は、この法律の施行の際現に旅行あつ旋業者である者については、この法律の施行後三十日間は、適用しない。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十一号（昭三一・五・二）

◎家事審判法の一部を改正する法律

家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の三条を加える。

第十五条の二　家庭裁判所は、権利者の申出があるときは、審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。

第十五条の三　家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立により、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができる。

第十五条の四　家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、義務者の申出があるときは、最高裁判所の定めるところにより、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二　家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の二から第十五条の四までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。

第二十六条第二項中「前条」を「第二十五条」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　第十五条の三又は第二十五条の二の規定により義務の履行を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを五千円以下の過料に処する。

調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項と同様である。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2　この法律による改正後の家事審判法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第九十二号（昭三一・五・四）

◎日本原子力研究所法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　役員、顧問及び職員（第十条―第二十一条）
第三章　業務（第二十二条―第二十四条）
第四章　財務及び会計（第二十五条―第三十五条）
第五章　監督（第三十六条・第三十七条）
第六章　雑則（第三十八条・第三十九条）
第七章　罰則（第四十条―第四十二条）
附則

第一章　総則

（設立の目的）

第一条　日本原子力研究所は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）に基き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

（法人格）

第二条　日本原子力研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

2　研究所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　研究所の資本金は、二億五千万円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2　政府は、研究所の設立に際し前項の二億五千万円を出資するものとする。

3　研究所は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、研究所に出資することができる。

5　政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の二分の一以上に当る額でなければならない。

6　政府は、研究所に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下この条において「土地等」という。）をもつて出資の目的とすることができる。

7　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資証券）

第五条　研究所は、出資に対し出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（定款）

第六条　研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金、出資及び資産に関する事項
五　役員及び会議に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　会計に関する事項
八　公告に関する事項
九　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七条　研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第八条　研究所でない者は、日本原子力研究所という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所について準用する。

第二章　役員、顧問及び職員

（役員）

第十条　研究所に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十一条　理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、定款で定めるところにより、研究所を代表し、理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、研究所の業務を掌理し、理事長及び副理事長を補佐して研究所の業務を代理し、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、研究所の業務を監査する。

（役員の任命）

第十二条　理事長は、原子力委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

3　監事は、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

（役員の任期）

第十三条　理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十四条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
二　政党の役員
三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十五条　内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長にあつては原子力委員会の同意を得て、副

理事長及び理事にあつては理事長及び原子力委員会の意見をきいて、監事にあつては原子力委員会の意見をきいて、これらの者を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第十六条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十七条　研究所と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（代理人の選任）

第十八条　理事長、副理事長及び理事は、研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（顧問）

第十九条　研究所に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2　顧問は、学識経験がある者のうちから、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

（職員の任命）

第二十条　研究所の職員は、理事長が任命する。

（役員、顧問及び職員の公務員たる性質）

第二十一条　役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十二条　研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　原子力に関する基礎的研究を行うこと。

二　原子力に関する応用の研究を行うこと。

三　原子炉の設計、建設及び操作を行うこと。

四　原子力に関する研究者及び技術者の養成訓練を行うこと。

五　放射性同位元素の輸入、生産及び頒布を行うこと。

六　原子力に関する資料の収集を行うこと。

七　第一号から第三号までに掲げる業務に係る成果を普及すること。

八　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2　研究所は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（研究の協力）

第二十三条　研究所は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる業務に関し、研究の委託を受け、又は研究を委託することができる。

（業務運営の基準）

第二十四条　研究所の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発及び利用に関する基本計画に基いて行われなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十六条　研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理

大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条　研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十八条　研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　研究所は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（書類の送付）

第二十九条　研究所は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、研究所に出資した者（以下次条において「出資者」という。）のうち政府以外のものに送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十条　研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

2　研究所は、前項の規定による積立を行つた後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に対し分配することができる。

3　研究所は、前項の規定による分配をすることができる額（以下この条において「分配可能額」という。）が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合に達するまでは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかわらず、分配可能額を政府以外の出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配するものとし、政府の出資に対しては分配することを要しない。

4　研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合をこえ資本金の額に対し千分の七十五の割合に達するまでは、分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。この場合において、残余の額の政府の出資に対する分配については、政府の出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

5　研究所は、分配可能額が資本金の額に対し千分の七十五の割合をこえる場合には、分配可能額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。

6　研究所は、前五項の規定にかかわらず、その成立の日の属する事業年度から成立後五年を経過する日の属する事業年度までは、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

7　研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項又は前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十一条　研究所は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（補助金）

第三十二条　政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第三十三条　研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（財産の処分等の制限）

第三十四条　研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（総理府令への委任）

第三十五条　この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十六条　研究所は、内閣総理大臣が監督する。

2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十七条　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、研究所に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして研究所の事務所その他の業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（解散）

第三十八条　研究所の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第三項、第六条第二項、第二十六条、第三十条第二項、第三十一条第一項及び第二項ただし書並びに第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三　第三十四条及び第三十五条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第七章　罰則

（罰則）

第四十条　第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十一条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十六条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十二条　第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第二条　内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第三項の例により、研究所の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。この場合において、内閣総理大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

5　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

6　設立委員は、前項の募集が終つたときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

7　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

8　設立委員は、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者に引き継がなければならない。

9　第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10　研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（財団法人原子力研究所からの引継）

第三条　昭和三十年十一月三十日に設立された財団法人原子力研究所（以下この条において「財団法人原子力研究所」という。）は、研究所の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、その時において研究所が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2　前条第九項の規定により研究所の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、財団法人原子力研究所の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

3　研究所の成立の際現に財団法人原子力研究所に勤務する者は、研究所の成立の時に研究所の職員となるものとする。

（経過規定）

第四条　この法律の施行の際現に日本原子力研究所という名称又はこれに類似する名称を使用しているものは、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第五条　研究所の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

第六条　研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（登録税法の改正）

第七条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「、日本原子力研究所」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「、日本原子力研究所法」を加える。

（地方税法の改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中「及び鉱害復旧事業団」を「、鉱害復旧事業団及び日本原子力研究所」に改める。

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

9　日本原子力研究所が設置する原子力の開発及び利用に関する研究設備並びに放射性廃棄物処理設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

10　重水の製造設備に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

（内閣総理・法務・大蔵・建設大臣署名）

法律第九十三号（昭三一・五・四）

◎核原料物質開発促進臨時措置法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　土地及び事業場の使用（第五条―第二十七条）
第三章　租鉱権の設定（第二十八条―第四十四条）
第四章　雑則（第四十五条―第四十七条）
第五章　罰則（第四十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

（探鉱計画）

第三条　内閣総理大臣は、通商産業大臣又は原子燃料公社（以下「公社」という。）が行う核原料物質の探鉱の合理的な実施を図るため、毎年、原子力委員会の議決を経て、核原料物質探鉱計画を定めなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により核原料物質探鉱計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（処分、手続その他の行為の効力）

第四条　この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、土地の所有者、鉱業権者、租鉱権者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章　土地及び事業場の使用

（土地等の立入）

第五条　通商産業大臣又は公社は、核原料物質の探鉱に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設（以下「事業場」という。）に立ち入らせることができる。

2　公社は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入らせようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3　科学技術庁長官は、前項の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4　第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知しなければならない。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

5　日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入つてはならない。

6　第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、その身分

を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7　国又は公社は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第六条　土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

（植物の伐採）

第七条　第五条第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、核原料物質の探鉱に関する測量又は実地調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2　国又は公社は、前項の規定による植物の伐採によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

（鉱物等の採取）

第八条　第五条第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、核原料物質の探鉱に関する実地調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最小限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

2　国又は公社は、前項の規定による鉱物又は土石の採取によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

（事業場の一時使用）

第九条　通商産業大臣又は公社は、核原料物質の探鉱を行うためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ鉱業権者又は租鉱権者に通知して、鉱業権者又は租鉱権者の利用を著しく妨げない限度において、その用法に従い、鉱業権者又は租鉱権者の事業場を一時使用することができる。

2　公社は、前項の規定による一時使用をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3　第五条第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4　通商産業大臣又は公社は、第一項の規定による協議をしようとするときは、協議をしようとする日の十日前までに、その旨を公示するとともに土地の所有者及び土地に関し所有権以外の権利を有する者（以下「権利者」という。）並びに土地調整委員会に通知しなければならない。

5　通商産業大臣又は公社は、前項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、第一項の規定による協議をすることができない。

（使用の裁決の申請）

第十二条　通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、その土地の使用について土地調整委員会の裁決を申請することができる。ただし、前条第四項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、この限りでない。

（意見書の提出）

第十三条　土地調整委員会は、前条の裁決の申請があつたときは、その旨を公示するとともに土地の所有者及び権利者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2　土地調整委員会は、前項の期間を経過した後でなければ、裁決をしてはならない。

（使用の裁決）

第十四条　土地を使用することができる旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　使用することができる土地の区域

二　使用の方法

三　使用の開始の時期及び使用の期間

四　補償金の額並びにその支払の時期及び方法

（裁決の公示及び通知）

第十五条　土地調整委員会は、第十二条の裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者に通知しなければならない。

（使用の裁決の効果）

第十六条　第十四条の裁決があつたときは、その裁決において定められた使用の開始の時期に、国又は公社は、その土地を使用する権利を取得し、その土地に関するその他の権利は、その土地を使用する権利の内容と抵触する限度においてその行使を制限される。

（使用の協議の効果）

第十七条　第十一条第一項の規定による協議がととのつた場合において、当事者がその協議において定めた第十四条各号に掲げる事項を土地調整委員会に届け出たときは、その届け出たところに従い、土地を使用することができる旨の裁決があつたものとみなす。ただし、第十一条第四項の規定による通知の日から三月以内に届け出た場合に限る。

（収用の裁決）

第十八条　通商産業大臣又は公社が第十条第一項の規定により他人の土地を使用する場合において、その使用によつて土地の形質が変更されるときは、土地の所有者は、その土地の収用について土地調整委員会の裁決を求めることができる。

2　前項の場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、土地の所有者は、その

地を使用する者があるときは、その者及び所有者）と土地の使用について協議しなければならない。

2　公社は、前項の規定による協議をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3　第五条第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4　通商産業大臣又は公社は、第一項の規定による協議をしようとするときは、協議をしようとする日の十日前までに、その旨を公示するとともに土地の所有者及び土地に関し所有権以外の権利を有する者（以下「権利者」という。）並びに土地調整委員会に通知しなければならない。

5　通商産業大臣又は公社は、前項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、第一項の規定による協議をすることができない。

（使用の裁決の申請）

第十二条　通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、その土地の使用について土地調整委員会の裁決を申請することができる。ただし、前条第四項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、この限りでない。

（意見書の提出）

第十三条　土地調整委員会は、前条の裁決の申請があつたときは、その旨を公示するとともに土地の所有者及び権利者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2　土地調整委員会は、前項の期間を経過した後でなければ、裁決をしてはならない。

（使用の裁決）

第十四条　土地を使用することができる旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　使用することができる土地の区域

二　使用の方法

三　使用の開始の時期及び使用の期間

四　補償金の額並びにその支払の時期及び方法

（裁決の公示及び通知）

第十五条　土地調整委員会は、第十二条の裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者に通知しなければならない。

（使用の裁決の効果）

第十六条　第十四条の裁決があつたときは、その裁決において定められた使用の開始の時期に、国又は公社は、その土地を使用する権利を取得し、その土地に関するその他の権利は、その土地を使用する権利の内容と抵触する限度においてその行使を制限される。

（使用の協議の効果）

第十七条　第十一条第一項の規定による協議がととのつた場合において、当事者がその協議において定めた第十四条各号に掲げる事項を土地調整委員会に届け出たときは、その届け出たところに従い、土地を使用することができる旨の裁決があつたものとみなす。ただし、第十一条第四項の規定による通知の日から三月以内に届け出た場合に限る。

（収用の裁決）

第十八条　通商産業大臣又は公社が第十条第一項の規定により他人の土地を使用する場合において、その使用によつて土地の形質が変更されるときは、土地の所有者は、その土地の収用について土地調整委員会の裁決を求めることができる。

2　前項の場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、土地の所有者は、その

全部の収用について土地調整委員会の裁決を求めることができる。

3　土地調整委員会は、第十一条第一項の規定による協議又は第十四条の裁決において定められた使用の期間が経過したときは、前二項の裁決をすることができない。

4　第十三条及び第十五条の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「土地の所有者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社」と読み替えるものとする。

第十九条　土地を収用すべき旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　収用すべき土地の区域

二　収用の時期

三　補償金の額並びにその支払の時期及び方法

（収用の裁決の効果）

第二十条　前条の裁決があつたときは、その裁決において定められた収用の時期に、国又は公社は、その土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は、消滅する。

（損失の補償）

第二十一条　国又は公社は、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が受ける損失を補償しなければならない。

2　土地の一部の使用又は収用によつて残地の価格が減じ、その他残地について損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3　土地の一部の使用又は収用によつて残地に通路、みぞ、かきその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

4　前二項に規定する補償のほか、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が通常受ける損失は、補償しなければならない。

5　土地の所有者又は権利者が第十一条第四項の規定による通知を受けた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増置したときは、これについての損失は、補償することを要しない。ただし、あらかじめ通商産業大臣又は公社の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。

（使用の廃止等による損失の補償）

第二十二条　通商産業大臣若しくは公社が第十一条第四項の規定による通知をした後にその土地を第十条第一項各号に掲げる目的のため使用することを廃止した場合、第十二条の規定による申請を拒否する旨の裁決があつた場合又は第二十五条の規定により協議若しくは裁決が失効した場合において、これによつてその土地の所有者又は権利者が損失を受けたときは、国又は公社は、これを補償しなければならない。

2　土地の所有者又は権利者は、前項の規定による損失の補償について通商産業大臣又は公社と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、土地調整委員会の裁決を申請することができる。

3　第十三条、第十四条第四号及び第十五条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「公示するとともに土地の所有者及び権利者」とあるのは「通商産業大臣又は公社」と、第十五条中「公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者」とあるのは「通商産業大臣又は公社及び申請人」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第十五条の規定による通知があつたときは、裁決の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

（訴訟）

第二十三条　第十四条、第十九条又は前条第二項の裁決において定められた補償金の額について不服がある者は、第十五条（第十八条第四項又は前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、国若しくは公社又は土地の所有者若しくは権利者を被告としなければならない。

（供託）

第二十四条　国又は公社は、次に掲げる場合においては、補償金を供託することができる。

一　補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二　過失がなく補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

三　差押又は仮差押により補償金の支払を禁じられたとき。

（協議又は裁決の失効）

第二十五条　国又は公社が第十一条第一項の規定による協議（第十七条の規定による届出があつたものに限る。）又は第十四条若しくは第十九条の裁決において定められた補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、協議又は裁決は、その時以後その効力を失う。

（原状回復の義務）

第二十六条　国又は公社は、土地の使用が終つたとき、又は前条の規定により協議若しくは裁決が失効したときは、土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

（土地収用法の準用）

第二十七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第百三条（危険負担）、第百四条（担保物権と補償金等）、第百六条第一項、第三項及び第四項（買受権の消滅）の規定は、この法律の規定による使用又は収用に係る土地に準用する。この場合において、土地収用法第百六条第一項ただし書中「第六十六条第一項」とあるのは、「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と読み替えるものとする。

第三章　租鉱権の設定

（開発に関する指示）

第二十八条　通商産業大臣は、ウラン鉱及びトリウム鉱（以下「ウラン鉱等」という。）を目的とする採掘権者がその採掘鉱区（租鉱権が設定されている部分を除く。以下同じ。）においてウラン鉱等に係る事業に着手せず、又は引き続き六月以上これを休止している場合において、その採掘鉱区におけるウラン鉱等の存在が明らかであつて、その鉱量、品位等にかんがみウラン鉱等を経済的に開発することができ、かつ、その開発を急速に行う必要があると認めるときは、その採掘権者に対し、六月以内にその採掘鉱区においてウラン鉱等に係る事業に着手し、又はこれを再開すべきことを指示することができる。

2　通商産業大臣は、採掘権者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

3　通商産業大臣は、第一項の規定による指示又は前項の規定による期間の延長をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（租鉱権の設定の協議）

第二十九条　公社は、採掘権者が前条第一項の規定に

ら三月を経過したときは、この限りでない。

（意見書の提出）

第三十一条　通商産業大臣は、前条の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに採掘権者及び利害関係者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

（処分の禁止）

第三十二条　採掘権者は、前条第一項の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、公社が租鉱権者となることを廃止するまで、第四十三条の規定により第三十五条の決定が失効するまで、又は同条の決定に基き租鉱権の設定の登録があるまでは、その採掘権を変更することができない。

（諮問）

第三十三条　通商産業大臣は、第三十条の決定をしようとするときは、地下資源開発審議会に諮問しなければならない。

（決定の基準）

第三十四条　通商産業大臣は、採掘権者が現にウラン鉱等に係る事業を行つているとき、又は租鉱権の設定がウラン鉱等以外の鉱物に係る事業の継続に著しい支障を及ぼすと認めるときは、租鉱権を設定すべき旨の決定をしてはならない。

（租鉱権の設定の決定）

第三十五条　租鉱権を設定すべき旨の決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　採掘権の登録番号

二　租鉱権を設定すべき区域

三　租鉱権の存続期間

四　租鉱料及び補償金の額並びにこれらの支払の時期及び方法

（決定の公示及び通知）

第三十六条　通商産業大臣は、第三十条の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに公社並びに採掘権者及び利害関係者に通知しなければならない。

（決定の効果）

第三十七条　第三十五条の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者との間に協議がととのつたものとみなす。

よる指示に従わなかつた場合に現にその事業を行つていないときは、通商産業大臣の許可を受けて、採掘権者に対し、その採掘鉱区にウラン鉱等を目的とする租鉱権（以下単に「租鉱権」という。）の設定について協議することができる。

2　公社は、前条第一項に規定する期間（同条第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）の満了後三月を経過したときは、前項の許可を受けることができない。

3　通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに採掘権者及びその採掘権に関し登録上利害関係を有する第三者（租鉱権者を除く。以下「利害関係者」という。）に通知しなければならない。

4　公社は、第一項の許可を受けた日から三月を経過したときは、同項の規定による協議をすることができない。

（決定の申請）

第三十条　公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、租鉱権の設定について通商産業大臣の決定を申請することができる。ただし、同項の許可を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

（意見書の提出）

第三十一条　通商産業大臣は、前条の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに採掘権者及び利害関係者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

（処分の禁止）

第三十二条　採掘権者は、前条第一項の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、公社が租鉱権者となることを廃止するまで、第四十三条の規定により第三十五条の決定が失効するまで、又は同条の決定に基き租鉱権の設定の登録があるまでは、その採掘権を変更することができない。

（諮問）

第三十三条　通商産業大臣は、第三十条の決定をしようとするときは、地下資源開発審議会に諮問しなければならない。

（決定の基準）

第三十四条　通商産業大臣は、採掘権者が現にウラン鉱等に係る事業を行つているとき、又は租鉱権の設定がウラン鉱等以外の鉱物に係る事業の継続に著しい支障を及ぼすと認めるときは、租鉱権を設定すべき旨の決定をしてはならない。

（租鉱権の設定の決定）

第三十五条　租鉱権を設定すべき旨の決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　採掘権の登録番号

二　租鉱権を設定すべき区域

三　租鉱権の存続期間

四　租鉱料及び補償金の額並びにこれらの支払の時期及び方法

（決定の公示及び通知）

第三十六条　通商産業大臣は、第三十条の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに公社並びに採掘権者及び利害関係者に通知しなければならない。

（決定の効果）

第三十七条　第三十五条の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者との間に協議がととのつたものとみなす。

2　前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、公社は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第七十七条第一項（租鉱権の設定の申請）の規定にかかわらず、単独で租鉱権の設定の申請をすることができる。

（租鉱権に関する特例）

第三十八条　第二十九条第一項の規定による協議又は第三十五条の決定に基いて設定される租鉱権に関する鉱業法第七十六条第一項（租鉱権の存続期間）の規定の適用については、同項中「五年以内」とあるのは、「十年以内」とし、その設定の申請については、同法第七十七条第三項（租鉱権の設定の基準）の規定は、適用しない。

（損失の補償）

第三十九条　公社は、租鉱権の設定によつて採掘権者又は利害関係者が受ける損失（租鉱料として支払われる分を除く。）を補償しなければならない。

2　採掘鉱区の一部に租鉱権が設定されることによつて租鉱権が設定されない区域（以下「残鉱区」という。）の価格が減じ、その他残鉱区について損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3　前項の規定する補償のほか、租鉱権の設定によつて採掘権者又は利害関係者が通常受ける損失（租鉱料として支払われる分を除く。）は、補償しなければならない。

（廃止等による損失の補償）

第四十条　通商産業大臣が第二十九条第三項の規定による通知をした後に公社が租鉱権者となることを廃止した場合、第三十条の規定による申請を拒否する旨の決定があつた場合又は第四十三条の規定により決定が失効した場合において、これによつて採掘権者又は利害関係者が損失を受けたときは、公社は、これを補償しなければならない。

2　採掘権者又は利害関係者は、前項の規定による損失の補償について公社と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業大臣の決定を申請することができる。

3　第三十一条、第三十三条、第三十五条第四号及び第三十六条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三十一条第一項中「公示するとともに採掘権者及び利害関係者」とあるのは「公社」と、第三十六条中「公示するとともに公社並びに採掘権者及び利害関係者」とあるのは「公社及び申請人」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第三十六条の規定による通知があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

（訴訟）

第四十一条　第三十五条又は前条第二項の決定において定められた租鉱料又は補償金の額について不服がある者は、第三十六条（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、公社又は採掘権者若しくは利害関係者を被告としなければならない。

（供託）

第四十二条　第二十四条の規定は、公社が支払う租鉱料又は補償金に準用する。

（決定の失効）

第四十三条　公社が第三十五条の決定において定められた租鉱料（租鉱料を定期に、又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分）又は補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、決定は、その時以後その効力を失う。

（土地収用法の準用）

第四十四条　土地収用法第百三条（危険負担）及び第百四条（担保物権と補償金等）の規定は、この法律の規定による租鉱権の設定に係る採掘権に準用する。

第四章　雑則

（奨励金）

第四十五条　通商産業大臣は、核原料物質の探鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、鉱業権者に対し、その探鉱の実施に必要な費用の一部を奨励金として交付することができる。

（賞金）

第四十六条　内閣総理大臣は、核原料物質の探鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、その探鉱に寄与した者に対し、賞金を交付することができる。

（報告及び検査）

第四十七条　通商産業大臣は、核原料物質の開発を促進するため必要があるときは、ウラン鉱等を目的とする鉱業権者若しくは公社からその業務に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第五章　罰則

第四十八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条の規定に違反して第五条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

二　前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

3　前項の規定によるこの法律の廃止の際現にこの法律に基いて設定されている租鉱権の存続期間に関しては、この法律の廃止にかかわらず、この法律は、なおその効力を有する。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定によるこの法律の廃止に伴い必要となる経過的措置は、法律で定める。

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百八十九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　ウラン鉱及びトリウム鉱

6　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

四　核原料物質の探鉱のための土地の使用又は収用に関する裁決に関すること。

第四条中第十七号を第十八号とし、第十七号として次の一号を加える。

十七　核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）第十二条、第十八条第一項若しくは第二項又は第二十二条第二項の規定による土地の使用又は収用に関する裁決をすること。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第九十四号（昭三一・五・四）

◎原子燃料公社法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十一条）
第四章　財務及び会計（第二十二条―第三十四条）
第五章　監督（第三十五条・第三十六条）
第六章　雑則（第三十七条―第四十条）
第七章　罰則（第四十一条―第四十三条）
附則

第一章　総則

（設立の目的）

第一条　原子燃料公社は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）に基き、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

（法人格）

第二条　原子燃料公社（以下「公社」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公社の資本金は、一千万円とし、政府がその全額を出資するものとする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。この場合において、公社は、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第五条　公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条　公社でない者は、原子燃料公社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公社について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公社に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、公社の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　理事長は、原子力委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

3　監事は、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

（役員の任期）

第十一条　理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三条　内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長にあつては原子力委員会の同意を得て、副理事長及び理事にあつては理事長及び原子力委員会の意見をきいて、監事にあつては原子力委員会の意見をきいて、これらの者を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　公社と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公社を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　理事長、副理事長及び理事は、公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　公社の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行うこと。

二　核原料物質の輸入並びに買取及び売渡を行うこと。

三　核燃料物質の生産及び加工を行うこと。

四　核燃料物質の輸入及び輸出並びに買取、売渡及び貸付を行うこと。

五　第一号及び第三号に掲げる業務の実施に伴い生ずる副産物の売渡を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2　公社は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（業務運営の基準）

第二十条　公社の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理に関する基本計画に基いて行われなければならない。

（業務報告書）

第二十一条　公社は、毎事業年度、業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により業務報告書の提出を受けたときは、これに意見を附し、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3　第一項に規定する業務報告書の記載事項は、総理府令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十二条　公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可等）

第二十三条　公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公社は、前項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る資金計画を遅滞なく会計検査院に提出しなければならない。

（決算）

第二十四条　公社は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

第二十五条　公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公社は、前項の規定により内閣総理大臣の承認を

受けたときは、遅滞なく当該財務諸表を公告しなければならない。

第二十六条　公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした説明書を作成し、前条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により説明書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3　内閣は、前項の規定により送付を受けた説明書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て国会に報告しなければならない。

4　第一項に規定する説明書の記載事項は、総理府令で定める。

（利益及び損失の処理）

第二十七条　公社は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公社は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第二十八条　公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（補助金）

第二十九条　政府は、予算の範囲内において、公社に対し、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第三十条　公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第三十一条　公社は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十二条　公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（会計検査）

第三十三条　公社の会計については、会計検査院が検査する。

（総理府令への委任）

第三十四条　この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、公社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十五条　公社は、内閣総理大臣が監督する。

2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十六条　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（恩給）

第三十七条　公社の設立の際現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員又は公務員とみなされる者」という。）として在職するものが、引き続いて公社の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職するものが引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公社の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公社の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

2　前項の規定は、公社の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

3　第一項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公社の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八条　公社は、前条第一項の規定の適用を受ける公社の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付するものとする。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十三条第一項、第二十八条第一項及び第二項ただし書並びに第三十一条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十五条第一項及び第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

三　第二十六条第四項、第三十一条及び第三十四条の規定により総理府令を定めようとするとき。

（他の法令の準用）

第四十条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

（罰則）

第四十一条　第三十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第四十二条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を

受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十五条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十三条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（公社の設立）

第二条　内閣総理大臣は、第十条第一項又は第三項の例により、公社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公社の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公社の設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、公社の設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5　第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

6　公社は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第三条　公社の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

第四条　公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条第一項中「事業年度開始前に」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（登録税法の改正）

第五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ七の次に次の一号を加える。

一ノ八　原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の改正）

第六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ四ノ二　原子燃料公社ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の二から第四号の四までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

四の二　原子燃料公社

（法人税法の改正）

第八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本電信電話公社」の下に「、原子燃料公社」を加える。

（地方税法の改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号及び第七十三条の四第一項第一号中「日本電信電話公社」の下に「、原子燃料公社」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

11　原子燃料公社が設置する核燃料物質の生産及び加工の用に供する設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第四百八十九条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　ウラン地金及びトリウム地金

（行政管理庁設置法の改正）

第十条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）」の下に「、原子燃料公社」を加える。

（国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の改正）

第十一条　国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び原子燃料公社」に改める。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正）

第十二条　政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社」の下に「、原子燃料公社」を加える。

（国庫出納金等端数計算法の改正）

第十三条　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」の下に「、原子燃料公社」を加える。

（土地収用法の改正）

第十四条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ七の次に次の一号を加える。

一ノ八　原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の改正）

第十五条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ四ノ二　原子燃料公社ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十六条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の二から第四号の四までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

四の二　原子燃料公社

（法人税法の改正）

第十七条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本電信電話公社」の下に「、原子燃料公社」を加える。

（地方税法の改正）

法律第九十五号（昭三一・五・四）

◎東北興業株式会社法の一部を改正する法律

東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二中「政府ハ」の下に「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条ノ規定ニ拘ラズ国会ノ議決ヲ経タル金額ノ範囲内ニ於テ」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第九十六号（昭三一・五・七）

◎外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（新規登録）」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき（出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したときを除く。）はその上陸の日から六十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市にあつては区。以下同じ。）の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。

一　外国人登録申請書一通

二　旅券

三　写真（提出の日前六箇月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、かつ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとする。以内同じ。）三葉

第四条の見出しを削り、同条第一項中「記載した」を削り、「を作成し」を「に登録し」に改め、同項中第二十号を次のように改め、同条第二項中「前項の登録原票を作成する場合には」を「前項の登録をした場合には」に改め、同条中第五項から第七項までを削る。

二十　市町村の長の職氏名

第五条中「前条の登録原票を作成する場合には、あわせて」を「前条第一項の登録をした場合には、」に、「同条第一項」を「同条同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、第三条第一項の申請に関する調査その他事務上やむを得ない理由によりその場

で登録証明書を交付することができないときは、市町村の長は、法務省令で定めるところにより、書面で期間を指定して、その期間内にこれを交付することができる。

第六条の見出しを「（登録証明書の引替交付）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　市町村の長は、第一項の申請があつた場合において、その登録証明書が著しくき損し、又は汚損していると認めるときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付し、著しくき損し、又は汚損していないと認めるときは、提出された登録証明書を返還しなければならない。

第六条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第七条に次の一項を加える。

7　市町村の長は、第一項の申請があつた場合には、その外国人の登録原票を新たな登録原票に書き換えることができる。

第七条第一項第一号中「二通」を「一通」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」を「登録原票に基き」に改め、同条中第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項中「前項」を「第三項」に、「盗難又は滅失」を「又は盗難」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第七条に次の一項を加える。

8　前条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

第八条から第十一条までを次のように改める。

（居住地変更登録）

第八条　外国人は、居住地を変更した場合（同一の市町村の区域内で居住地を変更した場合を除く。）には、新居住地に移転した日から十四日以内に、新居住地の市町村の長に対し、居住地変更登録申請書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

2　外国人は、同一の市町村の区域内で居住地を変更した場合には、新居住地に移転した日から十四日以内に、その市町村の長に対し、居住地変更登録申請書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

3　外国人は、第一項又は前項の申請をする場合には、その所持する登録証明書を提出しなければならない。この場合において、市町村の長は、当該登録証明書の居住地の記載を書き換えてこれを当該外国人に返還しなければならない。

4　市町村の長は、第一項の申請があつたときは、旧居住地の市町村の長に対し、すみやかに当該外国人に係る登録原票の送付を請求しなければならない。

5　前項の規定による請求を受けた市町村の長は、請求をした市町村の長に対し、すみやかに当該外国人に係る登録原票を送付しなければならない。

6　市町村の長は、第二項の申請があつたとき、又は前項の規定による登録原票の送付を受けたときは、当該外国人に係る登録原票に居住地変更の登録をしなければならない。

7　市町村の長は、第一項又は第二項の申請の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に定める期間を十四日を限り延長することができる。

（居住地以外の記載事項の変更登録）

第九条　外国人は、登録原票の居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書及びその変更を証する文書を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

2　前条第三項及び第六項の規定は、前項の申請の場合に、同条第七項の規定は、前項の申請の期間について準用する。この場合において、前条第三項中「居住地の記載」とあるのは「居住地以外の記載」と、同条第六項中「居住地変更の登録」とあるのは「居住地以外の記載事項の変更の登録」と読み替えるものとする。

（市町村又は都道府県の廃置分合等に伴う変更登録）

第十条　市町村の長は、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により登録原票の記載が事実に合わなくなつたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない。

2　市町村の長は、前項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。

3　市町村の長は、第一項の確認をしたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない。

4　第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

5　外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。

6　市町村の長は、第三項の規定により登録証明書を交付したときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書に係る第六条第三項又は第七条第三項の規定による登録証明書を交付することができる。

（登録証明書の切替交付）

第十一条　外国人は、第四条第一項の登録を受けた日から三年を経過する日前三十日以内に、その居住地の市町村の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録原票の記載が事実に合つているかどうかの確認を申請しなければならない。確認を受けた日から三年を経過する日前三十日以内においても、同様とする。

一　登録事項確認申請書一通

二　旅券

三　写真三葉

2　前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3　市町村の長は、第一項の確認をしたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない。

4　第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

5　外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。

6　市町村の長は、第三項の規定により登録証明書を交付したときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書に係る第六条第三項又は第七条第三項の規定による登録証明書を交付することができない。

7　第三項の規定による登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書で紛失又は盗難に係るものは、その効力を失う。

8　外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の登録証明書を回復するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

9　第六条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

10　市町村の長は、第五項又は第八項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

第十二条第一項中「本邦を出国する場合」の下に「（出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国する場合を除く。）」を加え、同条第三項中「第十五条各号」を「第十五条第二項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再入国の許可を受けて出国する者の登録証明書）

第十二条の二　外国人は、出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国する場合には、その者が出国する出入国港において入国審査官に登録証明書を提出しなければならない。

2　入国審査官は、前項の規定による登録証明書の提出を受けたときは、当該外国人の出国前の居住地の市町村の長に対し、すみやかに当該登録証明書を送付しなければならない。

3　第一項の外国人は、本邦に再入国したときは、再入国した日から十四日以内に、出国前の居住地の市町村の長に対し、登録証明書の返還を申請しなければならない。

4　市町村の長は、前項の申請があつたときは、第二項の規定により送付を受けた登録証明書を当該外国人に返還しなければならない。

5　第二項の規定による登録証明書の送付を受けた市町村の長は、法務大臣から当該外国人に係る再入国の許可がその効力を失つた旨の通知を受けたときは、当該登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

第十三条の見出し中「携帯」を「受領、携帯」に改め、同条第一項中「外国人は、」の下に「市町村の長が交付し、又は返還する登録証明書を受領し、」を加え、「登録証明書」を「これ」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第四項を削る。

ただし、十四歳に満たない外国人は、登録証明書を携帯していることを要しない。

第十四条中「第十一条第二項」を「第十一条第一項」に改め、「政令で定めるところにより、」を削り、「登録証明書交付申請書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙」を「及び指紋原紙二葉」に改め、同条に後段として次のように加える。

第十五条の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

第十四条に次の三項を加える。

2　前項前段の規定による指紋は、同項に規定する申請と同時に（市町村の長が指示したときは、その申請に伴つて）交付される登録証明書の受領と同時に）押すものとし、同項後段の規定による指紋は、第十五条に規定する疾病その他身体の故障が登録証明書の受領前になくなつたときは受領と同時に、登録証明書の受領までになくならなかつたときは当該疾病その他身体の故障がなくなつた後直ちに押すものと

する。

3　指紋の押なつの方法、前項に規定する時期に押すことができないか又は相当でない場合における指紋の押なつの時期その他第二項の規定による指紋について必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には、適用しない。

第十五条の見出しを「(本人の出頭義務と代理人による申請等)」に改め、同条中「申請、届出若しくは返納」を「申請若しくは登録証明書の受領、提出若しくは返納」に、「第三条第一項、第七条第一項若しくは第五項、第八条第一項、第二項若しくは第六項、第十条第一項、第十一条第二項又は第十二条第一項若しくは第二項の申請、請求、届出又は返納」を「前項に規定する申請又は登録証明書の受領、提出若しくは返納」に改め、後段として次のように加える。

外国人又は外国人であつた者が十四歳に満たない場合においては、第十二条の二第一項の規定による登録証明書の提出又は第七条第六項、第十一条第八項若しくは第十二条第一項若しくは第二項の規定による登録証明書の返納についても、同様とする。

第十五条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

この法律に定める申請、登録証明書の受領、提出(第十二条の二第一項の規定によるものを除く。)若しくは返納(第十一条第五項の規定によるものに限る。)又は指紋の押なつは、自ら当該市町村の事務所に出頭して行わなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(事実の調査)

第十五条の二　市町村の長は、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の申請があつた場合において、申請の内容について事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、外国人登録の正確な実施を図るため、その職員に事実の調査をさせることができる。この場合において、必要があるときは、当該申請をした外国人に出頭を求めることができる。

2　前項の調査のため必要があるときは、市町村の職員は、当該申請をした外国人その他の関係人に対し質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3　市町村の職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、当該申請をした外国人その他の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十六条の見出しを「(変更登録の報告)」に改め、同条第一項中「第八条第四項若しくは第七項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第八条第六項(第九条第二項において準用する場合を含む。)又は第十条第一項」に、「登録原票の記載の書換」を「変更登録」に改め、同項及び同条第二項中「通知」を「報告」に改める。

第十七条を次のように改める。

(実施規定)

第十七条　この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第十八条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一　第三条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の規定に違反してこれらの規定による申請をしないでこれらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者

二　第三条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者

三　第三条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の規定による申請(第十五条第二項の規定による場合の申請を含む。)を妨げた者

第十八条第一項第四号中「第三条第六項又は第十一条第五項において準用する第三条第六項」を「第三条第四項」に、同項第五号中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「従わなかつた者」を「従わず、又は同項の規定による命令による申請(第十五条第二項の規定による場合の申請を含む。)を妨げた者」に、同項第六号中「第七条第五項又は第十二条第一項若しくは第二項」を「第七条第六項、第十一条第五項若しくは第八項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十二条の二第一項」に改め、同項中同号の次に次の一号を加える。

六の二　第七条第六項、第十一条第五項若しくは第八項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十二条の二第一項の規定による登録証明書の返納又は提出(第十五条第二項の規定による場合の返納又は提出を含む。)を妨げた者

第十八条第一項第七号を次のように改め、同項第十号中「他人に」を削る。

七　第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して登録証明書を受領せず、これを携帯せず、若しくはその提示を拒み、又は市町村の長が交付し若しくは返還する登録証明書の受領(第十五条第二項の規定による場合の受領を含む。)を妨げた者

第十九条　第十五条第二項に規定する場合において、同項各号に掲げる者が、第三条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、これらの規定による申請をせず、第十三条第一項の規定に違反して登録証明書を受領せず、又は第七条第六項、第十一条第五項若しくは第八項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十二条の二第一項の規定に違反して登録証明書の返納若しくは提出をしなかつた者も、同様とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に外国人登録原票が作成されている外国人に対するこの法律による改正後の外国人登録法(以下「新法」という。)第十一条第一項の規定の適用に関しては、当該外国人がこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)第三条第一項の申請をした日(当該外国人が旧法第十一条第二項の申請をしたことがある者であるときは、最後にその申請をした日)をもつて、新法第四条第一項の登録を受けた日(当該外国人が旧法第十一条第二項の申請をしたことがある者であるときは、確認を受けた日)とし、新法第十一条第一項中「三年」とあるのは「二年」とする。ただし、当該外国人がこの法律の施行後、最初に新法第十一条第一項の申請をした後は、この限りでない。

3　この法律の施行前に出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国した外国人がこの法律の施行後に本邦に入つたときは、この

法律の施行後最初に本邦に入つたときに限り、再入国の許可によらないで本邦に入つたものとみなす。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第九十七号（昭三一・五・一一）

◎北海道開発公庫法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十三条）
第四章　会計（第二十四条―第三十二条）
第五章　監督（第三十三条―第三十五条）
第六章　補則（第三十六条）
第七章　罰則（第三十七条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

（法人格）

第二条　北海道開発公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公庫は、主たる事務所を札幌市に置く。

2　公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公庫の資本金は、十億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。

（登記）

第五条　公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　公庫でない者は、北海道開発公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人及び監事二人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、公庫の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十四条　公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

（代理人の選任）

第十五条　理事長は、公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十六条　公庫の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十七条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当の支給の基準）

第十八条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公庫は、第一条の目的を達成するため、北海道において次に掲げる事業を営む者で当該事業に係る設備（船舶及び車両を含む。）の取得、改良又は補修に伴い長期の資金を必要とするものに対して、当該資金の出資若しくは融通又は当該資金に係る債務保証の業務を行う。

一　石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業

二　農林畜水産物の加工度の高い工業

三　鉱業及び製錬業

四　産業の振興開発に係る交通運輸業

五　前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの

（業務方法書）

第二十条　公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作

成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

（出資及び債務保証の限度）

第二十一条　公庫は、第十九条の規定による出資の額の総額と同条の規定による保証に係る債務の現在額の合計額が第四条に規定する資本金の額をこえることとなる場合には、新たに出資又は債務保証をしてはならない。

（業務の委託）

第二十二条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関（以下「受託者」という。）の役員及び職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業計画及び資金計画）

第二十三条　公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　会計

（予算及び決算）

第二十四条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十五条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

第二十六条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができる。

2　政府は、公庫に対し資金の貸付をすることができる。

3　公庫は、第一項に規定する場合を除くほか、資金の借入をしてはならない。

（債券の発行）

第二十七条　公庫は、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、北海道開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換のためには、一時その限度をこえて債券を発行することができる。

2　公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができる。

（余裕金の運用等）

第二十九条　公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

2　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

（資金の交付等）

第三十条　公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

2　公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。

（会計帳簿）

第三十一条　公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第三十二条　会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第三十三条　公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第三十四条　主務大臣は、公庫の役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

一　この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の言渡を受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

（報告及び検査）

第三十五条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　補則

（主務大臣）

第三十六条　この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

第七章　罰則

（罰則）

第三十七条　第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十八条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五　第三十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十九条　第六条の規定に違反して北海道開発公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（設立の手続）

2　主務大臣は、第十条第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

一　開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたること。

二　北海道開発公庫を監督すること。

6　設立委員は、出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれる場合においては第一回の払込があつた日）において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（北海道開発法の改正）

9　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（北海道開発庁の所掌事務の範囲及び権限）

第五条　北海道開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたること。

二　北海道開発公庫を監督すること。

（大蔵省設置法の改正）

10　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二　北海道開発公庫を監督すること。

（登録税法の改正）

11　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ六」を「第二号ノ七」に改め、同条中第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六を第二号ノ七とし、第二号ノ五の次に次の一号を加える。

二ノ六　北海道開発公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登記

（印紙税法の改正）

12　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四の次に次の一号を加える。

五ノ四ノ二　北海道開発公庫ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

13　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び中小企業金融公庫」を「、中小企業金融公庫及び北海道開発公庫」に改める。

（法人税法の改正）

14　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び中小企業金融公庫」を「、中小企業金融公庫及び北海道開発公庫」に改める。

第三条第一項第五号中「及び中小企業金融公庫」の下に「、北海道開発公庫」を加える。

（公庫の予算及び決算に関する法律の改正）

15　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「中小企業金融公庫」を「、中小企業金融公庫及び北海道開発公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「限度額」を「限度額及び北海道開発公庫にあつては北海道開発債券の発行の限度額」に改め、同条第三項中「及び附属雑収入」を「、出資に対する配当金及び債務保証料（北海道開発公庫の場合に限る。）並びに附属雑収入」に改め、「恩給債券」の下に「、北海道開発公庫にあつては北海道開発債券」を、「支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）」の下に「、債務保証に係る弁済金（北海道開発公庫の場合に限る。）」を加える。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第九十八号（昭三一・五・一二）

◎地方財政法等の一部を改正する法律

（地方財政法の一部改正）

第一条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一　義務教育職員の給与及び恩給並びに義務教育の教材に要する経費

第二十七条の見出し中「事業」を「建設事業」に改め、同条第一項中「事業」を「土木その他の建設事業」に、「当該事業」を「当該建設事業」に、「その事業」を「当該建設事業」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　財政再建団体がその財政再健計画について第三条第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける日前に第二十四条第一項の規定により起している地方債がある場合においては、当該地方債は、当該承認を受けた日以後においては、第十二条の規定により起した財政再建債とみなす。この場合において、当該財政再建債とみなされる地方債に係る第十五条の規定による利子補給は、当該承認を受けた日以後の分について行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の地方財政法第十条の規定中義務教育職員の恩給に係る部分は、昭和三十一年七月一日以後において退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第九十九号（昭三一・五・一二）

◎地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律

（法律の目的）

第一条　この法律は、国又は地方公共団体が実施する公共事業について国の負担又は補助の割合を引き上げるとともに、地方公共団体が分担金等を徴収する場合の措置について規定を設けることにより、地方公共団体の財政負担の軽減を図り、地方財政の再建に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「公共事業」とは、国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助により実施する公共的な建設事業及び施設の改良事業をいう。

2　この法律において「分担金等」とは、地方公共団体が実施する公共事業について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他の法令の規定によりその受益者から徴収する分担金、負担金その他これらに準ずるものをいう。

（負担又は補助の特例）

第三条　公共事業について国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助の割合を規定する法令の規定で次の表の上欄に掲げるものについては、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二十六条第一項	二分ノ一	十分ノ六
河川法第二十七条	三分ノ一	四分ノ一
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十三条第一項	三分ノ二	四分ノ三
砂防法第十四条第二項	三分ノ一	四分ノ一
漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条	百分の五十	百分の六十
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項	百分の四十	百分の五十
	国と港湾管理者がそれぞれその十分の五を	国がその十分の六を、港湾管理者がその十分の四をそれぞれ
港湾法第四十三条	十分の五以内	十分の六以内
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項	十分の四以内	十分の五以内
	三分の二以内	四分の三以内

公共団体が徴収した当該公共事業に係る分担金等の額を控除することとされているものについては、他の法令の規定にかかわらず、その控除は、しないものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第三条及び第五条の規定は、昭和三十一年度分の予算に係る負担金又は補助金から適用する。ただし、昭和三十年度分の予算に係る負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、この限りでない。

3　この法律は、昭和三十四年三月三十一日限りその効力を失う。ただし、第三条及び第五条の規定は、昭和三十三年度分の予算に係る負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なおその効力を有する。

（内閣総理・大蔵・農林大臣臨時代理・運輸・建設大臣署名）

（分担金等の徴収）

第四条　地方公共団体は、分担金等を徴収することができる場合においては、政令で定めるところにより、その実施する公共事業により利益を受ける者から、その利益を受ける限度において、分担金等を徴収するように努めなければならない。

（事業費の算定の特例）

第五条　地方公共団体が実施する公共事業に係る国若しくは地方公共団体の負担金又は国の補助金で、それの算定の基礎となる事業費を計算する場合に、地方

法律第百号（昭三一・五・一二）

◎地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、地方債」を削る。

第六条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
	一　警察費	警察職員数	一人につき　三二二、〇〇〇円〇〇銭
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　三九二
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　八四五三
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき　一八六六
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい船岸の延長	一メートルにつき　一、二七〇、〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における防波堤の延長	一メートルにつき　二、一六〇、〇〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　一九〇一
		面積	一平方キロメートルにつき　五六、七〇〇、〇〇〇
道府県	三　教育費		
	1　小学校費	児童数	一人につき　一、八八二〇〇
		学級数	一学級につき　八四、六六八〇〇
		学校数	一校につき　一八一、六四〇、〇〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき　二、五九五〇〇
		学級数	一学級につき　一、一六、七八四、〇〇〇
		学校数	一校につき　一八五、七六〇、〇〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき　九、八一〇、〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　四七九九
	四　厚生労働費		
	1　社会福祉費	人口	一人につき　一八九〇三
	2　衛生費	人口	一人につき　一二二七八
	3　労働費	工場事業場労働者数	一人につき　一一七四三
		失業者数	一人につき　一五、九一四〇〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　八九八〇〇
		農業者（畜産業者を含む。）の数	一人につき　一、四一九〇〇
	2　林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき　八五六〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　五、一七五〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　二五四三八
	六　その他の行政費		
	1　徴税費	道府県税の税額	千円につき　六四〇〇
	2　その他の諸費	人口	一人につき　一八八〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき　九五
市町村	一　消防費	人口	一人につき　一六七六九
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　四〇〇
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　六〇九八
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい船岸の延長	一メートルにつき　一、二七〇、〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における防波堤の延長	一メートルにつき　二、一六〇、〇〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき　一一七七
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき　四五八
	5　その他の土木費	人口	一人につき　八三二
		面積	一平方キロメートルにつき　四四、六一九〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	児童数	一人につき　七九五〇〇
		学級数	一学級につき　二六、五一六〇〇
		学校数	一校につき　九九、四五〇、〇〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき　一、〇二四〇〇
		学級数	一学級につき　三四、一三八〇〇
		学校数	一校につき　一三九、〇五〇、〇〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき　九、八一〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　八五四三
	四　厚生労働費		
	1　社会福祉費	人口	一人につき　一五〇八七
	2　衛生費	人口	一人につき　九八九九
	3　労働費	失業者数	一人につき　一五、九一四〇〇
	五　産業経済費	人口	一人につき　一三八七〇
	六　その他の行政費		
	1　徴税費	市町村税の税額	千円につき　九五〇〇
	2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき　一四五四
		世帯数	一世帯につき　六一九二
	3　その他の諸費	人口	一人につき　四四一二七
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき　九五

第十三条第三項第三号中「市町村」を「地方団体」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

三　前項第三号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が、道府県にあつては道府県の態容又は道府県の区域内の市町村の態容に応じて、市町村にあつては市町村の態容に応じて、それぞれ割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定するものとする。この場合において、道府県についてイ及びロに規定する算定をあわせて行うときは、ロにより算定した数値にイにより算定した数値から一を控除した数値を加算するものとする。

イ　道府県の態容に係るものにあつては、投資的経費に係る行政水準の標準化に必要な行政の質及び量の差に基き、投資的経費の割高となる度合について、経済構造、人口一人当りの所得その他総理府令で定める指標により測定した総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。

ロ　市町村の態容に係るものにあつては、その割高となり又は割安となる行政の質及び量の差又は行政権能等の差の事由ごとに市町村の種類に応じ、その割高となり又は割安となる度合を基礎として総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。

第十四条第一項中「及び当該道府県の入場譲与税の収入見込額」を「、当該道府県の入場譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第十六条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）及び同条第二項の公社有資産等所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の収入見込額」に改め、「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額」の下に「並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）及び同条第二項の公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）の収入見込額の合算額」を加え、同条第二項中「百分の七十に相当する率とする。」を「百分の七十に相当する率とし、同項の基準率は、都道府県交付金及び都道府県納付金にあつては国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第三条第一項に規定する率の百分の八十に相当する率、市町村交付金及び市町村納付金にあつては同法同条同項に規定する率の百分の七十に相当する率（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項第二号の国有林野に係る土地に対する市町村交付金については、百分の七十に総理府令で定める率を乗じて得た率）とする。」に改める。

第十四条第三項中「中欄に掲げる税目」を「中欄に掲げる収入の項目」に改め、同項の表中

地方団体の種類	税目	基準税額の算定の基礎

を

地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎

に、同表道府県の項中「十一　入場譲与税　官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査

二十九年法律第百二号）第二条の規定によつて算定した額における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する大規模の償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該年度の交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定同法第五条の規定により市町村に交付されるべき当該大規交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二項の県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の合計額から同法第五条の規定により市町村に納付される却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

「

十一　入場譲与税 十二　都道府県交付金及び都道府県納付金	入場譲与税法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項の当該道府県の区域内法律第五条に規定す該道府県に都道府県標準額の合計額から模の償却資産に係る規定により当該道府の納付金算定標準額べき当該大規模の償

」

の結果による当該道府県の人口

」を

「

八　入湯税	旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数

」を

「

八　入湯税	旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数

」

に改め、同表市町村の項中

「

九　市町村交付金及び市町村納付金	(1)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
	(2)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの 十一国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第一項の規定により当該固定資産の価格

」

を

「

九　市町村交付金及び市町村納付金	(1)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
	(2)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの 十一国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第一項の規定により自治庁長官が配分して通知した当該固定資産の価格

」

に改める。

第十六条第一項の表中

「

九月及び十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額

」を

「

九　月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月、六月及び九月に交付した普通交付税の額を控除した額

」

に改める。

本則に次の一条を加える。

（端数計算）

第二十二条　毎年度分として交付すべき交付税の総額又は各地方団体に対して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に対して交付税を交付する場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

2　昭和三十一年度及び昭和三十二年度に限り、改正後の第十四条第二項中「市町村交付金及び市町村納付金にあつては同法同条同項に規定する率の百分の七十」とあるのは、「市町村交付金及び市町村納付金のうち同法第二条第一項第一号の

固定資産に係るものにあつては百分の七十、その他の固定資産に係るものにあつては同法第三条第一項に規定する率の百分の七十」と読み替えるものとし、同条第三項の表市町村の項中

「

九　市町村交付金及び市町村納付金	(1)　国有資産等所在市町村交付金及び第一項各号に掲げる固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金及び第八条又は第十条第一項若しくは第二長又は地方公共団体の長が当該固に通知した固定資産の価格 (2)　国有資産等所在市町村交付金及び第二条第二号の公社が所有する固定資国有資産等所在市町村交付金及び第一条第一項の規定により自治庁長固定資産の価格

」

とあるのは、

「

九　市町村交付金及び市町村納付金	(1)　国有資産等所在市町村交付金及び第一項各号に掲げる固定資産に係るもの 在市町村交付金及び納付金に関する法律附五項の規定により市町村交付金となるべき額 在市町村交付金及び納付金に関する法律第号及び第三号に掲げる固定資産に係るもの 在市町村交付金及び納付金に関する法律第八条又は第十条第一項の規定により各省各公共団体の長が当該固定資産の所在地の市た固定資産の価格 在市町村交付金及び納付金に関する法律第社が所有する固定資産に係るもの に係る市町村納付金の納付金算定標準額と (2)　国有資産等所在市町村交付金及び第二条第一項第一則第三項又は第合算額に基いて (3)　国有資産等所二条第一項第二国有資産等所六条若しくは第庁の長又は地方町村長に通知し 一　国有資産等所条第二号の公当該固定資産なるべき額

」

と読み替えるものとする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百一号（昭三一・五・一二）

◎海岸法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　海岸保全区域に関する管理（第五条―第二十四条）
第三章　海岸保全区域に関する費用（第二十五条―第三十七条）
第四章　雑則（第三十八条―第四十条）
第五章　罰則（第四十一条―第四十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もつて国土の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「海岸保全施設」とは、次条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2　この法律において「海岸管理者」とは、次条の規定により指定される海岸保全区域について第五条第一項から第四項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

（海岸保全区域の指定）

第三条　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川若しくは同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川（以下これらを「河川」と総称する。）の区域、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定による保安林（以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

2　都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の保全上特別の必要があると認めるときは、農林大臣に協議して保安林又は保安施設地区の全部又は一部を海岸保全区域として指定することができる。

3　前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から、水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

4　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

5　海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（指定についての協議）

第四条　都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下「港湾隣接地域」という。）若しくは同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下「公告水域」という。）又は漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条第一項の規定により農林大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときは、それぞれ港湾管理者、港湾管理者の長若しくは公告水域を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

2　港湾管理者が前項の規定による協議に応じようとする場合において、当該港湾が港湾法第二条第二項に規定する重要港湾又は同項に規定する地方港湾で政令で定めるものであるときは、港湾管理者は、あらかじめ運輸大臣の同意を得なければならない。

第二章　海岸保全区域に関する管理

（海岸管理者）

第五条　海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が主務大臣の承認を得て指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

5　前四項の規定にかかわらず、海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適当であると認められるものがある場合において、第四十条第二項の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基きその管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。

6　都道府県知事は、第二項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見をきかなければならない。

7　都道府県知事は、第二項の規定により指定をするとき、又は第四項の規定により協議して区域を定めるときは、主務省令で定めるところにより、これを公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

8　第二項に規定する指定及び第四項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（主務大臣の直轄工事）

第六条　主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならない。

一　海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の規模が著しく大であるとき。

二　海岸保全施設の新設又は改良に関する工事が高度の技術を必要とするとき。

三　海岸保全施設の新設又は改良に関する工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四　海岸保全施設の新設又は改良に関する工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2　主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行うものとする。

3　主務大臣は、第一項の規定により海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（海岸保全区域の占用）

第七条　海岸管理者以外の者が海岸保全区域（水面及び海岸管理者以外の者がその権原に基き管理する土地（以下次条及び第十一条において「他の土地」という。）を除く。）内において、又は工作物（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2　海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

3　海岸管理者は、第一項の許可に海岸の保全上必要な条件を附することができる。

（海岸保全区域における行為の制限）

第八条　海岸保全区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、主務省令で定める行為については、この限りでない。

一　土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。

二　水面若しくは他の土地に他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること。

三　土地の掘さく、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（経過措置）

第九条　第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に当該海岸保全区域内において権原に基き他の施設等を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について第七条第一項又は前条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に当該海岸保全区域内において権原に基き前条第一項第一号及び第三号に掲げる行為を行つている者についても、同様とする。

（許可の特例）

第十条　港湾法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2　国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、原子燃料公社又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下同じ。）が第七条第一項の規定による占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。

（占用料及び土石採取料）

第十一条　海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七条第一項又は第八条第一項第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、他の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。

（監督処分及び損失補償）

第十二条　海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等による生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一　第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者

二　第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可に附した条件に違反した者

三　偽りその他不正な手段により第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者

2　海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一　海岸保全施設に関する工事のためやむを得ず必要が生じたとき。

二　海岸の保全上著しい支障が生じたとき。

三　海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3　海岸管理者は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　前項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

5　前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

6　海岸管理者は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（海岸管理者以外の者の施行する工事）

第十三条　海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第六条第一項の規定による場合は、この限りでない。

2　第十条第二項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議して足りる。

3　海岸管理者は、第一項本文の承認に海岸の保全上必要な条件を附することができる。

（築造の基準）

第十四条　海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2　海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　堤防及び護岸については、

イ　高さは、異常高潮位、波高、砕波の状況等を考慮して定めること。

ロ　のりこう配及び堤防の天ば幅は、堤体の型式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。

ハ　堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他による侵食及びま耗並びに表のり背面の土砂の流失を防止しうる構造とすること。

ニ　状況により、堤防及び護岸の表のりには波返工を設け、波の洗掘力に耐えるように充分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防及び護岸の天ばには被覆工を施し、かつ、排水こうを設け、堤防の裏のりには被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たたき工を施し、又は潮遊びを施すこと。

二　胸壁については、前号に定めるところに準ずること。

三　突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、波向等を考慮して定めること。

3　海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こう、えい船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならない。

4　海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

（兼用工作物の工事の施行）

第十五条　海岸管理者は、その管理する海岸保全施設又は工作物（以下「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

2　国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、原子燃料公社又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下同じ。）が第七条第一項の規定による占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。

（占用料及び土石採取料）

第十一条　海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七条第一項又は第八条第一項第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、他の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。

（監督処分及び損失補償）

第十二条　海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等による生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一　第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者

二　第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可に附した条件に違反した者

三　偽りその他不正な手段により第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者

2　海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一　海岸保全施設に関する工事のためやむを得ず必要が生じたとき。

二　海岸の保全上著しい支障が生じたとき。

三　海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3　海岸管理者は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　前項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

5　前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

6　海岸管理者は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（海岸管理者以外の者の施行する工事）

第十三条　海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第六条第一項の規定による場合は、この限りでない。

2　第十条第二項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議して足りる。

3　海岸管理者は、第一項本文の承認に海岸の保全上必要な条件を附することができる。

（築造の基準）

第十四条　海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2　海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　堤防及び護岸については、

イ　高さは、異常高潮位、波高、砕波の状況等を考慮して定めること。

ロ　のりこう配及び堤防の天ば幅は、堤体の型式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。

ハ　堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他による侵食及びま耗並びに表のり背面の土砂の流失を防止しうる構造とすること。

ニ　状況により、堤防及び護岸の表のりには波返工を設け、波の洗掘力に耐えるように充分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防及び護岸の天ばには被覆工を施し、かつ、排水こうを設け、堤防の裏のりには被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たたき工を施し、又は潮遊びを施すこと。

二　胸壁については、前号に定めるところに準ずること。

三　突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、波向等を考慮して定めること。

3　海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こう、えい船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならない。

4　海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

（兼用工作物の工事の施行）

第十五条　海岸管理者は、その管理する海岸保全施設又は工作物（以下「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議によりその者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させることができる。

（工事原因者の工事の施行）

第十六条　海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は海岸保全施設に関する工事の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じたその管理する海岸保全施設に関する工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2　前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事であるときは、当該海岸保全施設に関する工事については、河川法第十一条第二項又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。

（附帯工事の施行）

第十七条　海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又はその管理する海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に関する工事とあわせて施行することができる。

2　前項の場合において、他の工事が河川に関する工事若しくは道路に関する工事又は砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一条第一項若しくは道路法第二十二条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

（土地等の立入及び一時使用並びに損失補償）

第十八条　海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2　前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3　日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。

4　第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

6　土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7　海岸管理者は、第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用したことにより損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8　第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

9　第四項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償）

第十九条　土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、海岸管理者が海岸保全施設を新設し、又は改良したことにより、当該海岸保全施設に面する土地又は水面について、通路、みぞ、かき、さく、その他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、海岸管理者は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、海岸管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、海岸管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2　前項の規定による損失の補償は、海岸保全施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3　第一項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4　前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四

条の規定による裁決を申請することができる。

（海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督）

第二十条　海岸管理者は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　第二項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十一条　海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一　第十三条第一項本文の規定に違反して工事が施行されたとき。

二　第十三条第一項本文の規定による承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

三　偽りその他不正な手段により第十三条第一項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。

2　海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

3　海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

5　前三項の規定は、第十条第二項に規定する者の管理する海岸保全施設については、適用しない。

（漁業権の取消等及び損失補償）

第二十二条　都道府県知事は、海岸管理者の申請があつた場合において、海岸保全施設に関する工事を行うため特に必要があるときは、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

2　海岸管理者は、前項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

3　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第六項から第十四項まで（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、同条第十項中「政府」とあり、又は同条第十二項中「都道府県知事」とあるのは、「海岸管理者」と読み替えるものとする。

（海岸保全施設の整備基本計画）

第二十三条　都道府県知事は、政令で定めるところにより、海岸保全施設の整備に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2　都道府県知事は、前項の規定による基本計画を作成しようとするときは、関係海岸管理者に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（海岸保全区域台帳）

第二十四条　海岸管理者は、海岸保全区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　海岸管理者は、海岸保全区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3　海岸保全区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章　海岸保全区域に関する費用

（海岸保全区域の管理に要する費用の負担原則）

第二十五条　海岸管理者が海岸保全区域を管理するために要する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とする。

（主務大臣の直轄工事に要する費用）

第二十六条　第六条第一項の規定により主務大臣が施行する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用は、国及び当該海岸管理者の属する地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2　前項の場合において、当該海岸保全施設の新設又は改良によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該海岸保全施設を管理する海岸管理者の属する地方公共団体の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

3　前項の規定により主務大臣が著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

（海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用の一部負担）

第二十七条　海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものに要する費用は、政令で定めるところにより国がその一部を負担するものとする。

2　海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

3　主務大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

（市町村の分担金）

第二十八条　前三条の規定により海岸管理者の属する地方公共団体が負担する費用のうち、都道府県である地方公共団体が負担し、かつ、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（負担金の納付）

第二十九条　主務大臣が海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、海岸管理者の属する地方公共団体又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより第二十六条第一項又は第二項の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

（兼用工作物の費用）

第三十条　海岸管理者の管理する海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該海岸保全施設の管理に要する費用の負担については、海岸管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（原因者負担金）

第三十一条　海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2　前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路に関する工事であるときは、当該海岸保全施設に関する工事の費用については、河川法第三十二条第二項又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

（附帯工事に要する費用）

第三十二条　海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第十条第二項の規定による協議によつて海岸管理者の負担とされた場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。

2　前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路に関する工事又は砂防工事であるときは、河川法第三十二条第一項若しくは道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。

3　海岸管理者は、第一項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

（受益者負担金）

第三十三条　海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、海岸管理者の属する地方公共団体の条例で定める。

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十七条第三項及び第四項（分担金）の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

（負担金の通知及び納入手続等）

第三十四条　前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（強制徴収）

第三十五条　第十一条の規定に基く占用料及び土石採取料並びに第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項及び第三十三条第一項の規定に基く負担金（以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。）を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2　前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければ

ばならない。

3　第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。

4　延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5　負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

（収入の帰属）

第三十六条　負担金等及び前条第二項の延滞金は、当該海岸管理者の属する地方公共団体に帰属する。

（義務履行のために要する費用）

第三十七条　この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第四章　雑則

（報告の徴収）

第三十八条　主務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事及び海岸管理者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

（訴願及び裁定）

第三十九条　次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願をすることができる。ただし、第三項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。

一　第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二　第十二条第一項又は第二項の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

三　第十三条第一項本文の規定による承認又は同項本文の規定による承認を与えないこと。

四　第十六条第一項の規定による工事の施行命令

五　第二十一条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令

六　第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第三項又は第三十三条第一項の規定による負担の決定

2　第二十二条第一項の規定により都道府県知事のする漁業権に関する処分について不服のある者は、処分のあつた日から四十日以内に農林大臣に訴願をすることができる。

3　第一項第一号又は第二号に掲げる処分について不服のある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

（主務大臣等）

第四十条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域に関する事項については、運輸大臣

二　漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林大臣

三　第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基き海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林大臣

四　第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に都道府県、市町村その他の者が農地の保全のため必要な事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域（前号に規定する地域を除く。）に係る海岸保全区域に関する事項については、農林大臣及び建設大臣

五　前各号に掲げる海岸保全区域以外の海岸保全区域に関する事項については、建設大臣

2　前項の規定にかかわらず、主務大臣を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の主務大臣がその管理を所掌することが適当であると認められるものについては、関係主務大臣が協議して別にその管理の所掌の方法を定めることができる。

3　前項の協議が成立したときは、関係主務大臣は、政令で定めるところにより、成立した協議の内容を公示するとともに、関係都道府県知事及び関係海岸管理者に通知しなければならない。

第五章　罰則

（罰則）

第四十一条　第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十二条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第六項の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二　第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三　第二十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第四十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に工事施行中の海岸保全施設に相当する施設の存する地域につき第三条の規定による指定があつた場合において、当該海岸保全区域についての主務大臣たるべき者と現に当該施設の管理を所掌する主務大臣とが異なるときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでの間に限り、現に当該施設の管理を所掌する主務大臣とする。

3　この法律の施行の際現に工事施行中の海岸保全施設に相当する施設の存する地域につき第三条の規定による指定があつた場合において、当該海岸保全区域についての海岸管理者たるべき者と現に当該施設について工事を施行している地方公共団体の長とが異なるときは、第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該工事の完了するまでの間に限り、現に当該施設について工事を施行している地方公共団体の長を当該施設についての海岸管理者とす

る。

（港湾法の一部改正）

4　港湾法の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「河川の区域」の下に「又は港岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される港岸保全区域」を、「当該河川を管理する地方行政庁」の下に「又は当該港岸保全区域を管理する港岸管理者」を加える。

（港湾法の一部改正）

5　港湾法の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「河川の区域」の下に「又は港岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される港岸保全区域」を、「当該河川を管理する地方行政庁」の下に「又は当該港岸保全区域を管理する港岸管理者」を加える。

（土地収用法の一部改正）

6　土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　港岸法（昭和三十一年法律第百一号）による港岸保全施設

（森林法の一部改正）

7　森林法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項に次のただし書を加える。

但し、港岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される港岸保全区域については、指定することができない。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項但書の規定にかかわらず、農林大臣は、特別の必要があると認めるときは、港岸管理者に協議して港岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

第二十六条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改める。

第四十一条に次の一項を加える。

3　第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、前二項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

（公衆電気通信法の一部改正）

8　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百一条第四項中「河川等に関する工事を行う場合」の下に「又は港岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項に規定する港岸管理者（以下この条において「港岸管理者」という。）が同条第一項に規定する港岸保全施設（以下この項において「港岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合若しくは同法第六条第一項の規定により主務大臣が港岸保全施設に関する工事を施行する場合」を加え、同条に次の一項を加える。

7　港岸管理者は、第一項の保護区域内の水面における掘鑿若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

（砂利採取法の一部改正）

9　砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「河川法及びこれに基く命令」を「河川法及び港岸法（昭和三十一年法律第百一号）並びにこれらに基く命令」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

10　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　港岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十九条第三項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は農地法第八十五条第二項」を「、農地法第八十五条第二項又は港岸法第三十九条第三項」に改める。

第四十五条中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を「国立公園法（昭和六年法律第三十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）又は港岸法」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

11　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　農地の保全に係る港岸保全施設に関する事業を実施すること。

第九条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　農地の保全に係る港岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

第三十六条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　農地の保全に係る港岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

（水産庁設置法の一部改正）

12　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　漁港の区域に係る港岸保全区域内における港岸保全施設の新設若しくは改良を行い、又は港岸保全区域の管理並びに港岸保全施設の新設、改良及び災害復旧を行う者に対する指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

第五条中第十二号を第十三号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　漁港の区域に係る港岸保全区域内における港岸保全施設の新設若しくは改良を行い、又は港岸保全区域の管理並びに港岸保全施設の新設、改良及び災害復旧を行う者に対する指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

（運輸省設置法の一部改正）

13　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　港湾内の港岸保全施設の建設、改良若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対する助成及び監督を行い、その他港岸法（昭和三十一年法律第百一号）の施行に関する事務で港湾に関するものを管理すること。

第二十六条第一項第六号を次のように改める。

六　港湾内の港岸保全施設の建設、改良若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対する助成及び監督を行い、その他港岸法の施行に関する事務で港湾に関するものを管理すること。

（建設省設置法の一部改正）

14　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び港岸堤防（港湾内のもので港湾施設に関係するものを除く。以下同じ。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　港岸保全施設に関する事業を実施、助

成、及び監督し、その他海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の施行に関する事務を管理すること。

（地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部改正）

15　地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律（昭和三十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項	三分の二以内	四分の三以内
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項	国及び当該海岸管理者の属する地方公共団体がそれぞれその二分の一を	国がその十分の六を当該海岸管理者の属する地方公共団体がその十分の四をそれぞれ」

を

「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項　四分の三以内　四分の三以内」

に改める。

（内閣総理・大蔵・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・郵政・建設大臣署名）

法律第百二号（昭三一・五・一二）

◎農業改良資金助成法

（目的）

第一条　この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得することを促進するため、農業者等に対する技術導入資金の貸付又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「技術導入資金」とは、農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる能率的な農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）の技術の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

2　この法律において「施設資金」とは、農業経営の改善を図るために必要と認められる農機具、畜舎、農業用道路その他の施設の改良、造成又は取得に要する資金（技術導入資金を除く。）で政令で定めるものをいう。

（政府の助成）

第三条　政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより次に掲げる事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一　農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する技術導入資金の貸付

二　農業者等が農業協同組合から施設資金を次に掲げる条件で借り受けることにより当該農業協同組合に対して負担する債務の保証

イ　利率が、年一割五厘をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める率以内であること。

ロ　償還期間及び据置期間が、それぞれ十年及び三年をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める期間であること。

2　前項ただし書の一定額は、都道府県別並びに同項第一号及び第二号の事業別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

3　政府は、都道府県が第一項第二号の保証に係る貸付金につき当該農業協同組合との契約により利子補給を行うときは、当該都道府県に対し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができる。

（貸付金の限度）

第四条　前条第一項第一号の貸付に係る資金（以下「貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、技術導入資金の種類ごとに、農林省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の七十とする。

（貸付金の利率、償還期間等）

第五条　貸付金は、無利子とし、その償還期間は、技術導入資金の種類ごとに、三年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

2　貸付金の償還は、償還期間が一年以内の貸付金にあつては一時払の方法、その他の貸付金にあつては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

（保証人）

第六条　第三条第一項第一号の貸付については、都道府県は、貸付金の貸付を受ける者に対し、保証人を立てさせなければならない。

2　前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付の申請）

第七条　第三条第一項第一号の貸付は、同号に規定する者からの申請によつて行うものとする。

（貸付を行う場合）

第八条　第三条第一項第一号の貸付は、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）が申請に係る技術導入資金をもつて能率的な農業の技術を導入することによりその経営を改善する見込があり、かつ、申請に係る地域においては当該農業の技術を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

（一時償還）

第九条　都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

ができる。

一　貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二　償還金の支払を怠つたとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付の条件に違反したとき。

（支払の猶予）

第十条　都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（違約金）

第十一条　都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額百円につき一日三銭四厘の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

（債務保証規程）

第十二条　都道府県は、第三条第一項第二号の事業を行おうとするときは、債務保証規程を定め、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の債務保証規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　第十九条の基金の管理方法

二　保証の金額の合計額の最高限度

三　一被保証人についての保証の金額の最高限度

四　保証に係る借入資金の種類及びその借入期限の最高限度

五　保証契約の締結及び変更に関する事項

六　被保証人の守るべき条件に関する事項

七　保証債務の弁済に関する事項

八　求償権の行使方法及び償却に関する事項

（保証債務の合計額の限度）

第十三条　都道府県は、第三条第一項第二号の保証を行うに当つては、当該保証をするまでに行つた同号の保証により負担する保証債務の額に当該保証をすることにより負担する保証債務の額の合計額を加えた額が第十九条の基金として管理する額に政令で定める倍率を乗じて得た金額をこえることとならないようにしなければならない。

（債務保証の限度）

第十四条　第三条第一項第二号の保証の金額の一被保証人についての限度額は、被保証人が負担する同号の債務の額の百分の八十とする。

（債務保証の申請）

第十五条　第三条第一項第二号の債務の保証は、農業者等からの申請によつて行うものとする。

（債務保証を行う場合）

第十六条　第三条第一項第二号の債務の保証は、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）が当該申請に係る施設資金をもつて改良され、造成され、又は取得される第二条第二項の施設を利用して農業を営むとすればその経営を著しく改善する見込があり、当該施設の改良、造成又は取得のためには当該施設資金の貸付を受けることが必要であり、かつ、当該貸付を受けるためには当該債務の保証による以外には他に適当な方法がないと認められる場合に限り、行うものとする。

（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）

第十七条　法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定は、都道府県が行う第三条第一項第二号の事業については、適用しない。

（特別会計）

第十八条　都道府県が、第三条に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2　前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条の規定による国からの補助金、貸付金の償還金（第十一条の規定による違約金を含む。）、保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、保証債務に係る弁済金、利子補給金、貸付及び債務の保証に関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

（基金）

第十九条　特別会計においては、保証債務の弁済金の財源に充てることを目的とする一般会計からの繰入金及び保証債務の弁済金の財源に充てることを条件として第三条第一項の規定により交付された補助金を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として管理しなければならない。都道府県が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金額についても、同様とする。

（事務の委託）

第二十条　都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部（貸付及び債務の保証の決定を除く。）を農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会に委託することができる。

2　前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

（補助金の額）

第二十一条　政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額又は都道府県ごとに農林大臣が定める金額のどちらか低い額以内とする。

（納付金）

第二十二条　都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

一　第三条第一項第一号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額

二　第三条第一項第二号の事業を廃止した場合には、その廃止の際において第十九条の基金として管理されている金額及び保証債務の弁済によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第百三号（昭三一・五・一四）

◎土地収用法の一部を改正する法律

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による公益事業」を「電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）（以下単に「旧公益事業令」という。）による電気事業」に改める。

第三条第十七号の三中「公益事業令」を「旧公益事業令」に改める。

第十七条第一項に次の一号を加える。

三　一の都道府県の区域をこえ、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

イ　港湾法による港湾施設で重要港湾に係るもの

ロ　航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業

ハ　国際電信電話株式会社が公衆通信の用に供する施設に関する事業

ニ　日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業

ホ　旧公益事業令による電気事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業

ヘ　電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設に関する事業

ト　イからヘまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設に関する事業

第十八条第二項第三号から第五号まで中「意見」を「意見書」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が相当な期間内にこれを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならない。

第二十一条の見出し中「関係行政機関」を「土地の管理者及び関係行政機関」に、同条第一項中「必要があると認めるときは、当該事業の施行について関係のある行政機関又は」を「、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくは」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

第二十四条第一項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3　建設大臣は、第一項の規定による送付をしたときは、直ちに、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を通知し、事業認定申請書及びその添附書類の写を送付しなければならない。

第二十六条第三項中「、第十八条第二項第一号から第四号までに掲げる書類の写を送付し」を削る。

第百二十五条中「及び第三号から第六号まで」を「、第四号及び第五号」に、「一万円をこえない範囲において政令で定める額の手数料を」を「一万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を、第三号及び第六号の場合にあつては都道府県に十万円をこえない範囲内において損失補償の見積の額に応じ政令で定める額の手数料を」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による改正後の土地収用法第十七条第一項第三号の規定は、この法律の施行前に都道府県知事に対して認定の申請があつた事業については、適用しない。

3　建設大臣が、この法律による改正前の土地収用法第二十四条第一項の規定により、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類の写を送付したときは、都道府県知事に対する当該事業認定申請書及びその添附書類の写の送付については、この法律による改正後の土地収用法第二十四条第三項及び第二十六条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした収用委員会に対する裁決の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

（内閣総理・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・郵政・建設大臣署名）

法律第百四号（昭三一・五・一五）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、第五条の規定による一般会計への繰入金」を削る。

第四条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条から第五条までの規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百五号（昭三一・五・一五）

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　経営委員会」を「第二章　機関」に改める。

第三条第二項中「修繕」の下に「、検査」を加える。

第二章を次のように改める。

第二章　機関

（理事会の設置及び権限）

第九条　日本国有鉄道に、理事会を置く。

2　日本国有鉄道の業務の管理及び運営は、理事会が決定するところによる。

3　前項の規定は、理事会が、軽微と認める事項その他総裁に専決させることが適切であると認める事項についての決定を総裁に委任することを妨げるものではない。ただし、次に掲げる事項は、理事会が決定しなければならない。

一　主たる事務所における部局及び従たる事務所の設置その他内部組織に関する重要な事項

二　業務に関する重要な規則

三　予算、事業計画及び資金計画

四　決算

五　長期借入金及び短期借入金の借入並びに鉄道債券の発行

六　長期借入金及び鉄道債券の償還計画

七　前三号に掲げるもののほか、この法律の規定により、運輸大臣の許可、認可又は承認を受けるべき事項

（組織）

第十条　理事会は、総裁及び副総裁並びに理事五人以上十人以内をもつて組織する。

2　総裁は、会長となり、会務を総理する。

3　副総裁は、副会長となり、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（会議）

第十一条　理事会は、会長が招集する。

2　理事会は、会長及び会長以外の構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3　理事会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4　理事会の議決について特別の利害関係を有する者は、その議事に参与することができない。

（総裁等）

第十二条　日本国有鉄道に、総裁、副総裁及び技師長各一人並びに常務理事若干人を置く。

（総裁等の職務及び権限）

第十三条　総裁は、日本国有鉄道を代表し、理事会の決定に従い、日本国有鉄道の業務を執行する。

2　副総裁は、日本国有鉄道の業務の執行について総裁を補佐し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　技師長は、日本国有鉄道の技術の改善及び進歩について総裁を補佐する。

4　常務理事は、総裁の定めるところにより、日本国有鉄道の業務の執行について総裁及び副総裁を補佐し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

（監査委員会の設置及び権限）

第十四条　日本国有鉄道に、監査委員会を置く。

2　監査委員会は、日本国有鉄道の業務を監査する。

3　監査委員会は、日本国有鉄道の業務を監査したときは、その結果を総裁に通知するものとする。

4　監査委員会は、監査の結果に基いて、日本国有鉄道の業務に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、運輸大臣に意見を提出し、又は理事会に意見を述べることができる。

5　運輸大臣は、監査委員会に対して、日本国有鉄道の監督上特に必要があると認める事項について、監査し、及びその結果を報告すべきことを命ずることができる。

（組織）

第十五条　監査委員会は、委員三人以上五人以内をもつて組織する。

2　監査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3　委員長は、会務を総理する。

4　委員長は、あらかじめ他の委員のうちから、委員長に事故がある場合において委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第十六条　監査委員会は、委員長が招集する。

2　監査委員会は、委員長を含み委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3　監査委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十七条　削除

第十八条中「及び理事」を「、理事及び監査委員会の委員」に改める。

第十九条から第二十二条までを次のように改める。

（役員の任命及び任期）

第十九条　総裁は、内閣が任命する。

2　副総裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3　監査委員会の委員は、運輸大臣が任命する。

4　技師長及び常務理事は、理事のうちから、総裁が任命する。

5　総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監査委員会の委員の任期は三年とする。

6　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十条　左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二　政党の役員

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて日本国有鉄道と取引上密接な利害関係を有するもの又はそれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　運輸事業を営む者であつて日本国有鉄道と競争関係にあるもの又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五　前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の兼職の禁止）

第二十一条　監査委員会の委員は、他の役員を兼ねることができない。

（役員の罷免）

第二十二条　内閣は、総裁が第二十条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2　総裁は、副総裁又は理事が第二十条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

3　運輸大臣は、監査委員会の委員が第二十条各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十二条の二　内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は総裁に職務上の義務違反その他総裁たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2　総裁は、副総裁若しくは理事が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事に職務上の義務違反その他副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、運輸大臣の認可を受けて、これを罷免することができる。

3　運輸大臣は、監査委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は監査委員会の委員に職務上の義務違反その他監査委員会の委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

第二十三条の見出しを「（総裁等の営利事業からの隔離）」に改め、同条中「役員」を「総裁、副総裁、技師長及び常務理事」に改める。

第二十四条を次のように改める。

（代表権の制限）

第二十四条　日本国有鉄道と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監査委員会は、副総裁又は理事のうちから日本国有鉄道を代表する者を選任しなければならない。

第二十五条中「総裁、副総裁又は理事は、」を「総裁は、副総裁、常務理事又は」に、「その業務」を「日本国有鉄道の業務」に改める。

第二十六条第二項中「第十二条第四項第三号」を「第二十条第一号」に改める。

第三十四条第二項中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第百二十号）」を加える。

第三十九条の四第五号中「役員及び」を削る。

第四十条第一項中「決算完結後一月以内」を「これに監査委員会の監査報告書を添え、決算完結後二月以内」に改める。

第四十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の会計規程には、左の事項を明らかにしなければならない。

一　会計の区分に関する事項

二　収入、支出その他予算の執行に関する事項

三　決算に関する事項

四　現金及び有価証券の出納保管に関する事項

五　物品、固定資産及び債権の管理に関する事項

六　契約に関する事項

第四十三条の次に次の一条を加える。

（役員の給与等の基準）

第四十三条の二　日本国有鉄道は、その役員に対して支給する給与及び退職手当の基準を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

第四十四条第一項中「役員及び」を削り、同条第二項中「節減したときは」を「節減した場合において」に改める。

第四十五条及び第四十六条を次のように改める。

（財産処分の制限）

第四十五条　日本国有鉄道は、法律に定める場合を除くの外、営業線を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2　日本国有鉄道は、車両その他運輸省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国又は地方公共団体に貸し付ける場合その他運輸省令で定める場合を除き、運輸大臣の許可を受けなければならない。

（貸付契約の解除）

第四十六条　日本国有鉄道は、その所有する不動産を他に貸し付けた場合において、貸付期間中にその事業の用に供するため必要を生じたときは、当該契約を解除することができる。

2　前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につき日本国有鉄道に対し、その補償を求めることができる。

第四十八条中「、副総裁又は理事（以下「総裁等」という。）」を削り、「総裁等」を「総裁」に改める。

第五十三条に次の一号を加える。

四　鉄道の電化その他運輸省令で定める重要な工事

第五十五条中「総裁、副総裁又は総裁の職務を行い若しくは総裁を代理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて」を「左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした役員は」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十四条第五項の規定に基く命令に違反して監査若しくは報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十六条第一項及び第四項中「役員又は」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により恩給法の規定の準用を受ける日本国有鉄道の職員が、引き続いてその役員となつた場合には、退職後でなければ、恩給を給しない。

第五十七条第一項後段中「日本国有鉄道の職員又は者」と」の下に「、第九十四条第一項第二号中「使用される者」とあるのは「使用される者及び日本国有鉄道の役員」と」を加える。

第五十八条を次のように改める。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の適用関係）

第五十八条　日本国有鉄道の職員が、引き続いてその役員となつた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の適用については、これを退職とみなす。第六十条を次のように改める。

（災害補償）

第六十条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第三項の規定の適用については、日本国有鉄道の事業は、国の直営事業とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　改正前の第十条の規定により、経営委員会が議決した事項は、改正後の第九条の規定により理事会が決定したものとみなす。

3　改正前の日本国有鉄道法の規定により、この法律の施行前に日本国有鉄道が運輸大臣に対してした許可、認可又は承認の申請は、理事会の決定に基いてしたものとみなす。

4　前二項に規定するもののほか、日本国有鉄道の業

務の管理及び運営に関しては、理事会が別に決定するまでは、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現に日本国有鉄道の総裁又は副総裁である者は、改正後の第十九条の規定によりそれぞれ総裁又は副総裁として任命されたものとみなす。この場合において、これらの者の任期は、改正前の総裁又は副総裁としての任期の残存期間とする。

6　この法律の施行の際現に日本国有鉄道の理事である者は、この法律の施行の際、別に辞令が発せられないときは、その職を失うものとする。

7　この法律の施行前に、改正前の第二十五条の規定により副総裁又は理事によつて代理人に選任された者は、改正後の同条の規定により総裁によつて代理人に選任されたものとみなす。

8　改正後の第三十九条の四第五号の規定は、この法律の施行の日以後作成する予算について適用する。

9　改正後の第四十条第一項の規定は、昭和三十一年度分以降の決算について適用し、昭和三十年度分の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認を受ける手続については、なお従前の例による。

10　改正後の第四十四条第一項後段の規定は、この法律の施行の日以後最初に作成する予算が実施されるまでは、改正前の第三十九条の四第五号の規定により昭和三十一年度の予算で定めた役員及び職員に対して支給する給与の総額から、改正後の第四十三条の二の規定により運輸大臣の認可を受けて定める役員に対して支給する給与の基準に基く昭和三十一年度の支出の見込額を控除した額を、職員に対して支給する給与の額とみなして適用する。

11　前項に規定する役員に対して支給する給与の基準に基く昭和三十一年度の支出の見込額は、運輸大臣が、改正後の第四十三条の二の規定によりその基準を認可する際に定める。

12　改正後の第四十六条の規定は、この法律の施行前に締結した貸付契約についても適用があるものとする。

13　この法律の施行前に、改正前の第四十八条の規定により、副総裁又は理事により契約を締結する職員その他の会計職員として任命された者は、改正後の同条の規定により、総裁により任命されたものとみなす。

14　この法律の施行前における日本国有鉄道の役員としての在職及びこれに係る恩給については、なお改正前の第五十六条の例による。

15　この法律の施行の際現に日本国有鉄道の役員である者が引き続いてその役員となつた場合は、退職後でなければ、恩給を給しない。

16　この法律の施行の際現に改正前の第五十七条第一項の規定により、国家公務員共済組合法中退職給付に関する規定を準用される日本国有鉄道の役員である者が引き続いてその役員となつた場合は、同法第九十六条の例による。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の改正）

17　国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「職員」という。）」を「（日本国有鉄道にあつては、役員を除く。以下「職員」という。）」に改める。

（理事の退職手当に関する経過措置）

18　この法律の施行の際現に日本国有鉄道の理事である者が第六項の規定によりその職を失つた場合の退職手当については、改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の例による。

19　この法律の施行の際現に日本国有鉄道の理事である者が引き続いてその役員となつた場合は、この法律の施行の日以後最初に作成する予算が実施されるまでは、改正前の第五十六条の例による。

律の施行の際に退職したものとみなして、改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の例により退職手当を支給する。

20　この法律の施行の際現に日本国有鉄道の理事である者が引き続いてその職員となつた場合は、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、その理事であつた期間についても、職員として在職したものとみなす。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸大臣署名）

法律第百六号（昭三一・五・一八）

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　特殊受払」を「第五節　払出の簡易取扱」に改める。

第十八条第一項第三号中「電信現金払　通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額」を「電信現金払　通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額　第五十条の三の規定による払出の金額の総額に十五円を加算した金額」に改める。

第三十四条の見出し中「証書」を「証書等」に改め、同条第一項中「第三十八条第一項、第二項、第五十五条及び第五十六条第二項の払出証書並びに」を「第三十八条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十六条第二項の払出証書、第五十条の三の支払通知書及び」に、「又は為替金」を「若しくは為替金又は当該支払通知書による払出金」に改め、同条第二項中「その証書」の下に「又は支払通知書」を加える。

第三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　払出の簡易取扱

第五十条の二（簡易払）　定期に多数の払出請求をする加入者で省令の定める基準に適合するものは、郵政大臣の承認を受けて、この節の定めるところにより、簡易な払出（以下簡易払という。）の取扱を受けることができる。

第五十条の三（払出）　簡易払においては、加入者の請求に因り、省令の定めるところにより、口座所管庁において当該加入者の指定する受取人に対する支払通知書を発行し、郵便局において当該支払通知書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該受取人に払い渡し、口座所管庁においてその払い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から払い出す。

第五十条の四（支払通知書の金額の制限）　支払通知書の金額は、一枚につき、三万円以下とする。

第五十条の五（払出金の払渡等）　郵政省は、支払通知

書に記載された払渡の期間の経過後は、当該支払通知書に係る払出金の払渡をしない。但し、不可抗力に因つて払い渡すことができなかつた場合その他省令で定める特別な事由がある場合は、この限りでない。

前項の払渡の期間は、加入者の指定する日から一箇月とする。

支払通知書が汚染され、又はき損されたため、その記載事項のうち省令で定める事項がわからなくなつたときも、第一項本文と同様とする。

支払通知書は、再交付しない。

第一項又は第三項の規定により支払通知書に係る払出金が払い渡されないこととなつた場合においては、当該支払通知書の発行は、初からなかつたものとみなす。

第五十条の六（現在高計算上の特例）簡易払の取扱を受ける口座につき第五十条の三の規定による支払通知書の発行があつた場合における当該口座についての第二十九条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十六条第一項第一号の規定の適用については、当該発行の日から省令で定める期間内に限り、当該発行に係るすべての支払通知書に表示された金額の合計額から当該支払通知書により当該口座の貯金から既に払い出された払出金額の合計額を控除した金額は、当該口座の現在高の計算上、当該口座の貯金から既に払い出されたものとする。

第五十条の七（準用規定）簡易払の払出金については、第三十八条第四項及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十八条第四項中「前三項」とあるのは、「第五十条の三」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条第一項中「持参人払の小切手」を「小切手、郵便為替証書並びに郵便振替貯金の払出証書及び支払通知書」に、「小切手金額」を「表示する金額」に改め、同条第二項中「決済された後」の下に「又は当該郵便為替証書、払出証書若しくは支払通知書による為替金、払出金若しくは貯金残額が払い渡された後」を加え、「その小切手」の下に「、郵便為替証書、払出証書又は支払通知書」を加える。

第三十五条の見出し中「決済不能」を「決済不能等」に改め、同条中「決済することができないとき」の下に「、又は通常郵便貯金に預入した郵便為替証書若しくは郵便振替貯金の払出証書若しくは支払通知書による為替金、払出金若しくは貯金残額が払渡の停止その他の事由に因り払い渡すことができないものであつたとき」を加える。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百七号（昭三一・五・二一）

◎消防団員等公務災害補償責任共済基金法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　基金（第二条―第五条）
第三章　役員（第六条―第八条）
第四章　業務（第九条―第十四条）
第五章　会計（第十五条―第十八条）
第六章　監督（第十九条―第二十一条）
第七章　補則（第二十二条・第二十三条）
第八章　罰則（第二十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の四の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の二の規定による消防作業に従事した者に係る損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」という。）に関する市（特別区の存する区域については、都。以下同じ。）町村の支払責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金（以下「基金」という。）を設立し、もつて消防団員等公務災害補償を的確に実施することを目的とする。

第二章　基金

（人格）

第二条　基金は、法人とする。

（事務所）

第三条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2　基金は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第四条　基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資金に関する事項
五　役員に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　市町村との消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結に関する事項
八　市町村の掛金に関する事項
九　会計に関する事項
十　公告の方法

2　定款は、内閣総理大臣の認可を受けて変更することができる。

（登記）

第五条　基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第三章　役員

（役員）

第六条　基金に、役員として理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事三人を置く。

（役員の職務及び権限）

第七条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　常務理事は、定款で定めるところにより、基金を

代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の重要な業務を掌理する。

4　監事は、基金の業務を監査する。

5　理事長、常務理事又は理事は、監事と兼ねることができない。

6　常務理事は、他の職業の従事することができない。

（役員の選任及び任期）

第八条　理事長は、理事の互選によって定める。

2　理事は、市長を代表する者、市議会の議長を代表する者、町村長を代表する者、町村議会の議長を代表する者、消防団員を代表する者及び学識経験者について、内閣総理大臣が任命する。

3　前項の場合において、市長を代表する者、市議会の議長を代表する者、町村長を代表する者、町村議会の議長を代表する者及び消防団員を代表する者の任命については、それぞれの全国的連合組織の推薦によるものとする。

4　常務理事は、学識経験者のうちから任命された理事につき、理事長が任命する。

5　監事は、市長を代表する者、町村長を代表する者及び消防団員を代表する者について、内閣総理大臣が任命する。第三項の規定は、この場合について準用する。

6　役員が欠員となつたときは、内閣総理大臣は、遅滞なく補欠の役員を任命しなければならない。

7　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8　役員は、再任されることができる。

第四章　業務

（消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結）

第九条　市町村は、消防団員等公務災害補償の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

（基金の支払）

第十条　基金は、政令で定めるところにより、消防団員等公務災害補償を行う市町村に対して、その請求に基き、当該非常勤消防団員又は消防作業に従事した者に係る療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償又は打切補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。ただし、次条の規定による掛金を支払わない市町村に対しては、この限りでない。

（市町村の掛金）

第十一条　市町村は、政令で定めるところにより、基金の業務に要する経費に充てるため、人口、非常勤消防団員の数等を基準として政令で定める額を、掛金として、基金に対して支払わなければならない。

（国の補助）

第十二条　国は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に対して、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

（基金の権限）

第十三条　基金は、市町村が行う消防団員等公務災害補償に必要な経費を当該市町村に対して支払う場合において必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長に対して説明を求め、報告をさせ、若しくは当該消防団員等公務災害補償に係る帳簿書類の提出を求め、又は職員をして市町村長の保管する当該

帳簿書類若しくは当該非常勤消防団員若しくは消防作業に従事した者の診療を担当した者の診療録その他の帳簿書類を実地に調査させることができる。基金が消防団員等公務災害補償に必要な経費を市町村に支払つた後において、その支払額に錯誤があると認めるに至つたときも、また、同様とする。

2　前項の場合において、基金の職員が実地に調査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（基金の返還要求）

第十四条　基金は、消防団員等公務災害補償を行う市町村に対して第十条の規定によりその経費を支払つた後において、その支払額について錯誤があつたことが判明したときは、当該市町村に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

第五章　会計

（事業年度）

第十五条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

（事業計画書）

第十六条　基金は、事業年度ごとに、事業計画書を作成して、内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。事業計画書に総理府令で定める重要な変更を加えようとするときも、また、同様とする。

（報告及び公告）

第十七条　基金は、毎事業年度末に、財産目録及び事業状況報告書を作成し、これに事業計画書の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、その財産目録、事業状況報告書及び決算報告書を公告しなければならない。

（総理府令への委任）

第十八条　前三条に規定するもののほか、基金の会計及び資産の運用その他財務に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章　監督

（報告及び検査）

第十九条　内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又は部下の職員をして業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、基金が従たる事務所を設けた場合における当該事務所に対する前項の権限を当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に委任することができる。

3　前二項の規定により職員が検査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（定款の変更命令等）

第二十条　内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、定款の変更については、この限りでない。

（役員の解任）

第二十一条　内閣総理大臣は、基金の役員が法令若しくは定款又は前条の規定による命令に違反したときは、これを解任することができる。

第七章　補則

（登録税の非課税）

第二十二条　基金が第五条第一項の規定によつてする登記及び基金がその事務所の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保存のためにする登記には、登録税を課さない。

（政令への委任）

第二十三条　この法律に特別の定があるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章　罰則

（罰則）

第二十四条　第十九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　基金の代表者又は代理人、使用人その他の従事者が基金の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対しても同項の刑を科する。

3　この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、二万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条から第四条までの規定は、公布の日から施行する。

（基金の設立）

第二条　内閣総理大臣は、第八条第二項、第三項及び第五項の規定の例により、基金の理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事又は監事となるべき者は、第八条第一項の規定の例により、理事長となるべき者を互選する。

3　第一項の規定により指名された理事若しくは監事となるべき者又は前項の規定により互選された理事長となるべき者は、基金の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事若しくは監事に任命され、又は理事長に互選されたものとする。

第三条　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、第四条の規定の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の規定による内閣総理大臣の認可又は承認があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者は、前条の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　前項の規定によつてする登記には、登録税を課さない。

第六条　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

（消防団員等公務災害補償責任共済契約の経過措置）

第七条　市町村は、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行後一月以内に、

基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、第十一条の規定による掛金を支払わなければならない。

（従前の消防団員等公務災害補償の経過措置）

第八条　この法律の施行の日前又はこの法律の施行の日から前条の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約が締結されるまでの間に発生した事故により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となつた者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る消防団員等公務災害補償については、なお、従前の例による。

（事業年度の経過措置）

第九条　基金の最初の事業年度は、第十五条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

（基金に対する便宜の供与）

第十条　内閣総理大臣は、当分の間、基金の業務の遂行のため必要があると認めるときは、国家消防本部の職員をして基金の業務に従事させ、又は国家消防本部の使用する施設（土地を含む。）を無償で基金の利用に供することができる。

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「町村会」の下に「、消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「、消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

（消防組織法の一部改正）

第十三条　消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）に基く内閣総理大臣の権限の行使の補佐に関する事項

第十五条の四中「その消防吏員（消防吏員を置かない市町村にあつては財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員）の例に準じ、」を「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、」に改める。

（消防法の一部改正）

第十四条　消防法の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「市町村は、」の下に「政令で定める基準に従い」を加え、「療養その他の給付を行うものとする。」を「その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「、消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百八号（昭三一・五・二一）

◎公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律

公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　団体交渉及び交渉委員の指名（第八条―第十六条）」を「第三章　団体交渉等（第八条―第十六条）」に、「第三章　苦情処理、あっ旋及び調停（第十九条―第二十五条）」を「第五章　公共企業体等労働委員会（第十九条―第二十五条の六）」に、「第六章　仲裁（第二十六条―第三十七条）」を「第六章　あっせん、調停及び仲裁（第二十六条―第三十七条）」に改める。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一　前項第一号の公共企業体に雇用される者であつて、役員及び日日雇い入れられる者以外のもの

第三条の見出しを「（労働組合法との関係）」に改め、同条中「第六条」を「第五条第二項第八号」に、「第三十三条」を「第三十二条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五条第一項中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「この法律に規定する手続」とあるのは「この法律並びに公共企業体等労働関係法第二十条第二項及び第二十五条の五に規定する手続」と、「この法律に規定する救済」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第二十五条の五に規定する救済」と、第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」及び第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「公共企業体等労働関係法による紛争の調整」と、第十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と読み替えるものとする。

第四条第二項中「政令で定める。」を「公共企業体等労働委員会の決議に基き、労働大臣が定めて告示する。」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第七条中「公共企業体等は」を「組合の申出があつたときは、公共企業体等は」に改め、「その定める」を削り、「許可することができる。」を「認めることができる。」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　団体交渉等

第八条から第十五条までを次のように改める。

（団体交渉の範囲）

第八条　第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、第四条第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、公共企業体等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一　賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二　昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲

戒の基準に関する事項

三　労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四　前各号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

（交渉委員等）

第九条　公共企業体等と組合との団体交渉は、もつぱら、公共企業体等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条　公共企業体等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2　公共企業体等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

第十一条　前二条に定めるもののほか、交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手続に関し必要な事項は、団体交渉で定める。

（苦情処理）

第十二条　公共企業体等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2　苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

第十三条から第十五条まで　削除

第十八条中「、この法律によつて有する一切の権利を失い、且つ」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章　公共企業体等労働委員会

（設置）

第十九条　労働省に、公共企業体等労働委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員の任命）

第二十条　委員会は、公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）五人、公共企業体等を代表する委員（以下「使用者委員」という。）三人及び職員を代表する委員（以下「労働者委員」という。）三人をもつて組織する。

2　公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、使用者委員は公共企業体等の推薦に基いて、労働者委員は組合の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3　公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

5　公益委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6　委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。

（委員の欠格条項）

第二十一条　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2　次の各号の一に該当する者は、公益委員となることができない。

一　国会又は地方公共団体の議会の議員

二　職員又は公共企業体の役員

（委員の任期等）

第二十二条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

（公益委員の服務）

第二十三条　常勤の公益委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2　非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（委員の失職及び罷免）

第二十四条　委員は、第二十一条第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失う。公益委員が同条第二項各号の一に該当するに至つた場合も、同様とする。

2　内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、公益委員にあつては両議院の同意を得て、使用者委員又は労働者委員にあつては委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3　前項の規定により、内閣総理大臣が委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合においては、当該委員は、その議事に参与することができない。

4　内閣総理大臣は、公益委員のうち一人がすでに属している政党にあらたに属するに至つた公益委員をただちに罷免するものとする。

5　内閣総理大臣は、公益委員のうち何人も属していなかつた政党にあらたに二人以上の公益委員が属するに至つた場合は、これらの者のうち一人をこえる員数の公益委員を、両議院の同意を得て、罷免するものとする。

（会長）

第二十五条　委員会に、会長を置く。会長は、公益委員のうちから、委員が選挙する。

2　会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。

（事務局）

第二十五条の二　委員会に、その事務を整理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、地方における事務を分掌させるため、事務局支局を置く。

3　事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

4　事務局支局の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。

（公益委員のみで行う権限等）

第二十五条の三　第四条第二項及び第二十五条の五並びに労働組合法第五条第一項及び第十一条第一項の規定による事務の処理には、公益委員のみが参与する。ただし、第二十五条の五の規定による審問に使

用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

2　委員会は、常勤の公益委員に、委員会に係属している事件に関するもののほか、公共企業体等の職員の労働関係の状況その他委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

（規則制定権）

第二十五条の四　この法律及びこの法律に基く政令で定めるもののほか、委員会は、その行う手続その他事務処理に関し必要な事項について、公共企業体等労働委員会規則を定めることができる。

（委員会の命令等）

第二十五条の五　委員会は、公共企業体等が労働組合法第七条の規定に違反する旨の申立があつたときは、調査、審問及び事実の認定をし、並びに必要な命令を発することができる。

2　労働組合法第二十七条（第五項、第八項、第九項中段及び後段、第十項並びに第十二項の規定を除く。）の規定は、前項の申立があつた場合について準用する。この場合において、同条中「労働委員会」及び「当該労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第一項及び第四項中「前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則」とあるのは「公共企業体等労働委員会規則」と、第六項中「使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第十一項中「第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴」とあるのは「訴」と読み替えるものとする。

3　委員会は、第二十五条の三の規定による規則で定める共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、第三十条の地方調停委員会の公益を代表する調停委員に調査又は審問を行わせることができる。この場合において、当該地方調停委員会の公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員は、当該審問に参与することができる。

4　第十八条の規定による解雇に係る第一項の申立があつた場合において、その申立が当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、委員会は、第二項において準用する労働組合法第二十七条第二項の規定にかかわらず、これを受

5　第十八条の規定による解雇に係る第一項の申立を受けたときは、委員会は、申立の日から二月以内に命令を発するようにしなければならない。

（準用規定等）

第二十五条の六　労働組合法第二十一条から第二十三条まで、第二十九条及び第三十条の規定は、委員会について準用する。

2　この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章を次のように改める。

第六章　あつせん、調停及び仲裁

（あつせん）

第二十六条　委員会は、公共企業体等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2　前項のあつせんは、委員会の会長が委員、第二十九条第三項の調停委員候補者名簿に記載されている者若しくは第三十条の地方調停委員会の調停委員のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

けることができない。

3　あつせん員（委員又は地方調停委員会の調停委員である者を除く。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

4　あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

5　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、委員会の行うあつせんについて準用する。

6　委員会及び委員会の会長は、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、あつせんに関する事務の一部を地方調停委員会に行わせることができる。

（調停の開始）

第二十七条　委員会は、次の場合に調停を行う。

一　関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。

二　関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。

三　関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四　委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。

五　主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

（委員会による調停）

第二十八条　委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会又は地方調停委員会によつて行う。

2　調停委員会は、二以上の地方調停委員会の管轄区域にわたる事件について、調停を行う。

3　地方調停委員会は、その管轄区域内の事件であつて、前項に規定する事件以外のものについて、調停を行う。

4　委員会は、前項に規定する事件であつて、全国的に重要な問題に係ると認めるものその他特に調停委員会が調停を行うことが適切であると認めるものについては、前二項の規定にかかわらず、調停委員会を設けて調停を行わせることができる。

5　委員会は、第二項に規定する事件について、その処理上適切であると認めるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定の地方調停委員会を指定して調停を行わせることができる。

（調停委員会）

第二十九条　調停委員会は、公益を代表する調停委員、公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、公共企業体等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2　公益を代表する調停委員は委員会の公益委員のうちから、公共企業体等を代表する調停委員は委員会の使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は委員会の労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3　委員会の会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

4　前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

（地方調停委員会）

第三十条　委員会に、地方における調停に関する事務を分掌させるため、地方調停委員会を置く。

2　地方調停委員会の調停委員は、委員会の同意を得

て、労働大臣が任命する。

3　地方調停委員会の位置、名称、管轄区域及び調停委員の数は、政令で定める。

4　第二十条第五項及び第六項本文、第二十一条、第二十二条、第二十三条第二項、第二十四条及び前条第一項の規定は、地方調停委員会及び調停委員について準用する。この場合において、第二十四条中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「両議院」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

（報告及び指示）

第三十一条　委員会は、調停委員会又は地方調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

（調停に関する準用規定）

第三十二条　労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、調停委員会及び地方調停委員会並びに調停について準用する。

（仲裁の開始）

第三十三条　委員会は、次の場合に仲裁を行う。

一　関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

二　関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。

三　委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

四　委員会が、あつせん又は調停を行つている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

五　主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

（仲裁委員会）

第三十四条　委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2　仲裁委員会は、委員会の公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が委員会の公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3　労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び仲裁委員について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

（委員会の裁定）

第三十五条　委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず、また、政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第三十六条及び第三十七条　削除

第三十九条中「第二十四条第五号、第二十九条第一項及び第三十四条第五号」を「第二十七条第五号及び第三十三条第五号」に改める。

第四十条第一項第一号中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第百二十号）」を加える。

第四十一条中「調停委員会又は仲裁委員会」を「委員会」に改める。

附則第三項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（労働組合に加入することができない職員の範囲に関する経過措置）

2　この法律の施行の際現に公共企業体等労働関係法（以下「法」という。）第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の法（以下「旧法」という。）第四条第二項の政令で定められている範囲は、改正後の法（以下「新法」という。）第四条第二項の規定により公共企業体等労働委員会（以下「委員会」という。）が決議したものとみなす。

（法人である労働組合に関する経過措置）

3　この法律の施行の際現に新法第二条第二項の職員が組織する労働組合であつて、法人であるものは、新法及び労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の規定による法人である労働組合とみなす。

（委員の任命手続の特例）

4　新法第二十条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の公益を代表する委員の任命について準用する。

5　この法律の施行後最初に行われる委員会の職員を代表する委員の任命についての新法第二十条第二項の規定による推薦については、労働組合法第五条第一項の規定は、適用しない。

（事務局の職員に関する経過措置）

6　この法律の施行の際現に公共企業体等調停委員会及び公共企業体等仲裁委員会の事務局の局長その他の職員である者は、別に辞令が発せられないときは、この法律の施行の日に委員会の事務局の職員に任命されたものとみなす。

（不当労働行為に関する経過措置）

7　この法律の施行の際現に旧法第三十六条の規定により公共企業体等仲裁委員会に係属している事件は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政令で定めるところにより、関係当事者から委員会に対して申出があつたときは、新法第二十五条の五の規定により委員会に係属したものとみなす。

8　新法第二十五条の五の規定による申立は、この法律の施行前一年以内に公共企業体等がした労働組合法第七条の規定に違反する行為（継続する行為であつて、この法律の施行前一年以内に終了したものを含む。）であつて前項に規定するもの以外のものについても、することができる。

9　前項の規定による申立は、この法律の施行の日から起算して二月以内にしなければならない。

（あつせん、調停及び仲裁に関する経過措置）

10　この法律の施行の際現に旧法の規定により、公共企業体等調停委員会又は公共企業体等仲裁委員会に係属しているあつせん、調停又は仲裁に係る事件は、この法律の施行の日から起算して一月以内にその紛争の関係当事者の一方から委員会に対して申出があつたときは、政令で定めるところにより、新法の規定により委員会に係属したものとみなす。

（協定及び裁定に関する経過措置）

11　旧法の規定により締結された協定であつて、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法その他の法令に矛盾し、又は抵触することとなる場合を除き、この法律の施行後も、政令で定めるところにより、当該協定に係る公共企業体等と労働組合とが新法の規定により締結したものとして有効に存続するものとする。

12　旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、その裁定の従前の関係当事者が締結した協定とみなして、前項の規定を適用する。

13　前二項の協定又は裁定の適用に関し紛争が生じたときは、委員会は、新法第三十三条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、仲裁を行うことができる。

14　旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつて、この法律の施行の際現に旧法第三十五条ただし書に該当するものとして、法第十六条第二項の規定により国会に付議されているもの又は付議されるべきものであるものについては、政令で定めるところにより、委員会は、すみやかに、この法律の施行により必要となつた限度において、修正しなければならない。

15　前項の規定により修正された裁定は、公共企業体等仲裁委員会がその裁定をした日に、委員会がしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

16　この法律の施行前にした旧法第二十四条の三若しくは第三十七条において準用する労働組合法第二十二条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（他の法律の改正等）

17　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「
労働省	中央労働委員会
	公共企業体等仲裁委員会
	公共企業体等調停委員会
」

を

「
労働省	中央労働委員会
	公共企業体等労働委員会
」

に改める。

18　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十二号の三を次のように改める。

十二の三　公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

19　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（職員の範囲及び資格）

第十九条　この法律において公社の職員とは、公社に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第二十五条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加える。

第四十三条の二十一第二項中「支給するときは、適用しない。」を「支給するとき、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、適用しない。」に改める。

20　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項を次のように改める。

この法律において日本国有鉄道の職員とは、日本国有鉄道に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十二条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加える。

第四十四条第二項中「支給するときは、適用しない。」を「支給するとき、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。」に改める。

21　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

労働省	一九、一五三人
本省	八五人
中央労働委員会	一九人
公共企業体等仲裁委員会	一一四人
公共企業体等調停委員会	
計	一九、三七一人

を

「

労働省	一九、一五三人
本省	八五人
中央労働委員会	一三三人
公共企業体等労働委員会	
計	一九、三七一人

」に改める。

22 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号を次のように改める。

三十一　公共企業体等労働委員会に対し調停及び仲裁の請求をすること。

第四条第一項第三十二号を削り、第三十二号の二を第三十二号とする。

第二十七条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

四　削除

23 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号から第十九号までを次のように改め、第十九号の二を削り、第十九号の三を第十九号の二とする。

十六　公共企業体等労働委員会の公益を代表する委員の候補者名簿を作成すること。

十七　公共企業体等労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

十八　公共企業体等労働委員会の調停委員の候補者名簿を作成すること。

十九　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）に規定する労働関係に関し、労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

第七条第一号中「及び労働関係調整法」の下に「（昭和二十一年法律第二十五号）」を加え、第三号中「、公共企業体等仲裁委員会及び公共企業体等労働委員会」を「及び公共企業体等労働委員会」に改める。

第二十条第一項中「公共企業体等仲裁委員会　公共企業体等調停委員会」を「公共企業体等労働委員会」に、第三項中「公共企業体等仲裁委員会及び公共企業体等中央調停委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、第四項を削る。

24 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三　公共企業体等労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を「原子力委員会の常勤の委員　公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」に改める。

25 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項を次のように改める。

この法律において公社の職員とは、公社に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十四条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加える。

第四十三条第五号及び第六号を次のように改める。

五　第七十二条第一項に規定する役員及び職員に対して支給する給与の総額並びに同条第二項の給与の支給に関する事項

六　第七十二条第一項但書の規定による金額の限度額

第七十二条に次の一項を加える。

2　前項本文後段の規定は、能率の向上により収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、特別の給与として支給するとき、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。

26 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「支給するときは、この限りでない。」を「支給するときは、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、この限りでない。」に改める。

27 改正後の日本専売公社法第四十三条の二十一第二項、改正後の日本国有鉄道法第四十四条第二項、改正後の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第五条ただし書の規定中特別の給与以外の給与の支給に関する部分は、昭和三十二年四月一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない。

（内閣総理・大蔵・農林大臣臨時代理　通商産業・運輸・郵政・労働大臣署名）